

# 文教警察企業常任委員会資料 (当初)

令和5年3月6日～8日

教育委員会

1. 表紙・目次	1- 2
2. 予算議案（教育委員会総括、各課個別）	3-14
議案第1号 令和5年度宮崎県一般会計予算	
議案第15号 令和5年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算	
議案第16号 令和5年度宮崎県育英資金特別会計予算	
3. 特別議案	15-16
議案第34号 宮崎県総合博物館条例等の一部を改正する条例	
4. その他報告事項	17-22
令和5年度宮崎県教育委員会事務局組織改正案について	
次期「宮崎県教育振興基本計画」（素案）について	
「宮崎県生涯読書活動推進計画」の一部改定について	

## 2 予算議案

### 【議案第1号、第15号、第16号】 令和5年度当初予算案について（総括）

#### 教育委員会総括

【単位：千円】

会計	所 属	令和5年度 当初予算	令和4年度 当初予算	増減額	対前年度比
一 般 会 計	教 育 政 策 課	3,185,869	3,129,111	56,758	101.8%
	財 務 福 利 課	5,388,048	4,913,280	474,768	109.7%
	高 校 教 育 課	3,578,441	3,589,090	▲ 10,649	99.7%
	義 務 教 育 課	132,903	139,976	▲ 7,073	94.9%
	特 別 支 援 教 育 課	480,139	429,808	50,331	111.7%
	教 職 員 課	88,206,060	92,519,812	▲ 4,313,752	95.3%
	生 涯 学 習 課	705,141	685,408	19,733	102.9%
	ス ポ ー ツ 振 興 課	3,144,142	2,800,373	343,769	112.3%
	文 化 財 課	727,498	484,478	243,020	150.2%
	人 権 同 和 教 育 課	135,778	113,153	22,625	120.0%
	合 計	105,684,019	108,804,489	▲ 3,120,470	97.1%
特 別 会 計	財 務 福 利 課 ( 県 立 学 校 実 習 事 業 )	236,596	238,010	▲ 1,414	99.4%
	財 務 福 利 課 ( 育 英 資 金 )	4,449,753	3,588,750	861,003	124.0%
	合 計	4,686,349	3,826,760	859,589	122.5%
	総 計	110,370,368	112,631,249	▲ 2,260,881	98.0%

## 2 予算議案

### 【議案第1号】 令和5年度当初予算案について（債務負担行為の追加）

財務福利課、スポーツ振興課

#### （1）債務負担行為

事	項	期	間	限	度	額
						千円
	（財務福利課） 県立学校仮設校舎設置事業	令和5年度から 令和6年度まで				18,150
	（スポーツ振興課） 練習環境整備事業 （自転車競技場大規模改修工事）	令和5年度から 令和6年度まで				855,341
	練習環境整備事業 （ライフル射撃競技場大規模改修工事）	令和5年度から 令和6年度まで				236,368

## 2 予算議案

### 令和5年度当初予算 新規・改善事業等一覧

番号	課名	事業名	事業費	説明
			(単位：千円)	
1	財務福利課	・育英資金システム構築事業	44,880	
2	高校教育課	・つながりはぐくむ定時制・通信制生徒支援事業	9,240	
3	高校教育課	㊦みやざきキャリア教育充実事業	11,485	
4	高校教育課	㊦宮崎で活躍！高校生県内就職促進事業	35,573	○
5	高校教育課	・高校生みやざき文化芸術鑑賞事業	1,600	
6	高校教育課 義務教育課	㊦翔け！未来の科学者育成事業	10,180	
7	義務教育課	㊦未来へつなげ、学びのバトン！みやざきの授業改善推進事業	22,911	○
8	義務教育課	・道徳教育推進事業	1,497	
9	義務教育課	㊦小学校社会科副読本デジタルブック整備事業	2,497	
10	義務教育課	・循環型社会を実現する環境教育推進事業	4,243	
11	特別支援教育課	新学びを支える『通級による指導』充実事業	9,054	
12	教職員課	㊦「みやざきで先生になろう！」推進事業	3,389	○
13	生涯学習課	・みやざき総合美術展	7,000	
14	生涯学習課	㊦読書の楽しさを広げる「読書県みやざき」総合推進事業	3,143	
15	生涯学習課	・持続可能なみやざきを創る地域学校協働推進事業	8,205	

## 2 予算議案

### 令和5年度当初予算 新規・改善事業等一覧

番号	課名	事業名	事業費	説明
			(単位：千円)	
16	生涯学習課	・みやざきの共生社会を目指す生涯学習推進事業	7,338	
17	生涯学習課	新置県140年宮崎県史等デジタル化事業	1,454	○
18	スポーツ振興課	・体育・保健体育の授業充実事業	3,372	
19	スポーツ振興課	・甲子園優勝チャレンジ事業	2,506	
20	スポーツ振興課	・「生きる力」を育む健康教育推進事業	2,038	
21	スポーツ振興課	新共生社会の実現に向けた地域スポーツ推進事業	4,998	
22	スポーツ振興課	・女性アスリート強化戦略プロジェクト事業	3,220	
23	スポーツ振興課	・ひむかサンライズ競技選手育成事業	5,370	
24	スポーツ振興課	㊤社会人アスリート等確保事業	5,400	○
25	スポーツ振興課	新食から始める健康「元気なみやざきっ子」食育推進事業	3,176	
26	スポーツ振興課 義務教育課	新公立中学校における部活動の地域移行に向けた環境整備事業	33,253	○
27	文化財課	・近代宮崎の出発点 西南戦争関連遺跡調査・活用事業	3,003	
28	文化財課	新神楽でつなぐ次世代育成事業	7,574	○
29	人権同和教育課	新みやざきの「子どものいのちと人権」を守る推進事業	3,359	
30	人権同和教育課	㊤いじめ・不登校等対策事業 (みやざきの子どもを守る総合支援事業)	28,827	○

# 改 宮崎で活躍！高校生県内就職促進事業


高校教育課 35,573千円  
【財源：一般財源】

## 事業の目的

将来地元で活躍できる人材を育成するとともに、地元企業への就職促進及び定着支援を図る。

## 事業の概要

### (1) 事業の仕組み

①県  配置 就職支援エリアコーディネーター ②③県

### (2) 事業内容

#### ①地元企業と「つながる！」

- ・就職支援エリアコーディネーターの配置
- ・エリアネットワーク会議の開催（企業や学校、行政等の意見交換会）
- ・卒業生の定着支援

#### ②地元企業を「知る！」

- ・インターンシップの実施（職場体験実習）
- ・企業見学会、職業講話の実施

#### ③地元企業で「成長する！」

- ・デュアル教育システムの実施
- ・生徒と企業による成果発表会の実施

### (3) 成果指標

学校基本調査における県内新規高卒者の県内就職割合  
現状（令和3年度）60.5% → 令和7年度 65.2%

## 事業の期間

令和5年度～令和7年度

# 改 未来へつなげ、学びのバトン！みやざきの授業改善推進事業

義務教育課 22,911千円  
【財源：一般財源】

## 事業の目的

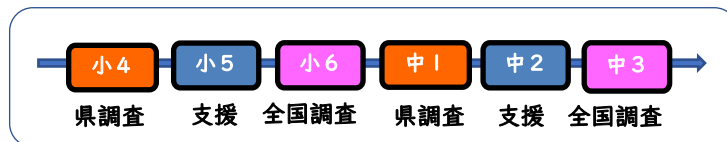
教職員の授業力向上と学校の課題に応じた支援を充実し、児童生徒の学力向上を図る。

## 事業の概要

- (1) 事業の仕組み  
○県独自の学習状況調査の実施（民間業者に委託） → ○調査結果分析（大学等と連携） → ○教職員対象の研修、研究開発校の指定（市町村教育委員会と連携）

(2) 事業内容

- ① みやざき小中学校学習状況調査の実施と分析  
業者委託による県独自の学習状況調査の実施と分析



- ② 授業改善プログラムの実施  
教職員を対象としたプログラムの実施（管理職や支援学年担当職員を対象とした研修等）

- ③ 子どもの学び研究開発校の指定  
授業改善と働き方改革の推進に係る研究と成果の普及

(3) 成果指標

国語・算数（数学）における「授業の内容はよく分かる」と答えた児童生徒の割合  
現状（令和4年度）小／81.6% 中／74.7% → 令和7年度 小／86.0% 中／83.0%

## 事業の期間

令和5年度～令和7年度



# 改「みやざきで先生になろう！」推進事業

教職員課 3,389千円  
【財源：一般財源】

## 事業の目的

宮崎県の教師として働く魅力を発信し、教員採用選考試験における倍率の維持向上を図る。

## 事業の概要

### ① 計画的な資質能力の育成

#### ① 新たな教師ドリームカフェ

対象：県内の教職を目指す中学生・高校生  
時期：年2回  
内容：県内及び全国で活躍する教育関係者による「教師の魅力」に関する講話等



#### スクールトライアル（学校体験）

対象：県内外の大学1・2年生  
時期：9月から翌年1月（3日間程度）  
内容：実際の学校での体験を通して、教員の業務に対する理解を図る



#### 新たな教師塾

対象：県内外の大学3・4年生、大学院生、講師、社会人  
時期：8月から翌年3月（月1回週休日開催）  
内容：宮崎教員育成指標に基づく資質・能力に関する内容（特に実践的指導力）



### ② 教員募集説明会・ガイダンスの実施

#### 教員募集説明会の実施

対象：教員採用選考試験の受験を希望する者等  
時期：10月～12月（東京・大阪・福岡等での開催）  
1月～4月（県内外の大学等で開催）  
内容：教員採用選考試験説明等



#### 教員養成系大学及び教員養成系大学外へのガイダンス実施

対象：教職に興味のある者等  
時期：10～12月  
内容：教育学部及び、工学部、農学部、商学部、水産学部系でのガイダンス実施



### ③ 効果的な情報発信（教師の醍醐味）

#### 多様な情報ツールの活用&ターゲットの焦点化

- 新聞を媒体にボタン方式による授業紹介（子どもにとっての名人授業、感動授業実践等）
- 広告代理店へ広報戦略を委託
- U I J ターンを考える対象者への情報発信（雇用労働政策課との連携）

## 成果指標

### 教員採用試験倍率

R5・・・3.2倍



R6・・・3.4倍



R7・・・3.6倍



R8・・・3.8倍



R9・・・4.0倍

## 事業の期間

令和5年度～令和7年度

# 新 置県140年宮崎県史等デジタル化事業

生涯学習課（県立図書館） 1,454千円  
【財源：宮崎再生基金】

## 事業の目的

宮崎県史等をデジタル化及び公開することなどにより、県民が歴史や文化に触れる機会を増やすとともに、郷土愛や主体的な文化活動の活性化を図る。

## 事業の概要

### (1) 事業の仕組み

①②県、県  民間企業 ③県

### (2) 事業内容

#### ① 宮崎県史デジタル化事業

宮崎県史（通史7巻及び資料民俗1・2、別編民俗、年表）のデジタル化と公開

#### ② 牧水遺墨デジタル化事業

牧水遺墨（30点）のデジタル化と公開

#### ③ Webコンテンツ作成事業

ウィキペディアタウン※の実施

※ 地域の文化財などを調査しウィキペディアの記事を作成・編集するイベント



### (3) 成果指標

図書館HPのアクセス件数 現状（令和3年度）163,523件／年 → 令和6年 180,000件／年

## 事業の期間

令和5年度～令和6年度

# 新 公立中学校における部活動の地域移行に向けた環境整備事業

スポーツ振興課・義務教育課 33,253千円  
【財源：国庫、一般財源】

## 事業の目的

公立中学校の休日の部活動の段階的な地域移行と地域スポーツ・文化環境の一体的な整備を行い、子どもたちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会の確保と学校の働き方改革を推進する。

## 事業の概要

### (1) 事業の仕組み

① ア) 県 イ) 県  市町村      ② 県  市町村      ③ ア) 県 イ) 県  市町村

### (2) 事業内容

#### ① 地域移行体制の構築に対する支援

- ア) 県の検討委員会やコーディネーター等の研修会の開催・先進地視察（国1/3、県2/3）
- イ) 市町村協議会等やコーディネーター・指導者研修会の開催等（国1/3、県1/3、市町村1/3）

#### ② 地域における新たなスポーツ環境の構築

公立中学校の施設の整備や改修の支援（国1/3、市町村2/3）

#### ③ 部活動の地域移行等に向けた実証事業（国10/10）

- ア) 県のコーディネーター配置
- イ) 市町村のコーディネーター配置、運営団体等の整備充実、指導者配置支援等体制整備等

### (3) 成果指標

休日の部活動（一部を含む）の地域移行に取り組む市町村数 26市町村

## 事業の期間

令和5年度

# 改 社会人アスリート等確保事業


スポーツ振興課 競技力向上推進室 5,400千円  
【財源：国スポ・障スポ基金】

## 事業の目的

県内外の有望アスリート等の雇用を促進し、第81回国民スポーツ大会での天皇杯獲得及び大会後の安定した競技力の確保を図る。

## 事業の概要

### (1) 事業の仕組み

①②県 ③県  支援 新規アスリート等雇用企業等

### (2) 事業内容

- ① 成年選手確保体制の強化  
事業推進のための専門員の配置、大学等訪問、協力企業・団体等の開拓
- ② 無料職業紹介所の運営  
産業経済団体等への事業説明、雇用マッチングの開催、合同企業説明会の実施
- ③ アスリート等応援企業等支援事業（1人あたり年間最大25万円の支援）  
新規アスリート等雇用企業等に対し雇用環境整備に係る必要な経費等の支援、協力企業等の紹介

### (3) 成果指標

社会人アスリート等確保数  
令和5年度5人 → 令和6年度20人 → 令和7年度25人



## 事業の期間

令和5年度～令和7年度

# 新 神楽でつなぐ次世代育成事業

文化財課 7,574千円  
【財源：一般財源】

## 事業の目的

神楽のユネスコ無形文化遺産登録による世界的評価の獲得を目指し、県民の民俗芸能への興味を喚起することにより、次世代神楽保存会員の増加と育成を図り、中山間地域の活性化に寄与する。

## 事業の概要

### (1) 事業の仕組み

①②③ いずれも県

### (2) 事業内容

#### ① 神楽交流支援事業

全国及び県内神楽組織の活動（神楽のユネスコ登録推進）、有識者による講演会、神楽を中心とした民俗芸能公演

#### ② 神楽情報発信事業

全国及び県内神楽組織の活動内容や神楽公演の動画等を含めた情報発信（HPの改修、広報誌発行）

#### ③ 神楽継承者育成支援事業

県内高校生等の体験発表、リーダー研修会（若手会員の情報交換や国指定神楽保存団体代表の講話）、子ども神楽大会の開催

### (3) 成果指標

全国神楽継承・振興協議会 加入率 現状（令和4年12月）75% → 令和6年 100%

県内国指定神楽保存会員の40代以下の割合 現状（令和元年度）47% → 令和7年度 60%



## 事業の期間

令和5年度～令和7年度

# 改 いじめ・不登校等対策事業

人権同和教育課 28,827千円  
【財源：国庫、一般財源】

## 事業の目的

教育相談体制の充実及びいじめ・不登校等の未然防止及び解決に向けた支援の充実を図り、総合的な生徒指導体制を構築し、子どもたちの心身の健全な成長を促すとともに、そのかけがえのない命を守る。

## 事業の概要

(1) 事業の仕組み  
県が主体となり、学校や市町村教育委員会と連携して実施（一部、民間に委託）

(2) 事業内容

① 教育相談窓口の運用

県内全ての児童生徒が相談できる電話相談・SNS（LINE）相談を開設

② いじめ問題の未然防止及び解決に向けた取組

いじめの未然防止に関する取組推進校を指定し、児童生徒が主体となったいじめの未然防止を推進

③ 不登校の未然防止及び多様な学びの場の整備に向けた取組

フリースクールなどの民間施設との協議会を設置するなど、市町村とともに連携を推進

不登校特例校の設置に向けた市町村との協議

④ ネットトラブル等の未然防止の取組

管理職を対象とした研修の開催、ITアドバイザーの派遣

(3) 成果指標

「自分にはよいところがあると思う」児童生徒の割合 現状(令和4年) 78.8% → 令和7年 82%

「困り事や不安をいつでも相談できる」児童生徒の割合 現状(令和4年) 62.7% → 令和7年 72%



## 事業の期間

令和5年度～令和7年度

### 3 特別議案

#### 【議案第34号】

## 宮崎県総合博物館条例等の一部を改正する条例

生涯学習課・文化財課

### 1 改正の理由

博物館法の改正に伴い、関係規定の改正を行うものである。

### 2 改正の内容

#### (1) 宮崎県総合博物館条例

設置の根拠について、博物館法第18条を削るとともに、同法第2条第1項の規定を加える。

#### (2) 県立美術館条例

ア 設置の根拠について、博物館法第18条を削るとともに、同法第2条第1項の規定を加える。

イ 県立美術館協議会について、博物館法第20条を同法第23条第1項に改める。

#### (3) 県立西都原考古博物館条例

設置の根拠について、博物館法第18条を削るとともに、同法第2条第1項の規定を加える。

#### (4) 宮崎県博物館協議会条例

宮崎県博物館協議会について、博物館法第20条第1項を同法第23条第1項に改める。

### 3 施行期日

令和5年4月1日

#### 【議案第34号】

## 宮崎県総合博物館条例等の一部を改正する条例

生涯学習課・文化財課

### 4 参考

(旧) 博物館法第18条(設置)

公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

→ 今回の法改正により、条文自体が削除された。

(新) 博物館法第2条第1項(定義)

この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む。以下同じ。)し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関(社会教育法による公民館及び図書館法(昭和25年法律第118号)による図書館を除く。)のうち、次章の規定による登録を受けたものをいう。



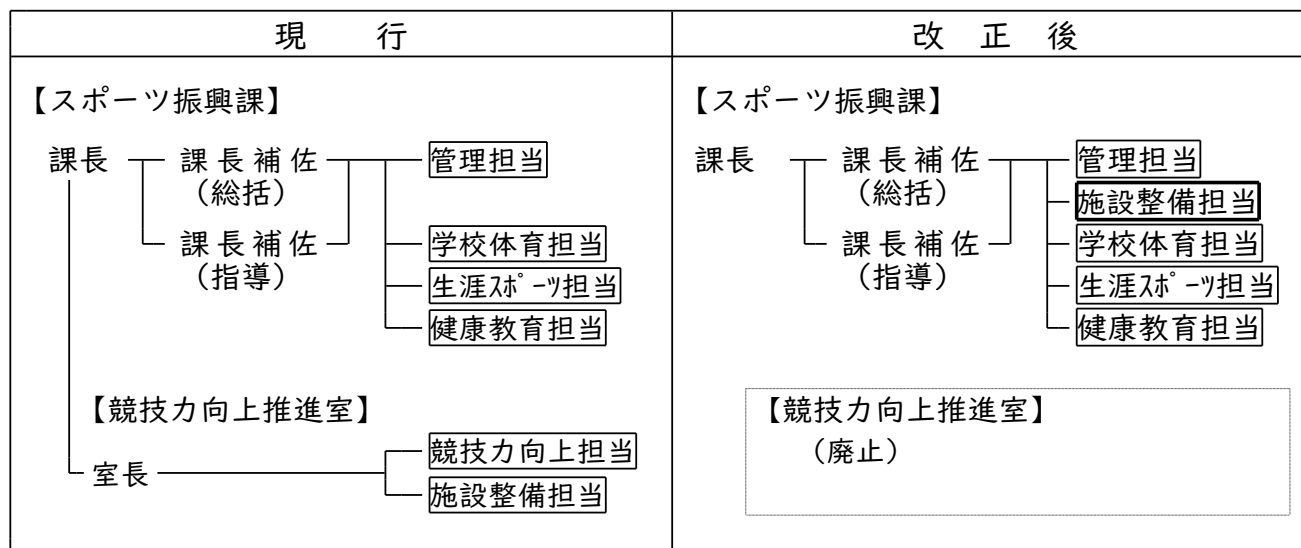
## 令和5年度宮崎県教育委員会事務局組織改正案について

教育政策課

### 組織改正の内容（主要事項）

#### 1 競技力向上推進室の廃止

令和9年に本県で開催される国民スポーツ大会での天皇杯獲得に向け、知事部局と教育委員会が連携して競技力向上に取り組むため、競技力向上の推進に係る事務を知事部局へ移管し、競技力向上推進室を廃止する。



※ 推進室の廃止に伴い、施設整備担当をスポーツ振興課に設置する。

#### 2 施行日

令和5年4月1日

# 次期「宮崎県教育振興基本計画」（素案）について

教育政策課

## 1 計画策定の考え方

- ・ 国内外においては、これまでの少子化・人口減少、グローバル化などの問題に加え、新型コロナウイルス感染症拡大やウクライナ情勢など、ますます予測困難な時代が到来。
- ・ 本県においては、高齢化・人口減少が一層加速し、地域活力の低下が懸念。全国同様、不登校、ヤングケアラーなど、子供の問題が多様化・複雑化。共働き家庭やひとり親家庭の増加など、家庭を取り巻く環境が変化。
- ・ 現況を踏まえ、現行計画のこれまでの推進状況を振り返り、国の教育振興基本計画を参酌し、県総合計画との整合を図り、分かりやすく実効性のある計画を策定。

## 2 次期計画（素案）の概要

### (1) 第1章 計画の策定に当たって

計画の性格：・教育基本法第17条第2項に基づき策定する「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」  
・宮崎県総合計画の部門別計画

計画の期間：令和5年度～令和8年度

### (2) 第2章 本県教育の現状

「幼児期の教育」、「学校教育」、「生涯学習と家庭・地域の教育」、「文化芸術・スポーツ活動」の4分野ごとに客観的な数値を用いて現状を整理

### (3) 第3章 本県が目指す教育の姿

① スローガン 「未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり」

② 基本目標 宮崎県教育基本方針の理念の具体化に向け7つの基本目標を掲げ、各基本目標を該当する各施策に紐づけ

### (4) 第4章 施策の展開

第2章の本県教育の現状を踏まえ、今後展開する施策を体系化し、それぞれ今後の方向性や主な取組等を整理

### (5) 第5章 計画の推進に当たって

各施策の実効性を担保し、進捗状況を測るため43の推進指標と目標値等を設定

## 3 今後のスケジュール（予定）

- 令和5年 3～4月 パブリックコメントの実施  
5月 5月定例教育委員会（計画案付議）  
6月 6月定例会 議案（計画案）を県議会へ提出

次期「宮崎県教育振興基本計画」（素案）について

教育政策課

計画の全体像【案】

宮崎県教育基本方針

宮崎県教育振興基本計画

（スローガン）  
未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり

<基本目標>		<施策>	
目標1	多様性を認め合い、 一人一人を大切に する教育の推進	1	いのちと人権を守り、 豊かな心を育む教育の 推進
目標2	次代へ向けて学び続ける 子供たちを育む教育の 推進	2	特別支援教育の推進
目標3	ふるさとへの誇りと愛着を 持ち、世界を視野に活躍 する人材の育成	3	全ての児童生徒に応じた 教育機会の確保
目標4	スポーツを生かした 「未来のみやざき」づくり の推進	4	幼児期の教育の充実
目標5	生涯を通じて学び、 文化に親しむ社会づくり の推進	5	確かな学力を育む教育の 推進
目標6	学校業務の改善と 教職員の資質能力の向上	6	教育の情報化の推進
目標7	教育効果を高める体制や 環境の整備・充実	7	郷土を愛し、地域社会に 参画する態度を育む教育 の推進
		8	社会の変化に対応した多 様な人材を育む教育の推 進
		9	キャリア教育・職業教育 の推進
		10	幅広い世代でのスポーツ の推進
		11	児童生徒の健やかな体を 育む体力・健康づくりの 推進
		12	生涯学習の推進
		13	文化の振興
		14	読書県づくりの推進
		15	学校における働き方改革 の推進
		16	教職員の資質能力の向上
		17	安全・安心な教育環境の 整備・充実
		18	学校・家庭・地域の連携・ 協働の推進
		19	魅力ある多様な教育環境 の振興・支援

## 次期「宮崎県教育振興基本計画」(素案)について

教育政策課

### 施策及び主な取組①【案】

#### 施策1 いのちと人権を守り、 豊かな心を育む教育の推進

- いのちを大切にする教育の推進
- 人権教育の推進
- 道徳教育の推進
- 体験活動の充実

#### 施策2 特別支援教育の推進

- 多様なニーズに対応した支援体制の充実
- 全ての教職員の特別支援教育に関する専門性向上
- 自立支援・就労支援の充実

#### 施策3 全ての児童生徒に応じた 教育機会の確保

- いじめ及び不登校・高等学校中途退学等への対応の充実
- 義務教育未修了者や外国籍の児童生徒等への教育機会の提供・支援
- 経済的な支援の充実

#### 施策4 幼児期の教育の充実

- 幼児教育推進体制の充実
- 教育・保育内容の充実
- 小学校教育との円滑な接続の推進
- 子育て支援体制の充実

#### 施策5 確かな学力を育む教育の推進

- 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
- 確実な実態把握と分析による資質・能力の育成

#### 施策6 教育の情報化の推進

- ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成
- 教職員のICTの活用指導力の向上
- ICTを活用するための環境の整備
- ICT推進体制の整備と校務の改善

#### 施策7 郷土を愛し、地域社会に参画 する態度を育む教育の推進

- 学校における「ふるさと学習」の充実
- 地域課題解決に参画する態度を育む教育の推進
- 地域における「ふるさとに学ぶ活動」の推進

#### 施策8 社会の変化に対応した 多様な人材を育む教育の推進

- グローバル化に対応した教育の推進
- 科学技術教育の推進
- 持続可能な開発のための教育(ESD)の推進

#### 施策9 キャリア教育・職業教育の推進

- 児童生徒の発達を重視したキャリア教育の推進
- 家庭・地域と連携・協働したキャリア教育の推進
- 時代の変化に対応できる職業教育の推進
- 高校生の就職支援の充実

## 次期「宮崎県教育振興基本計画」（素案）について

教育政策課

### 施策及び主な取組②【案】

#### 施策10 幅広い世代での スポーツの推進

- 多様な主体によるスポーツの推進
- 共生社会の実現に向けたスポーツの推進
- スポーツによる地域活性化
- 国スポ・障スポ大会に向けた競技力向上

#### 施策11 児童生徒の健やかな体を育む 体力・健康づくりの推進

- 学校体育の推進
- 健康教育・食育の推進

#### 施策12 生涯学習の推進

- 生涯学習推進体制の充実
- 社会教育の充実

#### 施策13 文化の振興

- 県民誰もが文化に親しむ機会の充実
- 文化活動を支え育む環境の整備
- 文化資源の保存・継承・活用
- 学校における文化芸術活動の充実

#### 施策14 読書県づくりの推進

- 学校における読書活動の推進
- 家庭・地域における読書活動の推進
- 読書県づくりの推進体制の充実

#### 施策15 学校における 働き方改革の推進

- 学校の機能を高めるための学校業務の改善
- 部活動の地域移行に向けた環境整備

#### 施策16 教職員の資質能力の向上

- 優れた人材の確保
- 専門性や社会性の向上のための研修の充実

#### 施策17 安全・安心な教育環境の 整備・充実

- 子供が自ら安全に行動する力の育成
- 安全・安心な学校施設の整備
- 実践的な防災教育等の推進

#### 施策18 学校・家庭・地域の 連携・協働の推進

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- 家庭教育支援の充実
- 教育に関する県民意識の醸成

#### 施策19 魅力ある多様な教育環境の 振興・支援

- 公立小・中・義務教育学校の教育環境の充実
- 県立学校の教育環境の充実
- 学校種間の連携・接続の推進
- 私立学校の振興
- 高等教育機関との連携

## 「宮崎県生涯読書活動推進計画」の一部改定について

生涯学習課

### 改定内容

現行の「宮崎県生涯読書活動推進計画」の主な施策の柱に「視覚障がい者等の読書環境の整備」を追加する。

	現 行	改 定 後
主 な 施 策 の 柱	1 家庭における読書活動の推進	1 家庭における読書活動の推進
	2 学校等における読書活動の推進	2 学校等における読書活動の推進
	3 地域・職場における読書活動の推進	3 地域・職場における読書活動の推進
	4 県民総ぐるみによる推進体制の充実	4 視覚障がい者等の読書環境の整備
		5 県民総ぐるみによる推進体制の充実

#### 1 一部改定の理由

- (1) 令和元年「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）が成立  
すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律
- (2) 令和2年「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（読書バリアフリー基本計画）  
が策定  
読書バリアフリー法を推進するための国の計画（地方公共団体は令和6年度までに策定）

#### 2 「視覚障がい者等の読書環境の整備」の主な取組

- 公立図書館等において、視覚障がい等がある方々に利用しやすい書籍の利用促進を図る。
- 視覚障がい者等に対する図書館サービスについての研修を、図書館司書等を対象に実施する。



【素案】



# 宮崎県教育振興基本計画

(令和5年策定)

未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり

令和〇年〇月

宮崎県・宮崎県教育委員会





---

## 目次

---

宮崎県教育基本方針	1
第1章 計画の策定に当たって	3
第1節 計画策定の背景	4
第2節 計画の性格	5
第3節 計画の期間	5
第2章 本県教育の現状	7
第1節 幼児期の教育	8
第2節 学校教育	8
1 学力・学習状況	
2 郷土に対する意識	
3 キャリア意識	
4 生徒指導上の課題	
5 道徳心や規範意識	
6 体力・運動能力	
7 国際理解と国際交流	
8 教育の情報化	
9 特別支援教育	
10 教職員の資質と働き方	
11 家庭や地域との連携	
第3節 生涯学習と家庭・地域の教育	17
1 生涯学習	
2 家庭教育支援	
3 地域の教育力	
第4節 文化芸術・スポーツ活動	19
1 文化芸術活動	
2 スポーツ活動	
第3章 本県が目指す教育の姿	21
第1節 スローガン	22
第2節 基本目標	22
<計画の全体像>	24
<施策の体系>	25
第4章 施策の展開	27
基本目標1 多様性を認め合い、一人一人を大切にする教育の推進	
施策1 いのちと人権を守り、豊かな心を育む教育の推進	28
施策2 特別支援教育の推進	31
施策3 全ての児童生徒に応じた教育機会の確保	34

<u>基本目標 2</u>	<u>次代へ向けて学び続ける子供たちを育む教育の推進</u>	
施策 4	幼児期の教育の充実	37
施策 5	確かな学力を育む教育の推進	40
施策 6	教育の情報化の推進	44
<u>基本目標 3</u>	<u>ふるさとへの誇りと愛着を持ち、世界を視野に活躍する人材の育成</u>	
施策 7	郷土を愛し、地域社会に参画する態度を育む教育の推進	47
施策 8	社会の変化に対応した多様な人材を育む教育の推進	50
施策 9	キャリア教育・職業教育の推進	54
<u>基本目標 4</u>	<u>スポーツを生かした「未来のみやざき」づくりの推進</u>	
施策 10	幅広い世代でのスポーツの推進	58
施策 11	児童生徒の健やかな体を育む体力・健康づくりの推進	63
<u>基本目標 5</u>	<u>生涯を通じて学び、文化に親しむ社会づくりの推進</u>	
施策 12	生涯学習の推進	65
施策 13	文化の振興	67
施策 14	読書県づくりの推進	72
<u>基本目標 6</u>	<u>学校業務の改善と教職員の資質能力の向上</u>	
施策 15	学校における働き方改革の推進	75
施策 16	教職員の資質能力の向上	78
<u>基本目標 7</u>	<u>教育効果を高める体制や環境の整備・充実</u>	
施策 17	安全・安心な教育環境の整備・充実	81
施策 18	学校・家庭・地域の連携・協働の推進	84
施策 19	魅力ある多様な教育環境の振興・支援	88
<b>第 5 章</b>	<b>計画の推進に当たって</b>	<b>95</b>
<b>第 1 節</b>	<b>推進体制</b>	<b>96</b>
1	実効性の確保と点検・評価	96
2	市町村等との連携	96
<b>第 2 節</b>	<b>推進指標</b>	<b>97</b>
<b>資料</b>	※後日作成	
1	策定の経緯	〇〇
2	宮崎県教育振興基本計画策定懇話会委員名簿	〇〇
3	用語の説明	〇〇
4	関連計画一覧	〇〇

# 宮崎県教育基本方針

本県は、教育基本法にうたわれている人間尊重の精神を基調としてあらゆる教育の場を通じ、

「たくましいからだ 豊かな心 すぐれた知性」

を育む教育を推進します。

さらに、郷土を愛し新たな時代を切り拓いていく気概と広い視野を持ち、地域や社会の発展に主体的に参画するとともに、

夢や希望を抱き生涯にわたって自己実現を図れる、

心身ともに調和のとれた人間の育成をめざします。

宮崎県教育基本方針\*1は、本県教育の推進を図るため、教育関係者に県教育委員会の基本方針を示し、広く県民の理解と協力を得ることを目的として、昭和52年（1977年）に定めたものです。

その後、社会情勢の変化や国の動向、本県教育施策の推進状況などを踏まえ、7度の改正を行ってきましたが、当初から掲げている「たくましいからだ 豊かな心 すぐれた知性」をそなえ、「心身ともに調和のとれた人間の育成」を目指すという、この方針の根幹部分は何も変わることなく、不易の方針として、長く受け継いできました。

極めて変化が激しく予測困難な時代だからこそ、調和のとれた心身の育成、そして、より高い価値を求めて生きようとする「たくましいからだ 豊かな心 すぐれた知性」を育む教育を推進する必要があります。

宮崎県教育振興基本計画は、この理念を具現化し、本県教育の振興を図ります。

\*1 宮崎県教育基本方針：昭和46年度以前は「宮崎県教育基本方針」を示していたが、昭和47～51年度は「宮崎県教育重点施策」として、その前文に、それまでの方針に当たる内容を示していた。その後、昭和52年3月に、改めて「宮崎県教育基本方針」を定めた。



# 第1章

## 計画の策定に当たって

第1節 計画策定の背景

第2節 計画の性格

第3節 計画の期間

## 第1節 計画策定の背景

本県は、令和元年（2019年）に国の第3期教育振興基本計画の策定や県総合計画の改定等を踏まえて、「宮崎県教育振興基本計画（令和元年）」を策定し、施策ごとに推進指標を定め、進捗状況の点検・評価を行いながら、着実な計画の推進に取り組んできました。

その結果、幼児期の教育の充実、人権を尊重し豊かな心を育む教育の推進、安全・安心な教育環境の整備・充実等においては一定の成果が現れてきておりますが、一方で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、生涯学習の推進や魅力ある多様な教育の振興・支援、文化の振興、学校における働き方改革の推進等においては、推進指標の達成状況等が十分ではなく、今後の本県教育の振興を図る上で更なる取組の充実が求められているところです。

国内においては、これまでも気候変動などの地球環境問題、少子化・人口減少や高齢化、グローバル化の進展と国際的な地位の低下、子供の貧困、格差の固定化と再生産、地域間格差などが、社会の課題として掲げられてきました。さらに、社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきたことが、前計画を策定した時点においても指摘されていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大による影響やロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化など、その指摘が現実のものとなっています。

本県においては、全国平均より早いスピードで高齢化や人口減少が進行しており、約50年後の令和52年（2070年）には、県人口は60万人を下回り、高齢化率も38.7%と高い水準で推移することが予想され、それに伴う就業人口の減少や地域活力の低下が懸念されています。また、全国と同様に、いじめや不登校、ヤングケアラー\*1、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の増加など、子供の現状は多様化・複雑化しています。さらに、共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境も変化しています。

このように先行きが不透明な今後において、誰一人取り残すことのない、多様性と包摂性のある、持続可能な社会を維持・発展する必要があります。そのためには、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓く人材の育成が不可欠です。また、学校や地域でのつながりや利他性、自己肯定感などの日本社会に根差したウェルビーイング\*2の向上を、教育を通じて図っていくことが求められています。

こうした中、国は、令和5年（2023年）6月、新たに「第4期教育振興基本計画」を策定し、県においても、宮崎県総合計画の策定を行いました。このことを踏まえ、今回、新たに「宮崎県教育振興基本計画（令和5年）」を策定しました。

なお、本計画の策定に当たっては、分かりやすく実効性のある計画となるよう、多くの対象となる方の意見を伺いました。具体的には、児童生徒や保護者、地域住民等を対象とした「みやぎきの教育に関する調査」を実施して、現状の把握に努めるとともに、様々な分野の有識者等で構成する宮崎県教育振興基本計画策定懇話会の開催、市町村教育委員会や中・高校生、特別支援学校生、大学生、学校関係者、社会教育関係者等との意見交換等を行い、パブリックコメントを実施して、広く県民の声を集め、その期待に応えられるように努めました。

\*1 ヤングケアラー：一般に、本来大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供のこと。  
\*2 ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短絡的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人ならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

## 第2節 計画の性格

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づいて策定する「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」です。

また、宮崎県総合計画の部門別計画として位置付けます。

## 第3節 計画の期間

令和5年度（2023年度）から令和8年度（2026年度）までの4年間とします。

### 参 考

#### ■ 宮崎県教育振興計画の策定の経緯

##### ① 平成21年（2009年） 既存の基本計画を宮崎県教育振興基本計画と位置付ける

###### 【基本計画】

- 宮崎の教育創造プラン（平成15年策定）
- 宮崎県スポーツ振興基本計画（平成15年策定）
- 宮崎県生涯学習振興ビジョン（平成20年策定）
- 宮崎の就学前教育すくすくプラン（平成18年策定）

##### ② 平成23年（2011年） 「第二次宮崎県教育振興基本計画」の策定

- ・ 4つの基本計画を統合
- ・ 計画期間：平成23年度（2011年度）～平成32年度（2020年度）

##### ※平成27年（2015年） 「第二次宮崎県教育振興基本計画」の改定

- ・ 国は「第2期教育振興基本計画」を策定し、県が宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」の改定を行ったことを踏まえ、計画を改定
- ・ 適用期間：平成27年度（2015年度）～平成32年度（2020年度）

##### ③ 令和元年（2019年） 「宮崎県教育振興基本計画(令和元年)」の策定

- ・ 国は「第3期教育振興基本計画」を策定し、県が宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」の改定を行ったことを踏まえ、「第二期宮崎県教育振興基本計画」の終期を繰り上げ、新たに策定
- ・ 計画期間：令和元年度（2019年度）～令和4年度（2022年度）

##### ④ 令和5年（2023年） 「宮崎県教育振興基本計画(令和5年)」の策定

- ・ 国は「第4期教育振興基本計画」を策定し、県が宮崎県総合計画の策定を行ったことを踏まえ、新たに策定
- ・ 「みやざき特別支援教育推進プラン」を統合



## 参 考

### ■ 教育基本法（平成18年12月施行）における教育振興基本計画に関する規定

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

### ■ 国の教育振興基本計画

※資料掲載予定

## 第2章

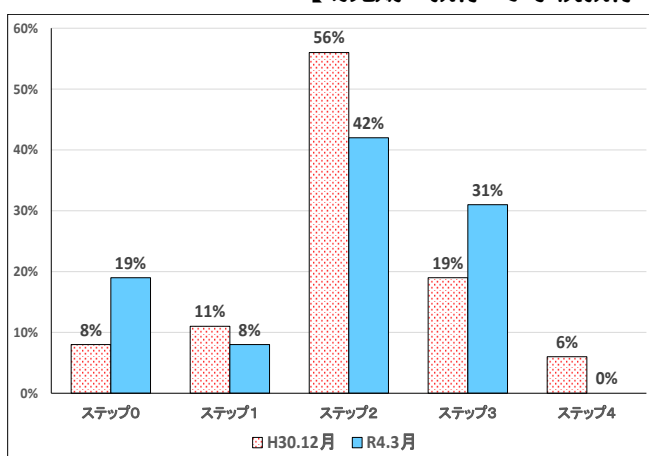
# 本県教育の現状

- 第1節 幼児期の教育
- 第2節 学校教育
  - 1 学力・学習状況
  - 2 郷土に対する意識
  - 3 キャリア意識
  - 4 生徒指導上の課題
  - 5 道徳心や規範意識
  - 6 体力・運動能力
  - 7 国際理解と国際交流
  - 8 教育の情報化
  - 9 特別支援教育
  - 10 教職員の資質と働き方
  - 11 家庭や地域との連携
- 第3節 生涯学習と家庭・地域の教育
  - 1 生涯学習
  - 2 家庭教育支援
  - 3 地域の教育力
- 第4節 文化芸術・スポーツ活動
  - 1 文化芸術活動
  - 2 スポーツ活動

## 第1節 幼児期の教育

- 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものですが、急速な少子化の進行、家庭や地域を取り巻く状況の変化等が複合的に絡み合い、生活体験の不足などの課題が見られ、子供の心身の発達への影響が懸念されています。
- 幼児期の教育と小学校教育の連携・接続の状況については、新型コロナウイルス感染症の影響により、授業・行事・研究会等の交流が進んでいない地域も見られます。
- 施設類型や設置主体の違いにかかわらず、幼稚園教育指導要領等に基づき、全ての子供に、質の高い幼児教育を提供していくとともに、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図り、子供の発達や学びの連続性を意識し、見通しを持って教育を充実させていくことが求められています。

【幼児期の教育と小学校教育の連携・接続の状況（本県）】



[各ステップの状況]

0 連携の予定・計画がまだない
1 連携・接続に着手したいが、まだ検討中
2 年数回の授業・行事・研究会等の交流があるが、接続を見通した教育課程の編成・実施はしていない
3 授業・行事・研究会等の交流が充実し、接続を見通した教育課程の編成・実施をしている
4 接続を見通して編成・実施した教育課程の実施結果を踏まえ、よりよいものとなるよう検討している

出典：県こども政策課調べ

## 第2節 学校教育

### 1 学力・学習状況

- 全国学力・学習状況調査（令和4年度）における全国と本県の平均正答数の状況を見ると、実施された全ての教科において、全国平均をやや下回っており、学校間格差や地域間格差がやや拡大しつつある状況です。
- 同調査の一部として行われている児童生徒質問紙の結果を見ると、「学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができていますか」など、学習習慣に係る各項目について課題が見られます。

【全国学力・学習状況調査（令和4年度）における「平均正答数」の状況（公立学校のみ）】

	教科区分	問題数	平均正答数				教科区分	問題数	平均正答数		
			宮崎	全国	全国との差				宮崎	全国	全国との差
小学校	国語	14問	9.0	9.2	-0.2	中学校	国語	14問	9.3	9.7	-0.4
	算数	16問	9.8	10.1	-0.3		数学	14問	6.9	7.2	-0.3
	理科	17問	10.6	10.8	-0.2		理科	21問	9.8	10.4	-0.6
	合計	47問	29.4	30.1	-0.7		合計	47問	26.0	27.3	-1.3

※「宮崎」「全国」欄の数値は、平均正答数（単位：問）

出典：令和4年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

【全国学力・学習状況調査における「児童生徒質問紙調査」の状況（一部項目の結果）（公立学校のみ）】

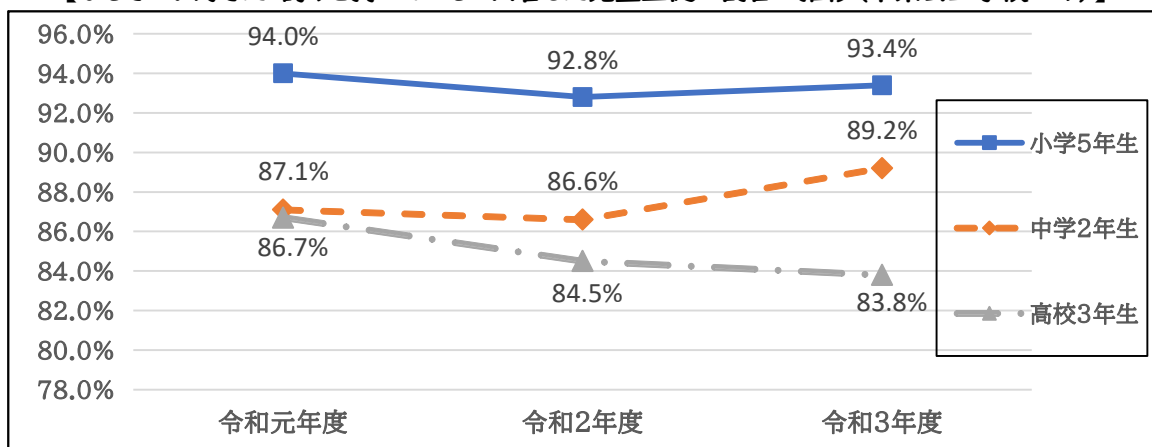
校種	質問事項	令和4年度		
		宮崎	全国	全国との差
小学校	普段（月～金），1日当たりどれくらいの時間，勉強をしますか（1時間以上）	60.8%	59.4%	1.4%
	家で，自分で計画を立てて勉強をしていますか	71.6%	71.1%	0.5%
	学校の授業時間以外に，普段（月～金），1日当たりどれくらいの時間，読書をしますか（教科書や参考書，漫画や雑誌は除く）（1時間以上）	17.5%	17.3%	0.2%
	学習した内容について，分かった点や，よく分からなかった点を見直し，次の学習につなげることができていますか	78.1%	78.2%	-0.1%
	学習の中でICT機器を使うのは勉強の役に立つと思いますか	94.6%	94.4%	0.2%
中学校	普段（月～金），1日当たりどれくらいの時間，勉強をしますか（1時間以上）	67.5%	69.5%	-2.0%
	家で，自分で計画を立てて勉強をしていますか	56.7%	58.5%	-1.8%
	学校の授業時間以外に，普段（月～金），1日当たりどれくらいの時間，読書をしますか（教科書や参考書，漫画や雑誌は除く）（1時間以上）	13.0%	12.4%	0.6%
	学習した内容について，分かった点や，よく分からなかった点を見直し，次の学習につなげることができていますか	71.7%	74.7%	-3.0%
	学習の中でICT機器を使うのは勉強の役に立つと思いますか	92.5%	92.6%	-0.1%

出典：令和4年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

## 2 郷土に対する意識

- みやぎきの教育に関する調査（令和3年度）の結果によると、「宮崎県や自分の住んでいる市町村など、ふるさとが好きである・誇りを持っている」という問いに対して、多くの児童生徒が「とても」又は「ある程度」持っていると回答していますが、学校段階が上がるにしたがって、その割合は徐々に減っていく傾向がみられます。
- 宮崎で生まれた子供たちが、地域の一員として郷土への誇りや愛着を持ち、宮崎の未来を切り拓く力として成長していくために、ふるさと学習や地域課題解決のための探究学習等の更なる重要性が指摘されています。

【ふるさとが好きだ・誇りを持っていると回答した児童生徒の割合の推移（本県公立学校のみ）】



出典：「みやぎきの教育に関する調査」（県教育委員会）

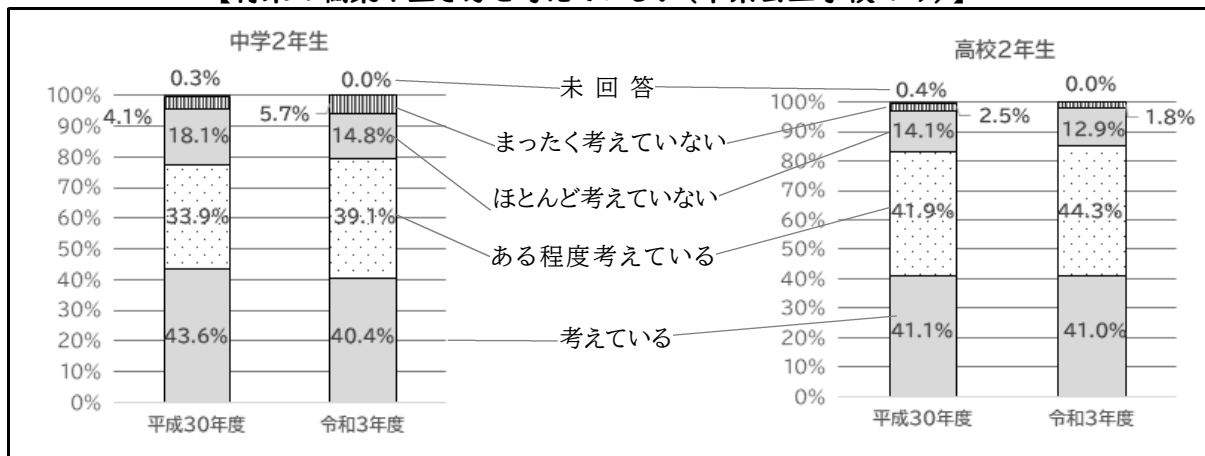
## 3 キャリア意識

- 中学3年生（県内公立中学校及び義務教育学校\*1後期課程）を対象とした令和3年度の県調査において、将来の職業や生き方を「考えている」又は「ある程度考えている」と回答した生徒の割合は、88.2%と、高い状況にあります。

\*1 義務教育学校：一人の校長の下、原則として小・中学校の教員免許を併有した教員が、小学校から中学校までの9年間の一貫した教育を行う新たな学校種。

- 高校新規卒業者と大学新規卒業者の1年以内及び3年以内の離職率は、全国平均よりも高い傾向が続いています。
- 夢や希望を持ち、将来の職業や生き方を考えて自分の人生を設計していくこと、そして、主体的に社会の形成に参画する態度を育成することの重要性が指摘されています。

【将来の職業や生き方を考えているか(本県公立学校のみ)】

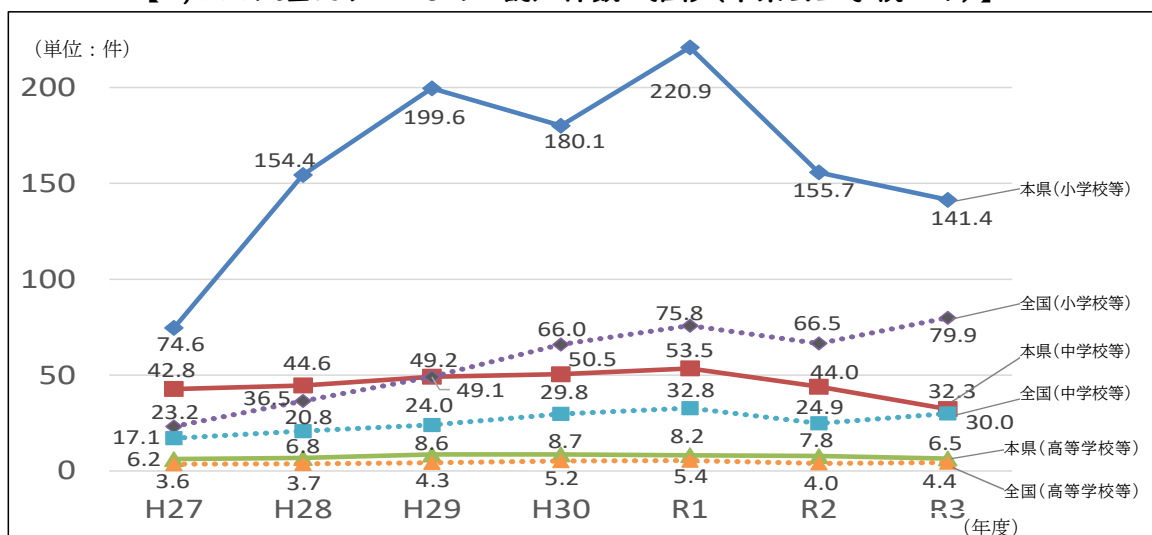


出典：「みやぎきの教育に関する調査」(県教育委員会)

#### 4 生徒指導上の課題

- いじめについて、本県では各学校において積極的な認知に努めており、認知件数は多い状況が続いていますが、未然防止の取組の充実により減少傾向にあります。また、認知したいじめについてはそのほとんどが解消に至っています。

【1,000人当たりのいじめの認知件数の推移(本県公立学校のみ)】



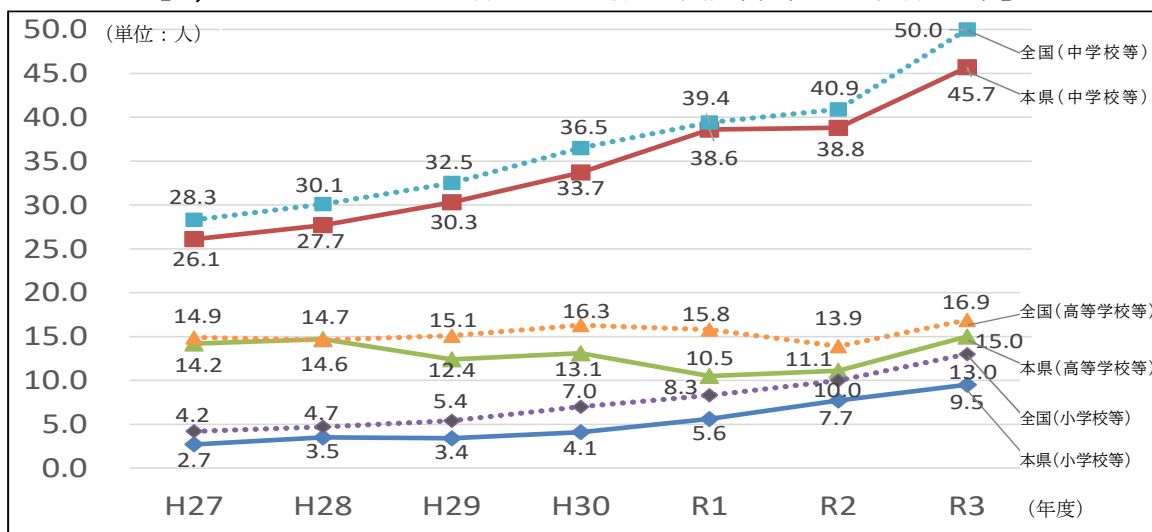
※全国の数値は国公立私立学校

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(~H28)」(文部科学省)

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査(H29~)」(文部科学省)

- 不登校については、小・中・高等学校等共に全国平均より低い割合で推移していますが、小・中学校等においては増加傾向にあり、特に小学校等における増加が大きな課題となっています。

【1,000人当たりの不登校児童生徒数の推移(本県公立学校のみ)】



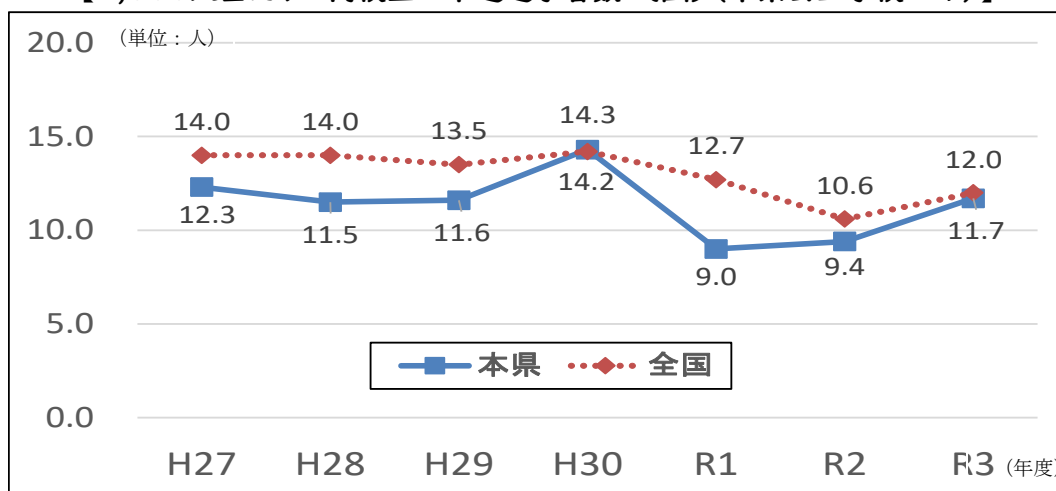
※全国の数値は国公立私立学校

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(~H28)」(文部科学省)

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(H29~)」(文部科学省)

- いじめや不登校などの課題のほか、ヤングケアラーや子供の貧困等の社会的課題も生じており、様々な課題に応じたきめ細かな支援が求められています。
- 高校生の中途退学については、全国平均よりも低い割合で推移していますが、中途退学者数はおおむね横ばいの状態となっています。

【1,000人当たりの高校生の中途退学者数の推移(本県公立学校のみ)】



※全国の数値は国公立私立学校

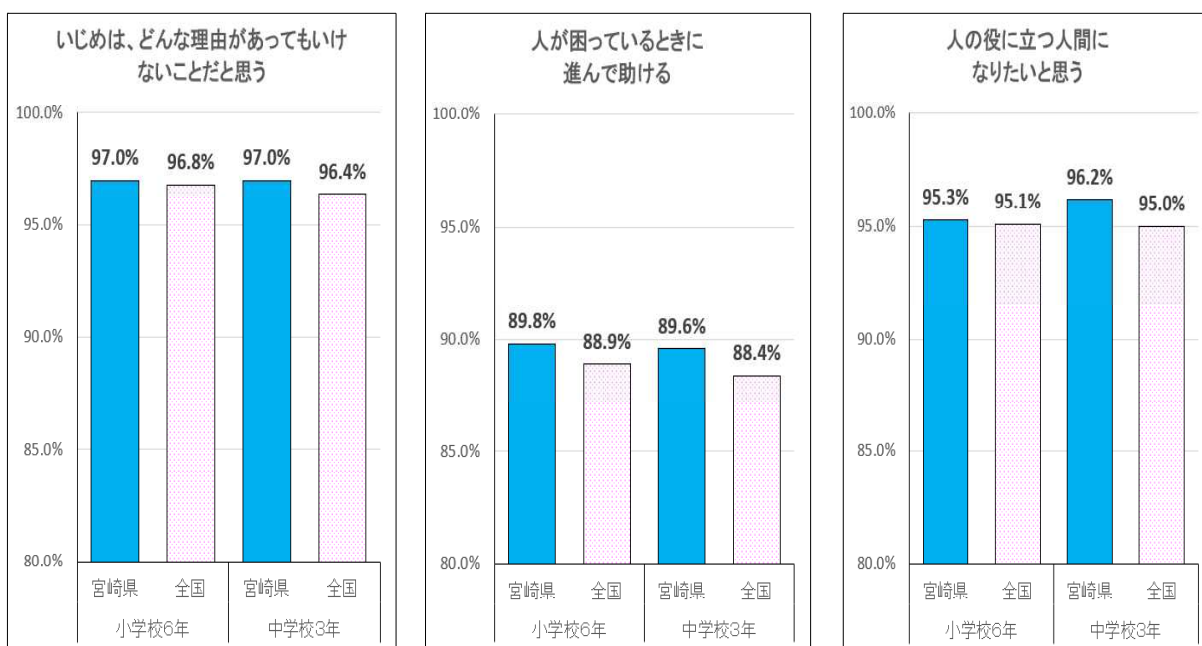
「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(~H28)」(文部科学省)

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(H29~)」(文部科学省)

## 5 道徳心や規範意識

- 全国学力・学習状況調査（令和4年度）の結果を見ると、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」「人が困っているときに進んで助ける」「人の役に立つ人間になりたいと思う」などの、道徳心や規範意識に関する質問事項に対して肯定的な回答をした本県の児童生徒の割合は、小学校、中学校ともに全国平均より高い結果になっています。
- 本県の児童生徒の道徳心や規範意識は、おおむね良好な状況にあると考えられ、今後も児童生徒に、望ましい道徳心や規範意識を育てていくため、学校教育や家庭教育\*2、社会教育\*3など様々な機会を通して指導していくことが大切です。

### 【道徳心や規範意識に関する質問事項に対して肯定的な回答をした児童生徒の割合（公立学校のみ）】



出典：令和4年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

\*2 **家庭教育**：家庭において行われる教育であり、教育基本法第10条では、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」と規定されている。

\*3 **社会教育**：社会において行われる教育であり、社会教育法では「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）」と定義される。

## 6 体力・運動能力

- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査\*4における「平均値が全国平均以上の調査項目の割合」は高い割合を維持していますが、全体的には低下の傾向にあるため、学校における体力づくりについては更なる向上の必要性が指摘されています。
- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査（令和4年度）によると、本県では全国と同様に、スクリーンタイム\*5の増加や新型コロナウイルス感染症の影響等により、児童生徒の運動やスポーツの時間が減少している状況が見受けられます。

### 【全国体力・運動能力、運動習慣調査における全国平均以上の調査項目の割合（本県公立学校のみ）】

年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
割合	76.5%	70.6%	中止	70.6%	67.6%
項目数	26/34項目	24/34項目		24/34項目	23/34項目

※ 全項目数：34

出典：「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（文部科学省）

### 【令和4年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（本県公立学校のみ）】

※ ◎：全国平均以上、△：全国平均未満

	握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (回)	持久走 (秒)	シャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅とび (cm)	ソフトボール投げ (m)
小学校5年生男子	◎	△	△	◎	△	◎	◎	◎	◎
小学校5年生女子	△	△	△	◎	△	◎	◎	△	◎
中学校2年生男子	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	◎	◎
中学校2年生女子	◎	△	△	◎	△	◎	△	◎	◎

出典：令和4年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査（文部科学省）

## 7 国際理解と国際交流

- 令和4年6月末現在の本県における外国人数は、前年度より441人増え、8,007人となっています。また、令和4年5月1日現在の本県における外国人留学生数は、前年度より36人増え、474人となっています。
- コロナ禍によりグローバルな人的交流の減少や体験活動の停滞が見られますが、オンラインによる国際交流は行われつつあります。今後、更なるグローバル化が進展する中で、留学等の国際交流活動や外国語教育の充実、グローバルな視野を持つ人材の育成に取り組んでいく必要があります。

### 【高校生の海外留学者数（本県公立学校のみ）】

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
長期留学（10か月以上）	6人	12人	6人	2人	0人
短期留学（2週間以上）	32人	34人	56人	0人	1人
計	38人	46人	62人	2人	1人

出典：県高校教育課調べ

\*4 全国体力・運動能力、運動習慣等調査：文部科学省が、全国の子供の体力・運動能力の状況を把握・分析し、関係する施策の成果と課題を検証して、その改善を図ることを目的として、平成20年度から、小学校5年生と中学校2年生を対象に実施している調査。その中の実技調査として、握力や上体起こし等の体力テスト（小学校8種目、中学校9種目）を実施している。

\*5 スクリーンタイム：平日1日当たりのテレビ、スマートフォン、ゲーム機等による映像の視聴時間のこと。



## 8 教育の情報化

- 県内全ての公立小・中学校等で1人1台端末が整備され、令和3年度よりICT\*6を活用した学習が本格的にスタートしており、県立学校（義務教育段階を除く）においても令和4年度入学生より順次導入しています。
- 教員による児童生徒のICT活用を指導する能力については、少しずつ向上しているものの、令和3年度の調査では、依然として全国平均を下回っており、児童生徒のICT活用の指導や、授業におけるICTを活用して指導する能力等の更なる向上の必要性が指摘されています。

### 【教員のICT活用指導力の状況（公立学校のみ）】

「できる」若しくは「ややできる」と回答した教員の割合（％）	
項目A	教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力
項目B	授業にICTを活用して指導する能力
項目C	児童生徒のICT活用を指導する能力
項目D	情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力

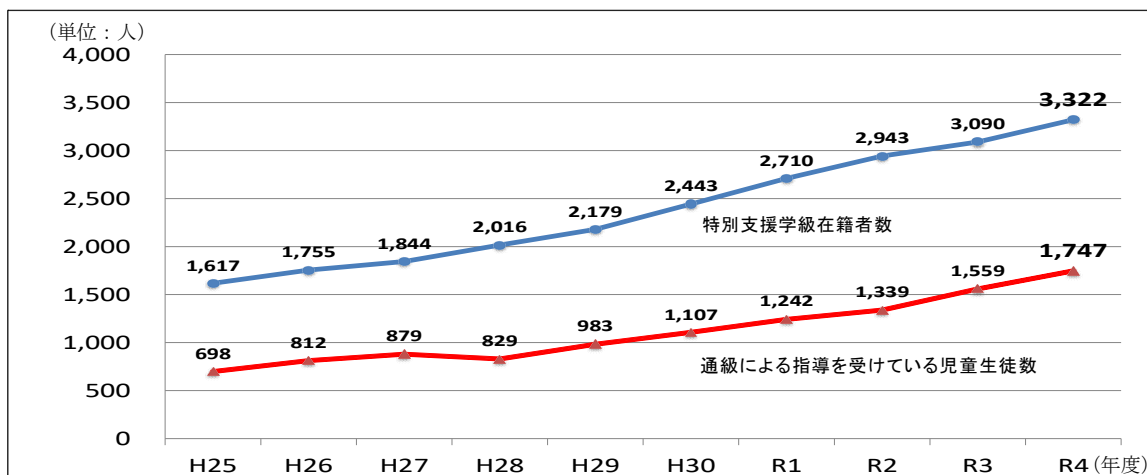
	本県の値			全国平均値			全国平均値との差			全国順位	
	H30年度	R3年度	差	H30年度	R3年度	差	H30年度	R3年度	差	H30年度	R3年度
項目A	81.5%	84.5%	3.0%	86.2%	87.5%	1.3%	4.7%	3.0%	-1.7%	45位	44位
項目B	61.6%	71.2%	9.6%	69.7%	75.3%	5.6%	8.1%	4.1%	-4.0%	45位	37位
項目C	60.6%	72.5%	11.9%	70.2%	77.3%	7.1%	9.6%	4.8%	-4.8%	47位	44位
項目D	71.6%	82.0%	10.4%	80.5%	86.0%	5.5%	8.9%	4.0%	-4.9%	47位	46位

出典：「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」（文部科学省）

## 9 特別支援教育

- 近年、義務教育段階における特別支援学級の在籍者数や通級による指導\*7を受けている児童生徒数が増加し、通常の学級における学級経営や教科指導の中で、特別支援教育を推進する必要性が高まっています。

### 【義務教育段階における特別支援教育を受けている児童生徒数（本県公立学校のみ）】



出典：「特別支援教育資料」（文部科学省）

\*6 ICT (Information and Communication Technology)：コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報コミュニケーション技術のこと。

\*7 通級による指導：通常の学級に在籍している障がいのある児童生徒が、各教科等のほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を、「通級指導教室」などと呼ばれる学びの場で受ける指導形態のこと。障がいの状態がそれぞれ異なる個々の児童生徒に対し、個別指導を中心とした指導をきめ細かに、かつ弾力的に提供するもので、特に必要があるときは、各教科の内容を取り扱いながら指導を行うことができるが、単なる各教科の遅れを補充するための指導ではない。

- 高等学校における「通級による指導」体制は平成30年度に県内8校で始まり、令和4年度は通級拠点校として15校16教室が設置されております。実際に「通級による指導」を受けている生徒は、令和3年度は38名、令和4年度は34名でした。
- 特別支援学校高等部生徒の就職率は、全国平均を下回る状況（令和3年度卒業生全国平均32.0%、宮崎県24.3%）が続いていますが、就職率を上げるためには卒業生の就職希望者数を増やす必要があります。

【本県特別支援学校高等部の就職希望者数の推移】

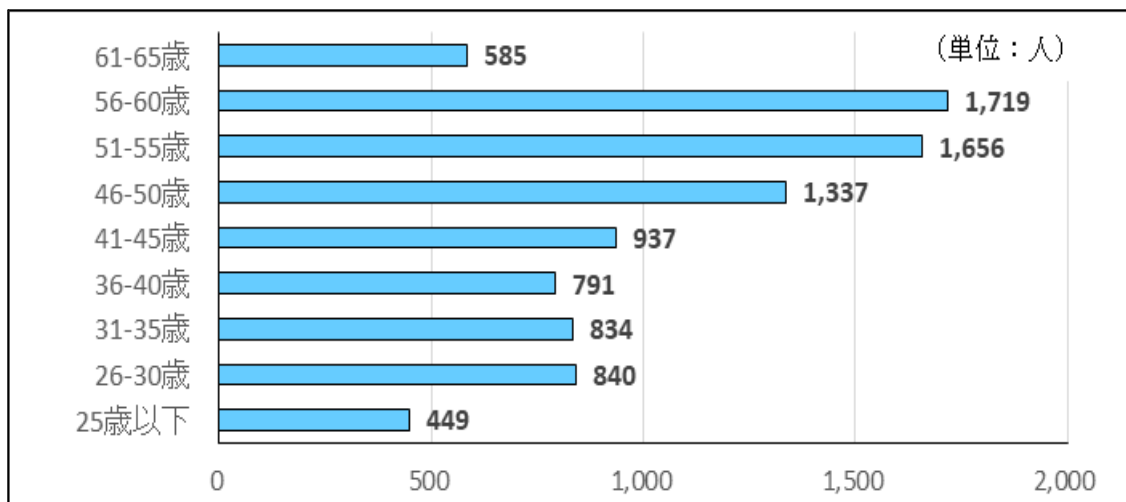
卒業年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
卒業生数(人)	179	159	194	174	175	165	207	155	189
就職希望者数(人)	57	50	55	66	57	48	49	44	54
希望者の割合(%)	31.8	31.4	28.4	37.9	32.6	29.1	23.7	28.4	28.6

出典：特別支援学校中学部・高等部卒業生の進路状況調査（県教育委員会）

## 10 教職員の資質と働き方

- 平成28年度あたりから大量退職・大量採用の状況が続いています。特に小学校についてはその傾向が顕著であり、若手や中堅教員がベテランから学ぶ機会が減少するという課題や教育力の低下が指摘されています。

【教職員の年齢構成—5歳階級別—（本県公立学校全校種）】



出典：「宮崎県の教育—令和4年度版—」（県教育委員会）

- 「学校における働き方改革」については、令和元年度からの具体的な取組により、一定の成果が見られます。しかし、令和4年度の調査によると、改善が十分に図られていない実態や内容もあるため、今後更に推進していく必要があります。

**【月当たりの時間外業務時間45時間以上の教職員の割合（本県公立学校のみ）】**

小学校	職名	H30年度	R4年度	差	中学校	職名	H30年度	R4年度	差
	校長	44.1%	22.9%	-21.2%		校長	38.1%	33.6%	-4.5%
副校長・教頭	91.3%	87.4%	-3.9%	副校長・教頭	91.3%	94.3%	3.0%		
教諭等	35.3%	18.5%	-16.8%	教諭等	60.5%	48.7%	-11.8%		
事務職員	6.3%	7.7%	1.4%	事務職員	17.4%	6.2%	-11.2%		

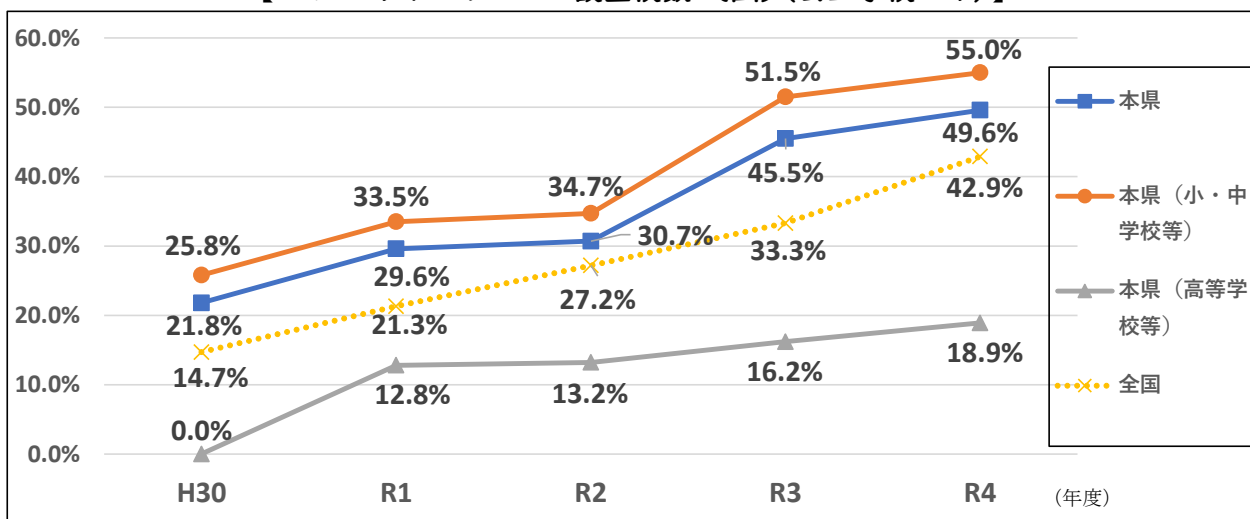
高等学校	職名	H30年度	R4年度	差	特別支援学校	職名	H30年度	R4年度	差
	校長	30.3%	30.6%	0.3%		校長	33.3%	8.3%	-25.0%
副校長・教頭	50.9%	54.3%	3.4%	副校長・教頭	76.5%	83.3%	6.8%		
教諭等	58.4%	47.3%	-11.1%	教諭等	29.8%	15.3%	-14.5%		
事務職員	11.0%	6.7%	-4.3%	事務職員	34.0%	16.7%	-17.3%		

出典：「令和4年度 教職員勤務状況調査」（県教育委員会）

## 11 家庭や地域との連携

- 本県では、令和4年度の時点で、小・中学校等の55.0%、高等学校等の18.9%が、コミュニティ・スクール\*8を設置していますが、今後、導入を推進していく予定の自治体もあることから、県内でも更に導入が進んでいくことが見込まれます。
- 学校教育と社会教育とが連携することが重要であり、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動\*9の一体的推進により、学校と家庭、地域が連携・協働することで、子供たちの学びの場を学校から地域社会に広げることが必要となっています。

**【コミュニティ・スクールの設置校数の推移（公立学校のみ）】**



出典：「地域と学校の連携・協働体制の実施・導入状況」（文部科学省）

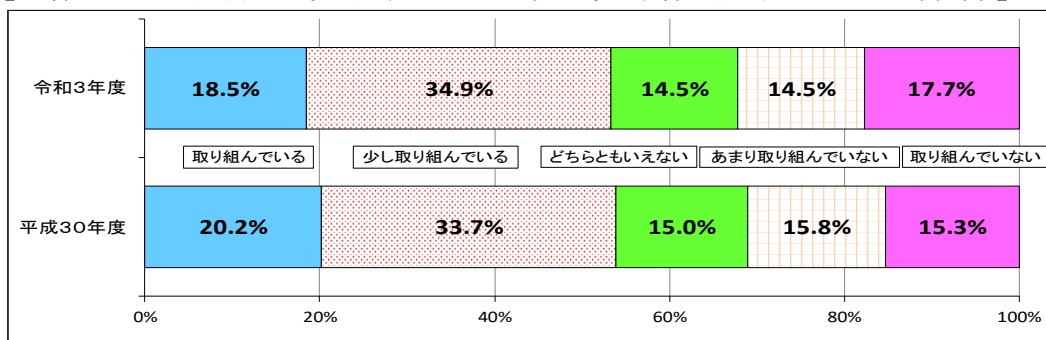
\*8 コミュニティ・スクール：「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき学校運営協議会を設置している学校のこと。各教育委員会が学校や地域の実情に応じて、保護者代表や地域住民等を委員とする学校運営協議会を設置するもので、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む仕組み。  
 \*9 地域学校協働活動：地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとなり連携・協働して行う様々な活動。

### 第3節 生涯学習と家庭・地域の教育

#### 1 生涯学習

- 「人生100年時代」、「超スマート社会（Society5.0\*10）」に向けて社会が大きな転換点を迎える中において、生涯を通じたウェルビーイングの実現につながる生涯学習がこれまで以上に求められています。
- 県民意識調査の結果を見ると、日頃から学習に取り組んでいると答えた県民は約53%にとどまっており、今後も生涯を通じて学び、身に付けた知識・技能や経験を生かして様々な分野で活躍できるような環境整備をより推進していく必要があります。

【日頃から生活の充実や仕事の技能向上、自己啓発等の学習に取り組んでいるか（本県）】



出典：「宮崎県県民意識調査」（県総合政策課）

#### 2 家庭教育支援

- 価値観の多様化や地域のつながりの希薄化など家庭を取り巻く環境が変化する中、子育ての悩みや不安を抱える家庭が多いことが懸念されており、家庭教育への支援を推進することが求められています。

【家庭教育に関して、悩んだり、不安になったりすることがありますか（本県）】

「令和4年度」の調査結果を後日掲載

出典：「みやざきの教育に関する調査」（県教育委員会）

\*10 **Society5.0**：①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く新たな社会を指し、第5期科学技術基本計画で、我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された。そこで実現される社会は、IoT（Internet of Things）で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有されて新たな価値が生み出され、人工知能（AI）やロボットなどの技術により、少子高齢化や地方の過疎、貧富の格差など、様々な課題や困難が克服されるとされている。

- コロナ禍により、家庭教育支援のための「みやざき家庭教育サポートプログラム\*11」などの学びの機会の減少が見られます。
- 家庭教育に関する学習や相談ができる機会の更なる普及を図るとともに、社会全体で家庭教育を支援する機運の醸成や、体制づくりを進めていく必要があります。

【みやざき家庭教育サポートプログラムを活用した講座数(本県)】

H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
90講座	136講座	65講座	89講座

出典：県生涯学習課調べ

### 3 地域の教育力

- 人口減少や少子高齢化などにより、公民館活動をはじめ、地域における様々な活動の担い手は、今後ますます減っていくことが予想され、地域の教育力が徐々に低下していくことが懸念されています。

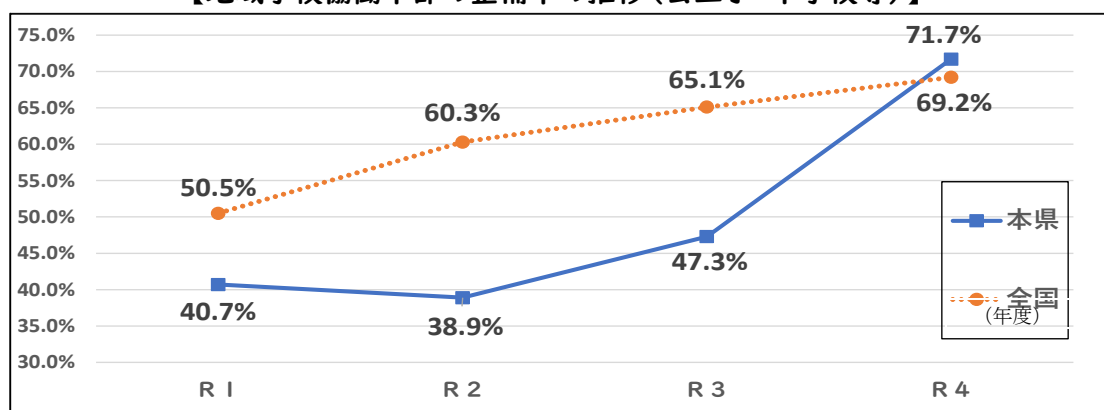
【公民館数の推移】

施設名 / 年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
公立公民館数	107	104	99	97	97
公民館類似施設数	29	26	26	26	25
自治公民館数 (組織のみ) ※内数	2,344 (250)	2,347 (250)	2,332 (250)	2,329 (236)	2,327 (234)

出典：令和4年度 社会教育関係統計資料（県教育研修センター：令和4年4月1日現在）

- 子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題が多様化・複雑化しており、様々な課題に対応するため、地域と学校が連携・協働した取組の重要性が高まっている中、地域と学校をつなぐ人材や地域学校協働活動を推進する上で要となる組織・体制（地域学校協働本部）の整備・充実が求められています。

【地域学校協働本部の整備率の推移(公立小・中学校等)】



出典：「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況」（文部科学省）

\*11 みやざき家庭教育サポートプログラム：子育ての悩みや家庭を取り巻く社会問題等を参加者同士がワークショップや話し合いを通して、今まで気付かなかったことに気付いたり、大切なことを再認識したりすることができる参加体験型プログラム。

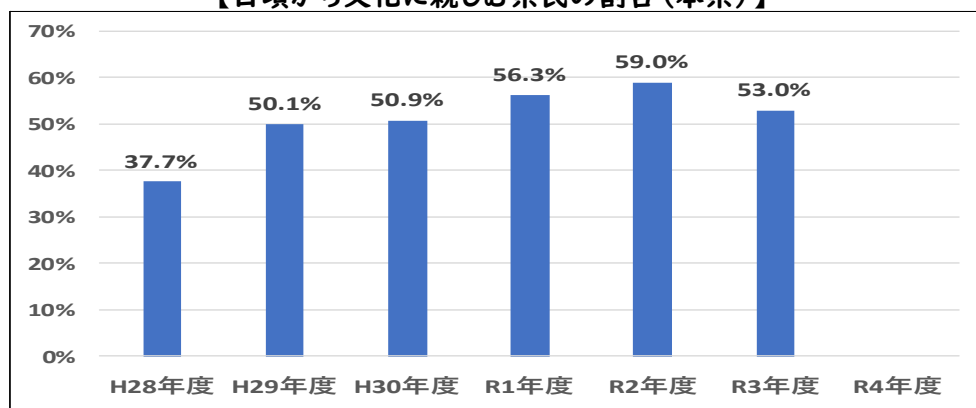
- 今後も引き続き社会教育関係団体\*12、企業やNPO\*13など多様な主体との連携や、指導者の育成・確保などに取り組んでいくとともに、地域課題の解決等に向けて社会教育施設\*14の機能の充実を図る必要があります。

## 第4節 文化芸術・スポーツ活動

### 1 文化芸術活動

- 国民文化祭\*15、全国障害者芸術・文化祭\*16の開催を契機として、今後も本県の文化の振興等を図っていくため、令和4年3月に「宮崎県文化振興条例」を制定し、文化力の向上に向けた取組を進めています。  
しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により県民の文化活動が制約される状況が続いているため、「日頃から文化に親しんでいる」県民の割合は、令和3年度には減少しています。

【日頃から文化に親しむ県民の割合（本県）】



出典：「宮崎県県民意識調査」（県総合政策課）

- 県内には特色のある文化資源\*17が数多く存在していますが、少子高齢化や過疎化の進行、新型コロナウイルス感染症等の影響により、伝統芸能等の担い手不足や行事の縮小がみられます。また、豪雨や台風等などの自然災害によって文化財が影響を受ける事例も多くなっています。

\*12 **社会教育関係団体**：社会教育法では「法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするもの」と定義される。具体的には、子ども会、青年団、婦人会、PTA、スポーツ少年団、ボーイスカウト、ガールスカウト、民間の青少年教育団体、各種のグループ・サークル等。

\*13 **NPO (Non-Profit Organization)**：様々な分野で主体的に社会貢献活動を行う民間の非営利活動団体のこと。「特定非営利活動促進法」によって認証を受けたNPOを「NPO法人」という。

\*14 **社会教育施設**：人々の学習活動の拠点となる施設であり、公民館をはじめ、図書館、博物館、青少年教育施設、婦人教育施設、視聴覚センター等がある。

\*15 **国民文化祭**：観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策と有機的に連携しつつ、地域の文化資源等の特色を生かした文化の祭典であり、伝統芸能や文学、音楽、美術などの各種芸術、食文化などの生活文化等の活動を全国規模で発表、共演、交流する場を提供するとともに、文化により生み出される様々な価値を文化の継承、発展及び創造に活用し、一層の芸術文化の振興に寄与するもの。障がいの有無に関わりなく国民の参加や鑑賞機会の充実を図るため、「全国障害者芸術・文化祭」と一体的に開催しており、令和3年（2021年）に本県で開催。

\*16 **全国障害者芸術・文化祭**：障がいの者の芸術文化活動への参加を通じて、障がいの者の生活を豊かにするとともに、国民の障がいへの理解と認識を深め、障がいの者の自立と社会参加の促進に寄与するため、全国持ち回りで開催しており、令和3年（2021年）に本県で開催。

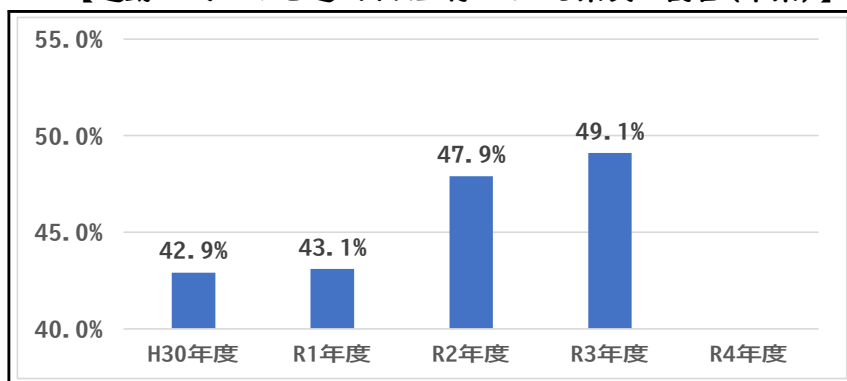
\*17 **文化資源**：建造物（神社や古民家等）・美術工芸品（仏像や考古資料等）・民俗文化財（神楽や民具等）・記念物（遺跡や名勝、動植物等）・文化的景観（棚田等）・伝統的建造物群（歴史的な集落や町並み）等の文化財のほか、神話・伝承・郷土偉人など地域に根ざした生活文化に関する資源のこと。

- 子供たちの豊かな感性や創造力を育て、文化に触れる機会を充実させるには、学校において、優れた文化芸術を鑑賞したり、体験したりすることが大切です。また、学校や地域で子供たちの文化活動の創作・発表機会の充実を図ることで、次世代の文化の担い手を育成するとともに、その文化活動を支える指導者の指導力向上研修の充実も求められています。

## 2 スポーツ活動

- 運動・スポーツを週1回以上行っている県民の割合は上昇傾向にあり、「スポーツランドみやざき\*18」の推進等により県民のスポーツに対する関心が高まっていることで、日常生活の中で運動やスポーツに取り組む人の増加につながっています。
- 宮崎県競技力向上基本計画\*19に基づき、令和9年度に本県で開催予定の第81回国民スポーツ大会\*20・第26回全国障害者スポーツ大会\*21に向けた取組を進めており、令和4年度栃木国体では天皇杯32位で前回令和元年度茨城大会の41位を上回る結果となりました。

【運動・スポーツを週1回以上行っている県民の割合(本県)】



出典：「宮崎県県民意識調査」(県総合政策課)

【国民体育大会(国民スポーツ大会)の総合成績(都道府県)の本県順位】

H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
39位	41位	延期	中止	32位

出典：県スポーツ振興課調べ

\*18 **スポーツランドみやざき**：スポーツキャンプの誘致や各種スポーツ大会の開催など、温暖な気候や充実したスポーツ施設等の本県ならではのポテンシャルを生かした本県の観光・交流の柱となる誘客や地域振興の取組。  
 \*19 **宮崎県競技力向上基本計画**：本県開催の第81回国民スポーツ大会に向け開催県として天皇杯獲得を目指すため、必要となる競技力向上の具体的な対策を示す指針として平成30年7月に策定。施策の4本柱を「推進体制の整備・充実」、「選手の発掘・育成・強化」、「指導体制の充実・強化」、「環境条件の整備」とし、育成期、充実期、躍進期、継続期の4つの期間に分けて対策を示している。  
 \*20 **国民スポーツ大会**：広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとすることを目的に行われ、都道府県対抗で競技を実施する国内最大のスポーツの祭典。令和5年(2023年)までは、「国民体育大会」と称するが、令和6年(2024年)第78回大会以降は「国民スポーツ大会」に改称される。  
 \*21 **全国障害者スポーツ大会**：障がいのある選手が競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民や県民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加を図ることを目的とした障がい者スポーツの全国的な祭典。

第1節 スローガン

第2節 基本目標

< 計画の全体像 >

< 施策の体系 >

## 第3章

### 本県が目指す教育の姿



## 第1節 スローガン

未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり

このスローガンは、平成23年に策定した第二次宮崎県教育振興基本計画において、将来世代である子供たちをはじめ、県民一人一人が、宮崎や我が国、そして、世界の未来を切り拓いていく人となるよう願いを込めて掲げたものです。

社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難な時代だからこそ、思いやりの心を持って互いを支え合い、家庭や学校、地域等との連携・協働を深めるなど「絆」を大切にすること、豊かな情操や寛容の心、道徳心や公共の精神といった「心の豊かさ」とともに、自らの資質や能力を磨き、夢や目標を持って、その実現に挑戦し続ける「たくましさ」を育むことが重要であると考えます。

このため、今回、改めて策定する「宮崎県教育振興基本計画」においても、宮崎県教育基本方針の理念の実現に向けて、引き続き、このスローガンを掲げることとします。

## 第2節 基本目標

宮崎県教育基本方針の理念の具現化に向け、次の7つの「基本目標」を設定し、各施策の推進を図ることとします。

- 1 多様性を認め合い、一人一人を大切にする教育の推進
- 2 次代へ向けて学び続ける子供たちを育む教育の推進
- 3 ふるさとへの誇りと愛着を持ち、世界を視野に活躍する人材の育成
- 4 スポーツを生かした「未来のみやざき」づくりの推進
- 5 生涯を通じて学び、文化に親しむ社会づくりの推進
- 6 学校業務の改善と教職員の資質能力の向上
- 7 教育効果を高める体制や環境の整備・充実

それぞれの基本目標の概要は、次のとおりです。

### 1 多様性を認め合い、一人一人を大切にする教育の推進

子供の最善の利益の実現とウェルビーイングの向上のために、いのちと人権を守り、豊かな心を育む教育を推進し、また、インクルーシブ教育システム\*1の実現に向け、特別支援教育を推進します。

さらに、多様な教育的ニーズを有する子供たちに対応するため、社会的包摂の観点から、一人一人の可能性や個性を引き出す教育を推進します。

\*1 インクルーシブ教育システム：障害者の権利に関する条約において示された教育のモデル。人間の多様性の尊重を強化することや、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な限り発達させ、社会に効果的に参加できるようになることを目的として、障がいのある者と障がいのない者が共に教育を受ける仕組み。

## 2 次代へ向けて学び続ける子供たちを育む教育の推進

子供たちが持続可能な社会の創り手として、社会に出て自らの夢や志を実現していくため、人格形成の基礎が培われる重要な時期である幼児期の教育を推進します。  
また、学習指導要領の趣旨を踏まえた、確かな学力を育む教育を推進するとともに、一人一人の能力や特性に応じた学びを提供するため、教育の情報化を推進します。

## 3 ふるさとへの誇りと愛着を持ち、世界を視野に活躍する人材の育成

伝統と文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛する心を持つとともに、他国を尊重し、幅広い視野でグローバル化に対応できる力を身に付けるため、ふるさと宮崎に学び、愛着を育む教育や、社会の変化に対応した多様な人材を育む教育を推進します。  
また、社会的・職業的自立に向けた必要な基盤となる資質・能力を育成するために、キャリア教育・職業教育を推進します。

## 4 スポーツを生かした「未来のみやざき」づくりの推進

生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質・能力を育成するとともに、生活習慣の確立や学校保健の推進等により、心身の健康の増進と体力の向上を図ります。  
また、令和9年(2027年)に本県にて開催される第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会に向けた競技力向上に努めます。

## 5 生涯を通じて学び、文化に親しむ社会づくりの推進

人生100年時代を見据え、一人一人が豊かな人生を送ることができるためにも、人生の各場面で生じる個人や社会の課題の解決につながる学習機会が保障されるよう、生涯学習を推進します。また、地域コミュニティ基盤強化に向け、社会教育を推進します。  
さらに、豊かな人間性を涵養し、創造力と豊かな感性を育むため、文化の振興、読書県づくりを推進します。

## 6 学校業務の改善と教職員の資質能力の向上

学校教育を取り巻く環境が変化中、子供たちや新たな教育課題に向き合う教職員の時間を十分に確保することで、教職員のウェルビーイングの向上を目指し、学校における働き方改革を推進します。  
また、多様な専門性を有する質の高い教職員集団を形成するため、教職員の養成、採用、研修の充実や魅力ある優れた人材の確保など、教職員の資質能力の向上に努めます。

## 7 教育効果を高める体制や環境の整備・充実

子供たちが安全・安心に学校生活を送ることができるよう、学校安全を推進します。また、学校外の多様な担い手による学びの提供や多様な支援体制の確保を図り、学びの多様化や地域等と一体となった活動を推進します。  
さらに、学校の教育環境の充実や学校種間の連携・接続など、魅力ある教育の振興・支援を推進します。

<計画の全体像>

宮崎県教育基本方針



宮崎県教育振興基本計画

【スローガン】  
未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり

<基本目標>		<施策>	
目標1	多様性を認め合い、 一人一人を大切にする教育の推進	1	いのちと人権を守り、豊かな心を育む教育の推進
目標2	次代へ向けて学び続ける 子供たちを育む教育の推進	2	特別支援教育の推進
目標3	ふるさとへの誇りと愛着を持ち、 世界を視野に活躍する人材の育成	3	全ての児童生徒に応じた教育機会の確保
目標4	スポーツを生かした 「未来のみやぎき」づくりの推進	4	幼児期の教育の充実
目標5	生涯を通じて学び、 文化に親しむ社会づくりの推進	5	確かな学力を育む教育の推進
目標6	学校業務の改善と 教職員の資質能力の向上	6	教育の情報化の推進
目標7	教育効果を高める体制や 環境の整備・充実	7	郷土を愛し、地域社会に参画する態度を育む教育の推進
		8	社会の変化に対応した多様な人材を育む教育の推進
		9	キャリア教育・職業教育の推進
		10	幅広い世代でのスポーツの推進
		11	児童生徒の健やかな体を育む体力・健康づくりの推進
		12	生涯学習の推進
		13	文化の振興
		14	読書県づくりの推進
		15	学校における働き方改革の推進
		16	教職員の資質能力の向上
		17	安全・安心な教育環境の整備・充実
		18	学校・家庭・地域の連携・協働の推進
		19	魅力ある多様な教育環境の振興・支援

## <施策の体系>

～基本目標、施策及び施策の内容～

### 基本目標1 多様性を認め合い、一人一人を大切にできる教育の推進

#### 施策1 いのちと人権を守り、豊かな心を育む教育の推進

- ①いのちを大切にできる教育の推進
- ②人権教育の推進
- ③道徳教育の推進
- ④体験活動の充実

#### 施策2 特別支援教育の推進

- ①多様なニーズに対応した支援体制の充実
- ②全ての教職員の特別支援教育に関する専門性向上
- ③自立支援・就労支援の充実

#### 施策3 全ての児童生徒に応じた教育機会の確保

- ①いじめ及び不登校・高等学校中途退学等への対応の充実
- ②義務教育未修了者や外国籍の児童生徒等への教育機会の提供・支援
- ③経済的な支援の充実

### 基本目標2 次代へ向けて学び続ける子供たちを育てる教育の推進

#### 施策4 幼児期の教育の充実

- ①幼児教育推進体制の充実
- ②教育・保育内容の充実
- ③小学校教育との円滑な接続の推進
- ④子育て支援体制の充実

#### 施策5 確かな学力を育てる教育の推進

- ①主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
- ②確かな実態把握と分析による資質・能力の育成

#### 施策6 教育の情報化の推進

- ①ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成
- ②教職員のICTの活用指導力の向上
- ③ICTを活用するための環境の整備
- ④ICT推進体制の整備と校務の改善

### 基本目標3 ふるさとへの誇りと愛着を持ち、世界を視野に活躍する人材の育成

#### 施策7 郷土を愛し、地域社会に参画する態度を育てる教育の推進

- ①学校における「ふるさと学習」の充実
- ②地域課題解決に参画する態度を育てる教育の推進
- ③地域における「ふるさとに学ぶ活動」の推進

#### 施策8 社会の変化に対応した多様な人材を育てる教育の推進

- ①グローバル化に対応した教育の推進
- ②科学技術教育の推進
- ③持続可能な開発のための教育(ESD)の推進

#### 施策9 キャリア教育・職業教育の推進

- ①児童生徒の発達を重視したキャリア教育の推進
- ②家庭・地域と連携・協働したキャリア教育の推進
- ③時代の変化に対応できる職業教育の推進
- ④高校生の就職支援の充実

## 基本目標4 スポーツを生かした「未来のみやぎ」づくりの推進

### 施策10 幅広い世代でのスポーツの推進

- ①多様な主体によるスポーツの推進
- ②共生社会の実現に向けたスポーツの推進
- ③スポーツによる地域活性化
- ④国スポ・障スポ大会に向けた競技力向上

### 施策11 児童生徒の健やかな体を育む体力・健康づくりの推進

- ①学校体育の推進
- ②健康教育・食育の推進

## 基本目標5 生涯を通じて学び、文化に親しむ社会づくりの推進

### 施策12 生涯学習の推進

- ①生涯学習推進体制の充実
- ②社会教育の充実

### 施策13 文化の振興

- ①県民誰もが文化に親しむ機会の充実
- ②文化活動を支え育む環境の整備
- ③文化資源の保存・継承・活用
- ④学校における文化芸術活動の充実

### 施策14 読書県づくりの推進

- ①学校における読書活動の推進
- ②家庭・地域における読書活動の推進
- ③読書県づくりの推進体制の充実

## 基本目標6 学校業務の改善と教職員の資質能力の向上

### 施策15 学校における働き方改革の推進

- ①学校の機能を高めるための学校業務の改善
- ②部活動の地域移行に向けた環境整備

### 施策16 教職員の資質能力の向上

- ①優れた人材の確保
- ②専門性や社会性の向上のための研修の充実

## 基本目標7 教育効果を高める体制や環境の整備・充実

### 施策17 安全・安心な教育環境の整備・充実

- ①子供が自ら安全に行動する力の育成
- ②安全・安心な学校施設の整備
- ③実践的な防災教育等の推進

### 施策18 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

- ①コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- ②家庭教育支援の充実
- ③教育に関する県民意識の醸成

### 施策19 魅力ある多様な教育環境の振興・支援

- ①公立小・中・義務教育学校の教育環境の充実
- ②県立学校の教育環境の充実
- ③学校種間の連携・接続の推進
- ④私立学校の振興
- ⑤高等教育機関との連携

# 第4章

## 施策の展開

### 基本目標1 多様性を認め合い、一人一人を大切にする教育の推進

- 施策1 いのちと人権を守り、豊かな心を育む教育の推進
- 施策2 特別支援教育の推進
- 施策3 全ての児童生徒に応じた教育機会の確保

### 基本目標2 次代へ向けて学び続ける子供たちを育む教育の推進

- 施策4 幼児期の教育の充実
- 施策5 確かな学力を育む教育の推進
- 施策6 教育の情報化の推進

### 基本目標3 ふるさとへの誇りと愛着を持ち、世界を視野に活躍する人材の育成

- 施策7 郷土を愛し、地域社会に参画する態度を育む教育の推進
- 施策8 社会の変化に対応した多様な人材を育む教育の推進
- 施策9 キャリア教育・職業教育の推進

### 基本目標4 スポーツを生かした「未来のみやぎ」づくりの推進

- 施策10 幅広い世代でのスポーツの推進
- 施策11 児童生徒の健やかな体を育む体力・健康づくりの推進

### 基本目標5 生涯を通じて学び、文化に親しむ社会づくりの推進

- 施策12 生涯学習の推進
- 施策13 文化の振興
- 施策14 読書県づくりの推進

### 基本目標6 学校業務の改善と教職員の資質能力の向上

- 施策15 学校における働き方改革の推進
- 施策16 教職員の資質能力の向上

### 基本目標7 教育効果を高める体制や環境の整備・充実

- 施策17 安全・安心な教育環境の整備・充実
- 施策18 学校・家庭・地域の連携・協働の推進
- 施策19 魅力ある多様な教育環境の振興・支援

## 基本目標Ⅰ 多様性を認め合い、一人一人を大切にする教育の推進

### 施策Ⅰ いのちと人権を守り、豊かな心を育む教育の推進

#### 課題及び今後の方向性

- 「いのち」に関わる問題について、身近な相談機関や抱えた悩みなどの解決策を知らないがゆえに、適切な支援を得ることができないこともあることから、誰にどうやって助けを求めればよいか具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときや苦しいときには、助けを求めてもよいということを学ぶ教育を更に推進していくことが求められています。
- 子供たちが自己肯定感を高めるとともに、他者理解を深めて違いを認め合えるような人権感覚を身に付けるため、教職員をはじめ、地域や関係機関等が連携した人権教育を一層推進する必要があります。
- 豊かな人間性を育成するために、「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育を推進したり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって機会が減少した、自然体験活動や社会体験活動等の充実を図ることが重要です。

#### 施策の内容と主な取組

##### Ⅰ いのちを大切にする教育の推進

何よりも大切な子供たちの「いのち」を守り、これに関わる資質や能力を育ていくため、学校や家庭、地域、関係機関等が相互に連携・協働しながら、子供たちが自他の「いのち」がかけがえのないものであることを学ぶ取組を総合的に推進します。

##### 取組ⅠーⅠ 宮崎県いのちの教育週間における取組の更なる充実

- 県下一斉に「いのち」について、改めて考える機会としている「宮崎県いのちの教育週間（7月1日から7日まで）」に関する取組を更に充実させ、子供自身の意識を高めることで、自分やほかの人のかけがえのない「いのち」を大切にすることを目指す。



宮崎県「いのちを大切に教育」

### 取組 1-2 SOSの出し方に関する教育の推進

- 子供たちがいのちや暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいか具体的かつ実践的な方法を学ぶ教育を推進します。

### 取組 1-3 肯定的な方法で支援する組織的な取組の推進

- 「身に付けたい行動を育てる」という発想のもと、学校の実情や課題等を踏まえて場面ごとに行動目標を設定し、学校全体で全ての児童生徒を対象に肯定的な方法で支援する「スクールワイドPBS (Positive Behavior Support)」を推進します。

## 2 人権教育の推進

各学校における人権教育の推進体制や研修体制を充実させるとともに、学校と家庭・地域との連携及び関係機関・団体等との協働を通して、人権が尊重される社会の実現に努めます。

### 取組 2-1 幼児児童生徒の人権感覚の育成

- 各学校において、校内推進委員会を設置し、組織的・計画的に人権教育を推進することで、子供たちの自己理解を深め、自己肯定感を高めるとともに、他者理解を深め、違いを個性として認める気持ちを育みます。

### 取組 2-2 教職員の人権感覚の高揚と指導力の向上

- 日本社会に根差したウェルビーイングの向上・共生社会の実現に向けた教育を推進するために、同和問題\*1をはじめとする様々な人権問題\*2への理解を深め、教職員の人権感覚を高めることができるよう、校内や校外での研修の充実を図ります。

### 取組 2-3 地域と連携した人権尊重の精神の醸成

- 学校・家庭・地域が連携し、関係機関・団体等との協働を図りながら、人権尊重の啓発に関する共通理解や協働実践を通して、人権が尊重される地域づくりに取り組みます。

## 3 道徳教育の推進

各学校における道徳教育の推進体制や研修体制を充実させるとともに、小・中学校等においては、「特別の教科 道徳」を要として道徳教育の趣旨を踏まえた効果的な指導の展開を図り、また、全ての学校種において、教育活動全体を通して道徳教育の推進を図ります。

\*1 **同和問題**：被差別部落や同和地区と呼ばれる地域の出身であることやそこに住んでいるということなどを理由に、社会生活において様々な差別を受けることがあるという重大な社会問題。

\*2 **人権問題**（参考）：宮崎県人権教育基本資料に示されている人権課題。  
〔子ども〕〔女性〕〔高齢者〕〔障がいのある人〕〔同和問題（部落差別）〕〔アイヌの人々〕  
〔外国人〕〔HIV感染者等〕〔ハンセン病患者・元患者等〕〔犯罪被害者等〕  
〔インターネットによる人権侵害〕〔性的少数者（性的マイノリティ）〕  
〔刑を終えて出所した人〕〔北朝鮮当局によって拉致された被害者等〕〔その他〕  
※その他には、新型コロナウイルス感染症に係る偏見や差別等が含まれます。



### 取組 3-1 各学校における道徳教育の充実

- 各学校の実態に応じた道徳教育の全体計画を明確に掲げるとともに、校長のリーダーシップの下、道徳教育推進教師が中心となり、道徳教育推進のための体制を確立することで、各学校が一体となった道徳教育を進めます。

### 取組 3-2 道徳教育の研修会の実施

- 道徳教育に関する研修会等を実施することで教員の指導力を向上させ、小・中学校等においては「考え議論する道徳」の授業づくりを推進し、道徳科の充実を図ります。また、全ての学校種において、道徳教育が人間としての在り方生き方に関する教育として、教育活動全体を通じて行われるよう、その充実を図ります。

## 4 体験活動の充実

児童生徒の自然体験・社会体験活動、仲間との交流活動を通して、豊かな人間性や社会性の育成を目指します。

### 取組 4-1 自然体験・社会体験の充実

- 児童生徒の発達の段階に即して、自然体験活動や社会体験活動をより計画的・効果的に実施し、自己肯定感や協調性、個人の主観的な幸福感（ウェルビーイング）など豊かな人間性・社会性の育成を図ります。

### 取組 4-2 青少年自然の家を活用した体験活動の充実

- 県内に3施設ある青少年自然の家を活用し、地域や学校、青少年育成団体と連携・協力しながら、自然体験や集団宿泊活動等の体験活動の充実に努めます。

### 取組 4-3 障がいのある子供と障がいのない子供の交流及び共同学習\*3の推進

- 小・中・高等学校等と特別支援学校の学校間交流や、高校生が主体となって特別支援学校の幼児児童生徒との交流を行う心のバリアフリー\*4活動、特別支援学校に在籍する児童生徒の居住地校交流\*5や交流籍\*6の実践など交流及び共同学習の充実を図ることにより、多様性や公平・公正、包摂性のある共生社会の実現に向けた教育を推進します。

\*3 交流及び共同学習：障がいのある子供と障がいのない子供の相互理解を推進することを目的とする活動。

\*4 心のバリアフリー：様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことで、心の障壁を取り除くこと。

\*5 居住地校交流：交流及び共同学習の形態の一つ。特別支援学校に通う子供が、授業の一環として自分の住んでいる地域の小・中学校等の学校行事に参加したり、一部の教科等の学習を共に行ったりすること。

\*6 交流籍：障がいのある子供が、多様な学びの場の柔軟な選択ができるように、特別支援学校と居住する地域の学校の両校に学籍を持つこと。

## 基本目標1 多様性を認め合い、一人一人を大切にす教育の推進

### 施策2 特別支援教育の推進

#### 課題及び今後の方向性

- 小・中学校等の特別支援学級在籍者数及び通級による指導を受けている児童生徒数は増加し続けており、特別支援教育のニーズは様々な面で高まっています。インクルーシブ教育システムの理念に基づき、個に応じた指導や支援を行うため、引き続き、一人一人の教育的ニーズに的確に応え、状況の変化に柔軟に対応できるよう、連続性のある多様な学びの場の充実に努める必要があります。
- 全ての教職員が特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒を指導することを前提に、特別支援教育に係る専門性を高め適切な指導と必要な支援を講じることができるよう、一人一人の教員を支える仕組みを構築し、キャリアに応じた研修を実施することが不可欠です。
- 特別支援学校においては、重度・重複化、多様化している幼児児童生徒の教育的ニーズに対応するための教育課程を編成し、地域の外部専門家と連携しながら、新しい時代に対応した、幼児児童生徒の自立と社会参加に向けたキャリア教育及び職業教育の充実に努めることが重要です。
- 障がい児・者に係る新たな法令の成立、特別支援教育のニーズの高まりから、就学前教育保育施設や小・中・高等学校等における特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒を取り巻く課題は多様化・複雑化しており、各特別支援学校においては社会や時代の変化に対応したセンター的機能\*1を発揮することが重要です。

\*1 センター的機能：地域において特別支援教育を推進する体制を整備していく上で、特別支援学校が中核的な役割を担い、教育上の高い専門性を生かしながら地域の小・中学校等を支援していくこと。

## 施策の内容と主な取組

### Ⅰ 多様なニーズに対応した支援体制の充実

一人一人の特別な教育的ニーズに的確に応え、状況の変化にも柔軟に対応できる多様な学びの場の充実に取り組みます。これまでの校内支援体制の機能強化や関係機関との連携の充実を図ります。

#### 取組Ⅰ-Ⅰ 学びの場の整備と適切な就学先決定の促進

- 一人一人の特別な教育的ニーズに的確に応え、状況の変化にも柔軟に対応できるように、通級による指導を中心に多様な学びの場の整備・充実に努めます。また、高等学校等に在籍する特別な教育的ニーズのある全ての生徒が、通級による指導を受けられる体制を整えます。
- 市町村教育委員会と連携し、本人・保護者の意見を尊重しつつ、自立と社会参加を見据えて、本人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる学びの場の選択がなされるための体制づくりを推進します。

#### 取組Ⅰ-Ⅱ 特別支援教育の観点に基づく授業づくりや学級集団づくり

- 子供たちの達成感、自己肯定感を高めるため、一人一人の障がいの状況に応じた合理的配慮\*2の提供が適切に行われるなど、特別支援教育の観点に基づく授業づくりや学級集団づくりを推進します。これによりインクルーシブ教育システムの実現を目指します。

#### 取組Ⅰ-Ⅲ 切れ目のない支援に向けた関係機関との連携強化

- 特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒が切れ目のない支援を受けることができるようにするため、「個別の教育支援計画\*3」及び「個別の指導計画\*4」の機能充実を図り、活用を促進します。これにより家庭・地域及び医療や福祉、保健、労働等の関係機関との連携を強化します。

\*2 合理的配慮:障がいのある子供が、障がいのない子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、また、障がいのある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもので、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。

\*3 個別の教育支援計画:学校が、家庭、地域及び医療や福祉、労働等の関係機関との連携を図り、長期的な視点で障がいのある子供への教育的支援を行うために作成し活用する計画。具体的には、本人及び保護者の願いや将来の希望などを踏まえ、実際にどのような支援が必要で可能であるか、支援の目標を立て、それぞれが提供する支援の内容を具体的に記述し、支援の内容を整理したり、関連付けたりするなど関係機関の役割を明確にしたりするもの。

\*4 個別の指導計画:学校が、障がいのある子供の実態を的確に把握し、各教科等の指導を行うために作成し活用する計画。障がいのある子供一人一人について、指導の目標、内容、方法を明確にして、きめ細かに指導するために作成するもの。

## 2 全ての教職員の特別支援教育に関する専門性向上

全ての教職員が特別支援教育に係る専門性を高め、適切な指導と必要な支援を講じることができるよう、一人一人の教員を支える仕組みを構築し、キャリアに応じた研修を実施します。

### 取組2-1 幼・保・小・中・高等学校等の教諭等の研修の充実

- 幼稚園教諭や保育士、保育教諭\*5、小・中・高等学校等の全ての教職員が障がいや特別支援教育についての理解を深めるため、エリアサポート体制\*6における研修や巡回相談をより一層充実させ、教職員の専門性の向上を図ります。

### 取組2-2 特別支援教育に関する人材育成のための研修体制等の構築

- 管理職を含む全ての教職員及び教育行政担当者が身に付けるべき特別支援教育に係る知識・技能を担当別、能力別に整理した上で、特別支援教育に関する育成指標を基に、体系的な研修体制等を構築し、専門的な知識・技能を有する教員の養成を目指します。併せて特別支援教育に専門的に携わる教職員のキャリアアップを支援します。

### 取組2-3 特別支援学校のセンター的機能の強化

- 特別支援学校のセンター的機能を強化するため、障がい児・者の新たな法令に対応する支援体制の検討、外部専門家を活用した研修や授業研究による特別支援学校の教職員の専門性や指導力の向上に取り組めます。

## 3 自立支援・就労支援の充実

重度・重複化、多様化している特別支援学校の幼児児童生徒の教育的ニーズに対応するための教育課程を編成し、地域の外部専門家と連携し、新しい時代に対応し、幼児児童生徒の自立と社会参加に向けたキャリア教育及び職業教育の充実を図ります。

### 取組3-1 知的障がいのある生徒の職業教育の充実

- 知的障がい特別支援学校高等部における職業コースの導入による作業学習の充実と、専門的な職業教育を行う職業学科を置く高等特別支援学校\*7の設置により、知的障がいのある生徒の就職希望者数を増やし、就職率の向上を目指します。

### 取組3-2 専門家との連携による自立と社会参加の推進

- 幼児児童生徒の自立と社会参加を推進し、本人や保護者の希望に沿った進路を実現するため、共生社会の実現に対応したキャリア教育や企業・福祉・労働等の専門家との連携による自立支援及び職業教育の充実を図ります。

\*5 保育教諭：幼保連携型認定こども園に勤務する幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を持つ職員のこと。

\*6 エリアサポート体制：発達障がいを含む全ての障がいのある子供が、適切な指導及び必要な支援を就学前から学校を卒業するまで一貫して受けることができるように、県内を保健福祉圏域に準じて7つのエリアに分け、エリアごとに拠点校を指定し、高い専門性を備えた教員を配置するなどして構築した本県独自の地域支援体制。

\*7 高等特別支援学校：軽度の知的障がいの生徒を対象とした高等部のみ特別支援学校。

## 基本目標Ⅰ 多様性を認め合い、一人一人を大切にす教育の推進

### 施策3 全ての児童生徒に応じた教育機会の確保

#### 課題及び今後の方向性

- いじめや不登校といった生徒指導上の課題に加え、ヤングケアラーや子供の貧困など新たな社会的課題も生じており、これらの多様な課題に対応するため、教育相談体制の充実や多様な学びの場の確保など、一人一人の課題に応じた適切な対応が重要です。
- 本県における日本語指導が必要な外国人児童生徒の割合は増加傾向にあり、国籍も多様化しています。また、それらの児童生徒の多くが、日本語を話すことができない状況にあるため、日本の文化や学校生活に適応するための支援が必要です。
- 教育の機会均等の趣旨にのっとり、修学に係る保護者負担の軽減や、高等学校・大学等において経済的理由により修学が困難な生徒・学生等に対する支援などの充実が引き続き求められます。

#### 施策の内容と主な取組

##### Ⅰ いじめ及び不登校・高等学校中途退学等への対応の充実

全ての児童生徒のよさや可能性に着目し、自発的・自主的な発達を支える発達支持的生徒指導を進めるとともに、いじめや不登校に加え、ヤングケアラーなど新たな社会的課題に対応するため、スクールカウンセラーなどの専門家やSNS\*1等を活用し、個別性・多様性・複雑性に対応する教育相談体制の構築に努めます。また、不登校や中途退学などの課題への対応のため関係機関やフリースクール\*2等民間団体との連携を一層推進することにより一人一人に応じた多様な学びの場の確保に努めます。

\*1 SNS (Social Network Service)：人と人のつながりを支援するインターネット上のサービス。

\*2 フリースクール：明確な定義はないが、不登校の児童生徒に対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設のこと。

### 取組 1-1 一人一人のよさや可能性に着目した発達支持的生徒指導の推進

- 児童生徒一人一人のよさや可能性を伸ばし、身近な課題を主体的に解消する力などの社会的資質・能力の発達を支える発達支持的生徒指導の推進を通して、自己存在感や自己肯定感等を感じることができ魅力ある学校づくりを推進します。

### 取組 1-2 個別性・多様性・複雑性に対応する教育相談体制の構築

- いじめや不登校、高等学校中途退学などの課題や、ヤングケアラーや子供の貧困といった社会的課題に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー\*3等の専門家の配置・派遣体制の充実に努めるとともに、関係機関との連携を推進し、オンラインも活用するなど、一人一人に寄り添った対応に努めます。
- これまでの電話や対面での相談に加え、児童生徒にとってより相談しやすい窓口として、一人一台端末やSNSを活用した相談体制を構築し、様々な悩みや不安の早期発見、解決を図ります。

### 取組 1-3 ネット上のいじめやトラブルを防止するための取組の充実

- 深刻化するネット上のいじめやトラブルを防止するため、警察などの関係機関との連携を推進しながら、未然防止や早期発見、対応のための対策を講じ、問題の解決と情報モラルの向上を図ります。

### 取組 1-4 不登校、高等学校中途退学対応の充実

- 不登校や高等学校中途退学の課題への対応として、児童生徒の希望を尊重した上で、教育支援センター（適応指導教室）やICTを活用した学習支援、フリースクールなどでの受入れ、不登校特例校の設置に向けた研究など、多様な学びの場の充実に努めることにより社会的自立への支援に努めます。

## 2 義務教育未修了者や外国籍の児童生徒等への教育機会の提供・支援

外国人の児童生徒が、日本における社会生活や学校生活に適応するために、市町村教育委員会と連携し、その支援の在り方を協議しながら、支援員の適性な配置に取り組めます。

また、義務教育未修了者を含め、様々な理由により十分な教育が受けられないまま中学校を卒業した方が義務教育を受ける機会を保障するための夜間中学の設置等についても市町村教育委員会と連携し適切な支援を行います。

### 取組 2-1 日本語指導が必要な児童生徒の把握

- 日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒について調査を行い、市町村教育委員会と連携し、必要な支援の内容を協議します。

\*3 スクールソーシャルワーカー：児童生徒が抱えている問題を解決するため、家庭や学校など児童生徒を取り巻く環境に、様々な方法で働きかける社会福祉士や精神保健福祉士の有資格者等。

## 取組 2－2 日本語指導支援員の配置

- 必要な支援の度合いを踏まえて、学校に支援員等を配置するなど対応に努めます。

## 3 経済的な支援の充実

教育に係る経済的負担軽減を図り、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう引き続き支援するとともに、機会を捉えて、生徒及び保護者へ修学支援に関する制度の周知に努めます。

### 取組 3－1 県立高校生等の授業料負担の軽減に対する支援

- 県立高校生等に対して、公立高校授業料相当額の助成を行うなど、授業料の負担軽減を図ります。

### 取組 3－2 県立高校生等の教育費負担の軽減に対する支援

- 県立高校生等に対して、家庭の経済状況に応じて授業料以外の教育費に充てるための給付金（奨学給付金）を支給することにより、教育費の負担軽減を図ります。

### 取組 3－3 特別支援教育就学奨励費による支援

- 特別支援学校等に通う幼児児童生徒の保護者等に対して、家庭の経済状況に応じて特別支援教育就学奨励費を支給することにより、経済的負担の軽減を図ります。

### 取組 3－4 私立高校生等の授業料負担の軽減に対する支援

- 私立高等学校及び専修学校高等課程\*4等に在学する生徒に対して、公立高校授業料相当額（所得に応じて加算）の助成を行うなど、授業料負担軽減を図ります。

### 取組 3－5 私立高校生等の教育費負担の軽減に対する支援

- 私立高校生等に対して、家庭の経済状況に応じて授業料以外の教育費に充てるための給付金（奨学給付金）や私立学校が行う授業料減免に対する補助を行うなど、教育費の負担軽減を図ります。

### 取組 3－6 育英資金による支援

- 向学心に富み、優れた素質を有しながら経済的理由により修学が困難な学生や生徒に対して宮崎県育英資金を貸与します。

\*4 専修学校高等課程：実践的な職業教育、専門的な技術教育を行う専修学校には、専門課程、高等課程、一般課程の3つの課程があり、高等課程は中学校卒業者を入学資格としている。高等課程を設置する専修学校を高等専修学校と呼び、高等学校と同じ中等教育機関に位置付けられている。

## 基本目標2 次代へ向けて学び続ける子供たちを育む教育の推進

### 施策4 幼児期の教育の充実

#### 課題及び今後の方向性

- 幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、全ての幼稚園・保育所・認定こども園\*1において質の高い幼児教育を提供することが求められており、全県的な幼児教育推進体制の充実を図ることが重要です。
- 幼児教育の質の向上を図るため、幼稚園・保育所・認定こども園の教諭・保育士・保育教諭の資質及び専門性の向上を図る研修・助言の機会の充実を図る必要があります。
- 幼保小の接続期の教育の質を保障し、幼児期に育まれた力を小学校教育につなげていくために、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の連携及び幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の推進を図る必要があります。
- 幼稚園・保育所・認定こども園に加え、地域の子育て支援体制を強化し、不安や悩みを抱える保護者への支援が求められています。

\*1 認定こども園：保護者の就労の有無・形態等にかかわらず、就学前の子供を対象に教育及び保育を一体的に提供し、さらに、地域における子育て支援を実施する機能を備える施設として、都道府県知事が認可・認定した施設。



## 施策の内容と主な取組

### 1 幼児教育推進体制の充実

幼稚園・保育所・認定こども園への助言や小学校との連携・接続の支援を行う市町村幼児教育アドバイザー\*2の育成・配置等を推進し、全県的な幼児教育推進体制の充実を図ります。

#### 取組1-1 幼児教育アドバイザーの育成

- 幼児教育アドバイザー養成研修を実施するとともに、市町村幼児教育アドバイザーへの助言等による支援を行うことで、市町村幼児教育アドバイザーの育成・配置を推進し、全県的な幼児教育推進体制の充実を図ります。

### 2 教育・保育内容の充実

教諭・保育士・保育教諭の資質及び専門性の向上を図る研修を充実させるとともに、幼稚園・保育所・認定こども園に対し、運営への支援や教育課程等\*3及びその他、幼児教育・保育内容に関する支援・助言に努め、教育・保育内容の質の充実を図ります。

#### 取組2-1 教諭・保育士・保育教諭の資質及び専門性の向上を図る研修の充実

- 研修体系を構築し、経験年数や職階などのキャリアステージに応じた研修を実施するとともに、特別支援教育、保健衛生・安全対策、ICT活用など、時代のニーズに応じた研修を充実させ、教育・保育内容の質の向上を図ります。

#### 取組2-2 運営への支援や教育課程等の幼児教育・保育内容に関する支援・助言

- 幼稚園・保育所・認定こども園の監査や、公開保育・園内研修支援のための施設訪問の機会に、運営への支援や教育課程等及びその他、幼児教育・保育内容に関する助言を行い、教育・保育内容の質の向上を図ります。

\*2 幼児教育アドバイザー：幼児教育の専門的知見や豊富な実戦経験を有し、域内の幼児教育施設への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、環境の改善等についての助言等を行う者。

\*3 教育課程等：幼稚園及び認定こども園における「教育課程」と保育所における「全体的な計画」。

### 3 小学校教育との円滑な接続の推進

市町村関係部局や市町村教育委員会と連携し、小学校との連携・接続に関する助言を行い、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携及び幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の推進を図ります。

#### 取組3-1 幼保小連携・接続に関する取組・研修支援

- 幼保小連携・接続推進に係るモデル地域を支援し、取組事例を他地域に広げるとともに、市町村の幼保小連携・接続に係る取組や研修を支援することにより、県内の幼保小連携・接続の推進を図ります。

#### 取組3-2 幼保小連携・接続推進会議、実務者会議の開催

- 幼児教育・保育の関係者の代表及び小学校の代表等で構成される幼保小連携・接続推進会議や市町村の関係部局・教育委員会の実務者会議を開催し、課題や取組を共有することで、幼保小連携・接続体制の強化を図ります。

### 4 子育て支援体制の充実

幼稚園・保育所・認定こども園や子育て支援団体などによる子供の成育過程に対応した講座等を開催することにより、子育て中の保護者に対する学習機会の提供に努めることで、子育て支援体制の充実を図ります。

#### 取組4-1 地域の子育て家庭への支援体制の充実に向けた研修の実施

- 幼稚園・保育所・認定こども園や児童館、地域子育て支援センター等の施設開放、子育てに関する相談、学習機会の提供、子育て支援員養成研修やペアレントトレーナー養成講座\*4の実施により、子育て家庭への支援体制の充実を図ります。

\*4 ペアレントトレーナー養成講座：保護者が子供とのよりよい関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子供の発達促進や行動改善を目的とした保護者向けの「ペアレントトレーニング」を実施するトレーナーの養成講座。

## 基本目標2 次代へ向けて学び続ける子供たちを育む教育の推進

### 施策5 確かな学力を育む教育の推進

#### 課題及び今後の方向性

- 本県の小・中学校等の児童生徒の学力は、令和4年度の全国学力・学習状況調査の結果を見ると、全ての教科で全国平均を下回っており、地域間の格差や学校間の格差も拡大傾向にあります。
- 「子供たちの学びの保証」という公教育最大の使命を果たすために、小・中学校等においては、各市町村教育委員会と連携を図り、「誰一人取り残さず個々の可能性を最大限に引き出す教育」の実現に向けた学力向上が不可欠です。
- 次代を切り拓く子供たちに求められる資質・能力としては、教科等固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力、対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し新しい解や納得解を生み出す力が挙げられます。
- 社会のつながりを意識させながら、実際の社会で求められる資質・能力を育めるよう、「探究的な学び」のさらなる充実が重要です。

#### 施策の内容と主な取組

##### 1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

基礎的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、生きる力を育む教育の充実に努めます。

また、授業改善をねらいとした研修会や学校訪問の実施、校内研修の充実等により教員の指導力を向上させ、授業を改善することで、児童生徒の学力向上を図ります。

### 取組Ⅰ－Ⅰ 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実が図られた授業の推進

- 各教科等の指導を通して育成を目指す「資質・能力」を明確にした上で、児童生徒一人一人が自らの学びを成立させていく授業を推進するとともに、児童生徒同士で話し合い、教え合いながら、互いを高め合い、よりよい学びを生み出す授業を推進します。

### 取組Ⅰ－Ⅱ 学力調査の結果等を基にした研修会等の実施

- 学力調査の結果等を分析することで明らかになった課題について、課題解決の方策を明確にした研修会を実施したり、オンラインや校務支援システム等により好事例等を定期的に紹介するなど、教員の指導力の向上を図ります。

### 取組Ⅰ－Ⅲ 学力向上のための学校訪問の実施

- 学力向上及び授業改善をねらいとした学校支援を実施します。訪問時における授業者への個別のフィードバックやオンラインによる定期的な地区別の研修会等を通して、教員の指導力を向上させ、授業を改善することで、児童生徒の学力向上を図ります。

### 取組Ⅰ－Ⅳ 学力向上を図るための組織的取組の推進

- 児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導の充実と学力の向上を図るために、学習課題や習熟の程度に応じた少人数指導やティーム・ティーチング、小学校における教科の専門性を生かした指導など、学校の組織的取組の工夫・改善を図ります。

### 取組Ⅰ－Ⅴ 資質・能力のバランスのとれた学習評価

- 指導と評価の一体化を図るために、生徒の学習改善、教師の指導改善につながる評価の充実及び社会で求められる資質・能力をバランスよく評価する多面的・多角的な学習評価の充実を図ります。

### 取組Ⅰ－Ⅵ 高等学校等における「探究的な学び」の推進

- 横断的・総合的な学習を通して、自己の在り方生き方を考えながら、課題を発見し、よりよく解決していく資質・能力の育成を図るため、地元自治体や高等教育機関\*1、産業界等との協働による「総合的な探究の時間」の推進を図ります。
- 各教科での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていく「STEAM教育\*2」等の視点を通じた、教科横断的な視点に立った資質・能力の育成を図ります。

\*1 **高等教育機関**：学校教育法第1条に定められる学校のうち、後期中等教育（高等学校）に続く上位の学校を意味する。具体的には、大学・短期大学・高等専門学校を指す。

\*2 **STEAM教育**：STEM (Science、Technology、Engineering、Mathematics) に加え、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲でA(Liberal Arts)を定義し、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な教育。

参考：Science (科学)、Technology(技術)、Engineering (工学)、Mathematics(数学)

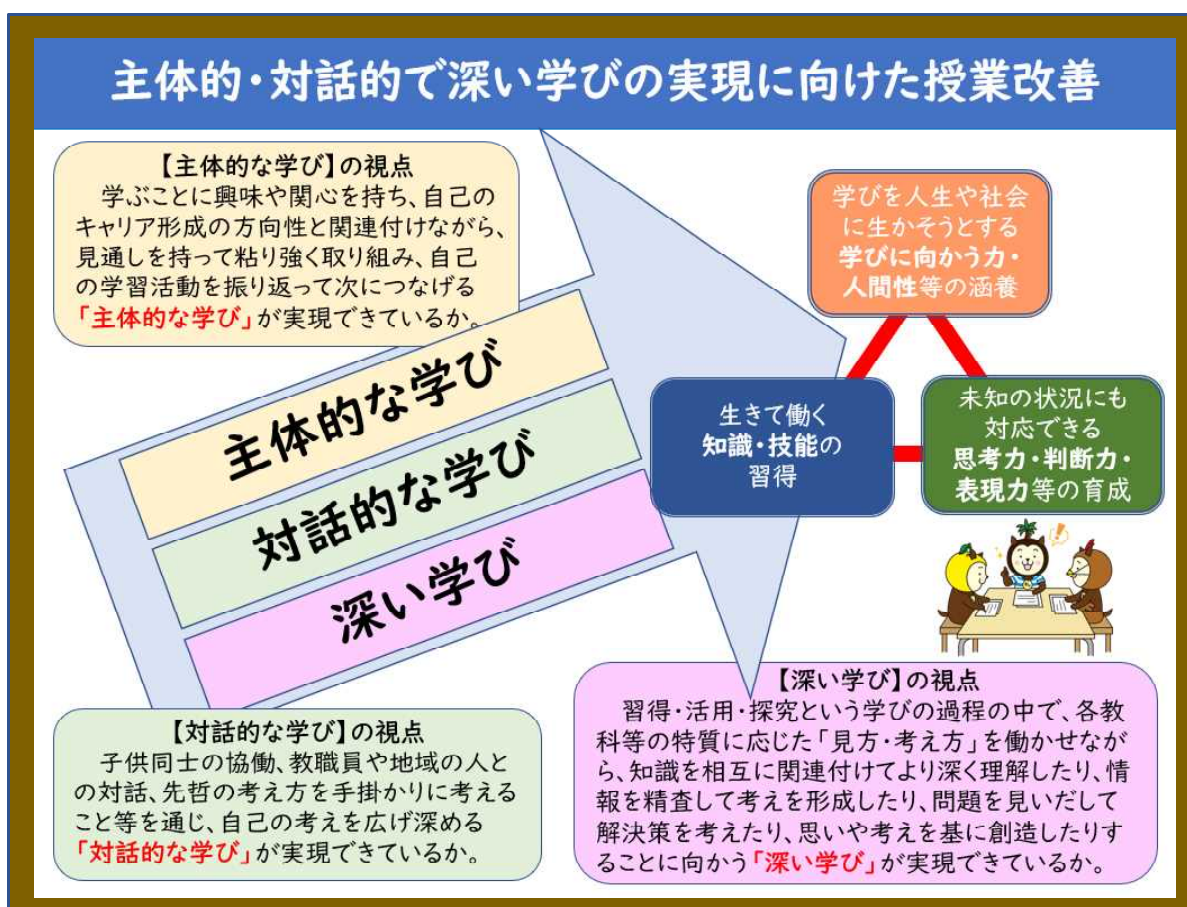
【参考】

## 確かな学力

確かな学力とは、知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や、自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力等までを含めたものです。

変化が激しく予測困難な時代の中でも通用する確かな学力を身に付けさせるためには、知識の習得ばかりを重要視する教育ではなく、習得した基礎的・基本的な知識及び技能を活用して、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養う教育の充実に努めることが大切です。

家庭・地域との連携による望ましい生活習慣を土台に、学習指導要領を着実に実施して、子供たちの確かな学力を育てていきましょう。



主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善について：イメージ（文部科学省）を基に作成

## 2 確実な実態把握と分析による資質・能力の育成

児童生徒の学力や学習状況の把握・分析を専門機関と連携して行うとともに、分析結果を基にした学校支援を充実させたり、学校における学力向上マネジメントサイクルの確立を支援したりして、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着や、学んだ知識や技能を活用するための思考力・判断力・表現力の育成に努めます。

### 取組 2-1 児童生徒の学力の把握

- 本県独自の学力調査を実施し、小・中学校等の学力の実態や学習状況を把握するとともに、地域や学校の実態に応じた学力向上の取組を推進します。

### 取組 2-2 関係機関と連携した学力向上への取組の推進

- 大学などの関係機関と連携して、学力に関する実態の把握・分析を行い、授業改善等の実践や取組の更なる改善に努めます。

### 取組 2-3 学力向上マネジメントサイクル確立の支援

- 学力向上に係る研究開発校を指定し、働き方改革と併せて研究を推進し、その成果を研修等で広く周知することにより、学校における学力向上マネジメントサイクルの確立を支援します。

### 取組 2-4 高等学校等における資質・能力の育成

- 高等学校等においては、各学校で設定されたスクールポリシー\*3を基に、カリキュラム・マネジメント\*4の充実や、効果的な指導の実現に努めます。
- 学校訪問における公開授業や研究協議、ICTの利活用等を通し、高校・大学・県教育委員会が連携した研究を実施し、授業や学習評価の現状等の実態把握と分析に努めるとともに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、資質・能力の育成を図ります。

\*3 スクールポリシー：各高等学校の社会的役割等を踏まえ定められたスクール・ミッションに基づき、どのような資質・能力をどのようなカリキュラムで育成するのか、どのような中学生等に入学してほしいのかを示した教育活動の方針。スクール・ミッションとは、各高等学校が育成を目指す資質・能力を明確にするために、学校設置者が各高等学校の存在意義や期待される社会的役割、目指すべき学校像を明確にしたもの。

\*4 カリキュラム・マネジメント：児童生徒の実態等を踏まえて教育の内容や時間を配分し、授業改善や必要な人的・物的資源の確保などの創意工夫を行い、組織的・計画的な教育の質的向上を図ること。

## 基本目標2 次代へ向けて学び続ける子供たちを育む教育の推進

### 施策6 教育の情報化の推進

#### 課題及び今後の方向性

- 児童生徒の資質・能力の育成に向けてデジタルやICTの強みを最大限に活用し、誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学ぶことができ、誰一人取り残されず、一人一人の可能性が最大限に引き出され、ウェルビーイングが実現されるような教育の在り方が、今改めて求められています。
- 今後、ICTをはじめ、AI\*1やロボット技術など幅広い分野において技術革新が進展すると考えられており、積極的に活用することで、生産性向上や新事業の創出を図るとともに、社会生活にも取り込み、様々な課題解決につなげることが期待されています。
- これらの現状や課題に対応するため、ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成、教職員のICTの活用指導力の向上、ICTを活用するための環境の整備、ICT推進体制の整備と校務の改善の4つの面から、教育の情報化を推進するとともに、自分に合った学び、仲間とともに深める学び、創造性を発揮できる「みやぎきの学び」に向けた新しい教育様式を確立する必要があります。

#### 施策の内容と主な取組

##### I ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり、自分の考えを形成したりしていくために必要な情報活用能力を、全教育活動を通して、教科等横断的に育成します。

\*1 AI (Artificial Intelligence) : 人間が持っている認識や推論などの能力をコンピュータでも可能にするための技術の総称。「人工知能」とも呼ぶ。

### 取組 1-1 ICTの強みを最大限に生かした授業改善

- 「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させるために、ICTを積極的に活用し、義務教育段階から高等学校段階までを見通した授業改善を推進します。

### 取組 1-2 プログラミング教育\*2の充実

- 児童生徒が、生活や社会の中でコンピュータを活用して、課題を発見し解決する力を身に付けるためのプログラミング教育の充実を図ります。

### 取組 1-3 情報モラル教育の充実

- 児童生徒が情報社会での行動に責任を持つとともに、自律的に行動し、情報を正しく安全に利用する力を育むための情報モラル教育を充実します。

## 2 教職員のICTの活用指導力の向上

県内全ての学校や地域において誰一人取り残さずに積極的なICTの利活用を行うため、教職員のICTの活用指導力の向上を図ります。

### 取組 2-1 授業における実践事例や指導教材の共有

- 活用事例を共有するなどして、教職員の指導力を高め、教科指導において児童生徒が積極的にICTを活用する機会を増やすことで、ICTの特性や強みを生かした主体的・対話的で深い学びの実現を図ります。

### 取組 2-2 ICTの活用に関する研修の充実

- ICTの使い方や日常の指導につながるオンライン研修などの機会を充実させることにより、ICTを活用した指導に不安や課題を感じている教職員に対する支援を行います。

## 3 ICTを活用するための環境の整備

全ての端末が快適に使用できる環境を整え、個別学習や協働学習に適した機器の配備によって学習活動の充実を図ります。また、クラウド\*3の活用や蓄積された教育データの可視化など、全ての児童生徒が家庭も含めICTの活用を「当たり前」「日常的」なものとする環境を整えます。

\*2 プログラミング教育：コンピュータに意図した処理を行うよう指示できるという体験をさせながら、発達の段階に即して、必要となる知識・技能、プログラミング的思考などの資質・能力を育成するもの。

\*3 クラウド：データやアプリケーション等のコンピューター資源をネットワーク経由で利用する仕組みのこと。



### 取組 3-1 情報セキュリティ対策の推進

- 必要なセキュリティ対策を講じた上で、クラウド上のデータやサービスを活用することを前提とした教育情報セキュリティポリシーの改訂・周知を行うことによって、クラウドの活用を推進します。

### 取組 3-2 ネットワーク環境の充実とICT機器やコンピュータ教室の整備

- 児童生徒が日常的に、1人1台の端末やコンピュータ室を活用した学習活動に快適に取り組めるネットワークの整備及び児童生徒の学習形態に応じたICT機器やコンピュータ室の整備を推進します。

### 取組 3-3 家庭学習におけるICT活用の推進

- 児童生徒の学習の機会を確保することができるよう、持ち帰りのルールづくりなどの環境を整え、保護者の理解と協力を得ながら、家庭学習におけるICTの活用を推進します。

### 取組 3-4 教育データの利活用の推進

- 蓄積した様々な教育データを連携、可視化することによって、指導が必要な児童生徒の早期発見や、特性・能力に応じた学習支援の改善につなげるなど、教育データの活用の研究を行います。

## 4 ICT推進体制の整備と校務の改善

質の高い教育活動に専念できる環境づくりに向け、教育の情報化の推進体制を整備し、各種調査や事務手続等のデジタル化を前提とした校務の改善・見直しを行い、校務の情報化の充実を図ります。

### 取組 4-1 学校現場を支える推進体制の整備

- ICT教育担当の教職員に負担が過度に集中しないよう、学校間や学校種を越えて情報を共有できる体制を構築するなど、組織的な対応や改善を図ります。

### 取組 4-2 統合型校務支援システム\*4の活用・改善による校務の情報化の推進

- 統合型校務支援システムの活用・改善を図り、安心して効率的な校務処理を可能にし、教材研究の時間を確保したり、共有できる児童生徒の情報を増やしたりすることで、教員が授業を中心とした質の高い教育活動に専念できる環境づくりを推進します。

\*4 統合型校務支援システム：教務系（成績処理、出席管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系などを統合した機能を有するシステム。成績処理等だけでなく、情報共有も含め、広く校務と呼ばれる業務全般を実施するために必要となる機能を持つシステムのこと。

## 基本目標3 ふるさとへの誇りと愛着を持ち、世界を視野に活躍する人材の育成

### 施策7 郷土を愛し、地域社会に参画する態度を育む教育の推進

#### 課題及び今後の方向性

- 少子高齢化の進行に伴い、人口減少や学校規模の縮小、学校の統廃合など、地域における結び付きや連帯意識が希薄となる中、生活経験の少ない児童生徒にとって、ますます地域と連携し愛着を育む教育は大切なものとなります。
- 特別活動や総合的な学習（探究）の時間をはじめ、学校の教育活動全般を通して、子供たちに集団づくりや地域活動に取り組む意識及び態度を育成するとともに、地域社会の一員としての自覚や主権者として必要な資質を養い、地域社会に参画し、地域課題解決に参画する意識と態度を育成する教育の充実が求められています。
- 子供たちは、地域における活動などを通して地域との関わりを深め、地域住民の協力を得ながら地域を知り、地域に学ぶ学習等を経験してきているものの、地域社会に参画する態度を育むまでには至っていないという指摘もあります。学校や地域において、ふるさとを知り、ふるさとにふれ、ふるさととの関わりを深める中で、ふるさとへの誇りと愛着を育み、地域への関心を高めていくことが重要です。

#### 施策の内容と主な取組

##### 1 学校における「ふるさと学習」の充実

学校教育において、児童生徒が地域のよさや課題について理解を深められるよう、地域や学校の特色に応じ、教科等の学習や総合的な学習（探究）の時間をはじめ、様々な体験活動や探究活動を通じて、ふるさと宮崎に学び、誇りや愛着を育む教育の充実を図ります。

##### 取組1-1 地域の特性を生かした「ふるさと学習」の推進

- 地域の自然・環境、歴史・伝統、産業・生活・文化など、地域の持つ豊かで多様な教育資源を活用しながら、教科等の学習指導や総合的な学習（探究）の時間など、教科横断的な教育活動を通して、地域のよさや課題について理解を深め、地域に対する誇りや愛着を育む教育の充実を図ります。

### 取組 1-2 豊かな体験活動等の充実

- 自己の将来に関わる体験活動や、地域や学校の特色に応じた自然や文化芸術に関わる体験活動、さらに、地域人材を活用した地元で働くことや暮らすことの魅力を語ってもらう「よのなか教室」等を通して、ものの見方や考え方を身に付けさせ、自己の在り方生き方を考えることができる力を育む教育の充実を図ります。

### 取組 1-3 小学校社会科副読本の内容の充実・活用

- 本県に関する様々な資料を基に、社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、県内の産業や特色などについて学ぶことのできる社会科副読本を制作し、その活用を推進します。

## 2 地域課題解決に参画する態度を育む教育の推進

学校における様々な教育活動を通して、児童生徒に地域社会の一員としての自覚や必要な資質を養い、地域の課題に関心を持ち、その解決に主体的に参画しようとする意識や態度を育てます。

### 取組 2-1 特別活動における取組の充実

- 学級活動、児童会・生徒会活動、クラブ活動（小学校）、学校行事等を「子供主体」という視点で計画し、実践し、振り返ることを通して、集団の一員としての自覚や社会参画意識を高めるなど、社会の一員として必要な資質・能力の育成を図ります。

### 取組 2-2 総合的な学習（探究）の時間における横断的・探究的な取組の充実

- 町づくりや伝統文化、地域経済などにおいて、新たな課題を発見し、各教科等の学習で身に付けた知識・技能等を活用しながら、主体的・協働的に課題解決に取り組むことを通して、積極的に社会に参画しようとする態度の育成を図ります。

### 取組 2-3 高等学校等における総合的な探究の時間等を通じた地域と連携した学習の充実

- 地元自治体、企業等と連携しながら、生徒が実社会や実生活と自己との関わりから問いを発見し、地域課題の解決等を通じた探究的な学びを行うことによって、よりよい社会を実現しようとする態度の育成を図ります。
- よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を、学校と地域が共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのか明確にしながら、地域社会との連携・協働によりその実現を図ります。

### 取組 2-4 主権者教育の推進

- 社会科や地理歴史科、公民科等の授業をはじめとする学校の教育活動全体を通して、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら生き抜く力や、地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担う力を身に付けさせるなど、主権者教育の充実に努めます。

- 県立学校においては、各学校の主権者教育推進リーダーを中心に、指導計画を企画・立案するとともに、必要に応じて選挙管理委員会や関係機関等との連携を図るなど、主権者教育の充実に努めます。

### 3 地域における「ふるさとに学ぶ活動」の推進

子供たちが地域における活動等に積極的に参画し、体験を通して地域のよさや課題にふれ、地域の課題解決に積極的に関わろうとする意識が高まるよう広報・啓発等に努めます。また、地域の文化財などを活用した「ふるさとに学ぶ活動」を推進します。

#### 取組3-1 地域における体験活動の推進

- 地域学校協働活動を推進するとともに、市町村や社会教育関係団体及び企業等が行う、子供たちを対象とした多様な体験活動に関する情報を、広報番組やホームページ等で紹介することにより、地域における豊かな体験活動を奨励します。
- 青少年自然の家や図書館・美術館・博物館等が実施する体験活動の事業に関して、積極的に情報提供するとともに文化施設と学校との連携を推進します。また、子供たちを含め県民全てが、地域の自然・歴史・文化等について学ぶ機会の充実に努めます。

#### 取組3-2 地域活動に参画できる体制づくり

- 地域住民等の幅広い参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支える地域学校協働活動を取り入れることにより、子供たちが地域活動に参画できる体制づくりを推進します。
- 地域活動への子供たちの積極的な参画を奨励するとともに、より充実した地域学校協働活動が県内全域に広がるよう、実践事例集を作成し周知・広報に努めます。

## 基本目標3 ふるさとへの誇りと愛着を持ち、世界を視野に活躍する人材の育成

### 施策8 社会の変化に対応した多様な人材を育む教育の推進

#### 課題及び今後の方向性

- 我が国の社会は、現在、グローバル化が進み、学校教育において、未来の社会を担う子供たちに、様々な国の人々と円滑にコミュニケーションを図りながら、未来の社会をけん引する人材の育成が重要です。
- 本県が国際的に貢献できる地域となるために、児童生徒の科学技術に対する関心を高め、新しい科学技術を創造しようとする態度を育成するとともに、これからの科学技術イノベーション\*1創出に向けた担い手となる人材の育成など、科学技術教育の更なる充実が求められています。
- 持続可能な社会の実現を目指す観点から、SDGs\*2の達成に向けたESD\*3の推進が求められ、特に環境教育への関心が高まっています。循環型社会の形成に寄与する態度や環境保全に主体的に取り組む態度を育成する環境教育の取組を進める必要があります。

#### 施策の内容と主な取組

##### 1 グローバル化に対応した教育の推進

伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際的な視野で考える力の育成、コミュニケーション能力の育成など、グローバル化に対応した教育の充実を図ります。

- 
- \*1 **イノベーション**：新しい方法、仕組み、習慣などを導入して社会的に意義のある新たな価値を創造し、社会に大きな変化をもたらすこと。「新機軸」「革新」と訳される。近年は「技術革新」とほとんど同じ意味に用いられる。
  - \*2 **SDGs (Sustainable Development Goals)**：持続可能な開発目標。2015（平成27）年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っており、2030（令和12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。
  - \*3 **ESD (Education for Sustainable Development)**：持続可能な開発のための教育。現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらす、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動。

### 取組 1-1 国際教育\*4（国際理解教育）の推進

- 国際理解の基礎となる地域や日本の文化への理解を深めるため、地域人材を活用しながら、児童生徒が郷土の伝統・文化を大切にすることを推進します。
- 国際交流員や外国語指導助手（ALT\*5）、地域在住の外国人や県内大学の留学生、外国人教員を活用して、外国の文化や生活習慣等の正しい理解を深める教育を推進します。

### 取組 1-2 グローバル化に対応した人材の育成

- グローバルな社会課題を発見・解決する力や、コミュニケーション能力の養成を行うなど、新たな社会をけん引する人材の育成を図ります。
- 高等教育機関や産業界と連携し、海外留学制度の充実等に努めながら、地域や県内企業を支える、宮崎から世界へ挑戦するグローバル人材を育成します。

### 取組 1-3 海外留学・留学生受入れの支援

- 教員向けの研修会等において、情報の収集・提供を行うなど、児童生徒の留学意識の醸成を図ります。また、留学生の受け入れに当たっては、柔軟に対応するとともに、国際交流等の継続的な活動の支援に努めます。

### 取組 1-4 外国語教育の充実

- 各学校段階を通じた外国語教育の連携を図るとともに、外国語指導助手（ALT）や地域人材を活用し、発信力及びコミュニケーション能力の育成を図ります。
- 各種研修会等において、国際教育（国際理解教育）や外国語教育に関する研修を行うなど、グローバル化に対応できる教員の育成を図ります。

## 2 科学技術教育の推進

大学や産業界、関係機関等と連携し、科学技術に関する参加体験型学習や科学コンクール等を実施することで、最先端の科学技術を学ぶ機会の充実に努めるとともに、高い意欲・能力を有する児童生徒が切磋琢磨し、能力を伸長することができるなどの科学技術教育の充実に努めます。

### 取組 2-1 関係機関と連携した科学技術教育の推進

- 科学の発展に寄与できる人材育成を目的としたスーパーサイエンスハイスクール\*6の取組等を推進し、地域の産業界や大学、研究機関等と連携を図り、最先端の科学技術を学ぶ機会の充実に努め、技術者や科学者等を志す人材の育成を図ります。

\*4 **国際教育**：国際社会において、地球的視野に立って、主体的に行動するために必要と考えられる態度・能力の基礎を育成するための教育。異文化理解・交流等を進める従来の国際理解教育に加えて、海外子女教育、外国人児童生徒教育などを含む、より広い概念として使われ、主体性や発信力を重視する内容となっている。

\*5 **ALT (Assistant Language Teacher)**：小学校の外国語活動や、中学校及び高等学校等の外国語の授業で教員を補助する外国人等。

\*6 **スーパーサイエンスハイスクール**：科学技術系人材の育成のため、独自のカリキュラムによる授業や、大学・研究機関などとの連携、地域の特色を生かした課題研究などを推進する学校として文部科学省が指定した高等学校等。

### 取組2-2 参加体験型学習やコンクール等の取組の充実

- 大学や関係機関と連携し、参加体験型学習や科学研究に関するコンクール等の取組を行うなど、自然の事物・事象に興味・関心を持った子供たちを育てるため、科学技術教育の充実を図ります。

### 取組2-3 トップ人材の研鑽の場の充実

- 学校教育の枠を越えた内容を体験できる、科学の甲子園や科学オリンピックへの参加を促し、レベルの高い協働的な学びを体験することで、世界で活躍できるリーダーやイノベーター\*7等の人材の育成を図ります。

## 3 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

気候変動等の環境問題をはじめ、現代社会における地球規模の様々な課題を自らに関わる問題として主体的に捉え、その解決に向けて自分で考え、行動する力を身に付けるとともに、新たな価値観や行動等の変容をもたらす、持続可能な社会の創り手を育むESDの推進を図ります。

### 取組3-1 教育活動全体を通じたESDの推進

- 各学校において、各教科や総合的な学習（探究）の時間等をはじめ、教育活動全体を通して、社会とのつながりを意識した、学習者を中心とした主体的な学びの機会を充実することで、SDGsの実現に貢献するESDの充実を図ります。

### 取組3-2 環境教育の推進

- 持続可能な社会の構築を目指して、家庭や地域と連携しながら、自然環境に対する責任と役割を理解し、地域における持続的な自然環境保全に参画する態度や環境問題解決のための能力の育成を図る教育の推進に努めます。
- 関係機関と連携し、各学校の教員を対象とした研修を行い、自主的・積極的に環境保全活動に取り組む態度を育成するなど、環境教育の推進を図ります。

\*7 イノベーター：社会や会社、身の回りのコミュニティに対して、自分自身を変えたい、新しく開拓したいと思ったことに、新しいインパクトを与えながら、よりよい方へ改革していく先駆者のこと。

【参考】

ESD 「持続可能な開発のための教育」

(Education for Sustainable Development)



SDGs 「持続可能な開発目標」

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



○ ESDは、SDGsの目標4「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯教育の機会を促進する」のターゲット4.7に位置付けられました。

○ ESDはSDGsのターゲットの1つとして位置付けられているだけでなく、SDGsの17全ての目標の実現に寄与するものであることが第74回国連総会において確認されています。

[目標4 ターゲット4.7]

2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。

(出典及び抜粋：文部科学省他)



### 基本目標3 ふるさとへの誇りと愛着を持ち、世界を視野に活躍する人材の育成

## 施策9 キャリア教育・職業教育の推進

### 課題及び今後の方向性

- 複雑化・多様化する現代の社会の中で、児童生徒の勤労観や職業観の確立、社会人・職業人としての基礎的・基本的な資質能力の育成が課題となっており、各学校段階における一貫した取組や地域産業界等と連携した体験的・実践的な取組の充実が不可欠です。
- 地域社会や地域産業を担う人材の育成のため、産業界や各種団体、関係機関等との連携を図りつつ、職業教育の充実に努めます。
- これからはICTをはじめ、AIやロボット技術など幅広い分野において技術革新が進展すると予想されており、本県の将来の産業を支える最先端の知識・技術を有した次代の産業を担う人材の育成が求められています。
- 産業界や関係機関との連携を図ることで県内就職率は着実に上昇していますが、依然として多くの高校卒業生が県外に流出しており、高校生に本県で働くよさを更に知ってもらう必要があります。

### 施策の内容と主な取組

#### 1 児童生徒の発達を重視したキャリア教育の推進

子供たちが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成する取組を通じて、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくキャリア教育を推進します。

### 取組 1-1 各学校段階に応じながら接続したキャリア教育の推進

- 子供たちの学びや成長の過程を意識しながら各学校段階に応じて、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力（基礎的・汎用的能力）を育成するとともに、キャリア・パスポート\*1を活用するなど、小学校から高等学校段階までの12年間を接続させたキャリア教育を推進します。

### 取組 1-2 キャリア教育支援センター\*2や高等教育機関との連携

- 各学校がキャリア教育を更に推進するために、キャリア教育支援センターや高等教育機関との連携を推進するとともに、教職員に対する校内研修の支援や合同研修会の実施、児童生徒に対する実践的なキャリア教育支援プログラムの充実・強化を図ります。

### 取組 1-3 学校種を超えたキャリア教育プログラムの実践

- 県教育委員会が、県キャリア教育支援センター・各市町村キャリア教育支援センターと協働し、異校種が合同して行うキャリア教育プログラムの実施を推進します。

## 2 家庭・地域と連携・協働したキャリア教育の推進

子供たちが自ら将来像を描き、夢に向かって成長していけるよう、キャリア教育支援センターの充実を図りつつ、学校と家庭・地域や産業界などが連携・協働して、体験的・実践的なキャリア教育の推進を図ります。

### 取組 2-1 産学官・地域・家庭が連携・協働したキャリア教育の推進

- 産学官や地域、家庭等と連携・協働し、地域の大人が子供たちに、働く喜びや苦勞、自分自身の生き方等について語る「よのなか教室」などの場を通して、自分の生き方をはじめ、地域の魅力や社会とのつながりについて考えることができるキャリア教育の推進を図ります。

### 取組 2-2 勤労観・職業観等の価値観の形成・確立につながる様々な体験の推進

- 身の回りの仕事への関心や働くことへの意欲を高め、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育成するために、小・中学校等において、地域で働く人々による授業、職場見学や職場体験などの体験的な活動の推進を図ります。

\*1 キャリア・パスポート：児童生徒が、キャリア教育に関わる諸活動における自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのこと。

\*2 キャリア教育支援センター：地域（県及び市町村）におけるキャリア教育推進の中核となる組織。学校等に対して、研修の支援や「よのなか教室（職業人講話等）」実施の支援、情報提供等を行い、学校と地域・企業等が連携したキャリア教育を推進するため、各種のコーディネート機能を担う。県キャリア教育支援センターでは、各市町村におけるキャリア教育支援センターへのサポートや立ち上げの支援も行っている。

### 取組２－３ 地域連携担当教職員と地域学校協働活動推進員の連携

- 公立学校側の窓口となる地域連携担当教職員と地域と学校のつなぎ役である地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の連携体制の推進を図り、地域学校協働活動の充実によるキャリア教育の推進を図ります。

### 取組２－４ アシスト企業\*3の活用促進

- 子供たちへのキャリア教育の機会が充実するよう、専門知識、技術、人材等を有し、出前授業や職場体験学習等を提供するアシスト企業の活用を促進します。

## 3 時代の変化に対応できる職業教育の推進

本格的な人口減少社会の到来やグローバル化の進展、加速する技術革新など様々な課題や情勢の変化等の中で、次代の産業を担う人材が求められています。そのため、地域、産業界との協働体制づくりを進め、専門高校の機能の強化や社会とつながる学びの推進に取り組めます。

### 取組３－１ 農林水産業やものづくり産業の人材育成の推進

- 各種団体や関係機関等と連携・協働し、農林水産業やものづくり産業の発展に貢献できるグローバルな視点を持った人材の育成に取り組めます。

### 取組３－２ 社会や産業の変化に対応した教育内容の充実・推進

- デジタル化に対応した産業教育設備を活用し、必要な知識・技術を習得させることで、産業界のDX\*4に対応できる人材の育成に取り組めます。

### 取組３－３ 主体的な学びの実現に向けた課題解決型学習の充実

- 新たな価値を創造する力を身に付けるため、最先端の知識・技術を学ぶ機会をつくり、地域の課題や情勢の変化に対応できる課題解決型学習の充実に取り組めます。

\*3 アシスト企業：企業がもつ専門性や人材などの豊富な教育的資源を、学校・家庭・地域のニーズに応じて提供する本県の登録企業。

\*4 DX (Digital Transformation)：企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

## 4 高校生の就職支援の充実

急速に変化する社会で、専門の人材不足や労働生産性が低迷する中であっても、本県の高校生が未来への希望を持ち、社会に貢献できるよう就職支援の推進に取り組みます。

### 取組4-1 高校生の就職支援の推進

- 産業界や関係機関との連携を密にし、変革の進む社会の発展を支える人材を育成するため、キャリア教育の充実に取り組みます。

### 取組4-2 持続可能な社会の発展を生み出す職業教育の充実

- 職業教育を主とする学科を設置する高校において、地域産業界や関係機関等からの支援・協力を得ながら専門的な知識・技能を身に付けることにより、職業教育の更なる充実に取り組みます。

### 取組4-3 県内就職に対する理解の促進

- 高校生はもとより、高校生の進路決定に大きな影響のある保護者や教職員に対しても、県内企業の魅力や本県で働くよさといった県内就職に対する理解の促進に取り組みます。

### 取組4-4 高校生の早期離職対策の充実

- 外部人材を活用するなどして産業界や関係機関との連携を密にし、変革の進む社会の発展を支える人材を育成するとともに、早期離職対策に取り組みます。

## 基本目標4 スポーツを生かした「未来のみやぎき」づくりの推進

### 施策10 幅広い世代でのスポーツの推進

#### 課題及び今後の方向性

- 運動・スポーツを週1回以上行っている県民の割合は上昇傾向にありますが、スポーツ参画人口の拡大に向け、日常生活の中で運動やスポーツをする機会を提供する必要があります。
- 県民誰もがスポーツを楽しむことができる環境を整えるため、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらずスポーツを実施できるよう、市町村やスポーツ関係団体と連携して取り組むことが大切です。
- スポーツによる地域活性化については、充実したスポーツ施設やスポーツキャンプ、合宿等の受入ノウハウの蓄積等により、これまで着実に成果を上げていますが、スポーツランドみやぎきの更なる魅力向上に向けた取組が求められています。
- 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会に向け、宮崎県競技力向上基本計画及び第26回全国障害者スポーツ大会に向けた選手等活躍支援計画に基づいた取組を進めています。

## 施策の内容と主な取組

### 1 多様な主体によるスポーツの推進

「1130県民運動\*1」や各種大会の開催・支援など、様々な形でスポーツへの参加を促します。また、総合型地域スポーツクラブ\*2の育成・支援や、スポーツを支える人材の育成を図り、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが身近な地域でスポーツをする環境を整備します。

#### 取組1-1 誰もが身近な地域でスポーツを楽しむ機会の創出

- 「1130県民運動」による「1130体操」や「SALKO\*3」の普及・啓発を図るとともに、市町村やスポーツ関係団体と連携し、県民総合スポーツ祭や各種スポーツ教室等を開催するなど、県民のスポーツ実施率の向上に取り組みます。
- 運動・スポーツに親しむ子供たちを育成するため、指導者を対象とした研修会等を開催するとともに、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等におけるスポーツ機会の充実に向けた取組を支援します。
- スポーツ実施率が低い傾向にある、働く世代や子育て世代、女性を中心に、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、県民誰もが楽しむことができる地域スポーツの取組を支援し、スポーツによる健康増進、生きがいづくりを推進します。
- 宮崎ねんりんピックをはじめとする、高齢者が自主的に取り組むスポーツイベントを支援します。

#### 取組1-2 スポーツネットワーク体制の強化

- 県民がスポーツに興味・関心を持ち、スポーツの習慣化につながるよう、市町村や福祉・医療の関係機関等と連携し、魅力あるスポーツ関連事業を展開できる環境づくりを進めます。
- 総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度の効果的な運用を目指し、中間支援組織の取組を支援するとともに、地域におけるスポーツ環境の持続的な発展に向け、市町村と連携して登録クラブの質的充実を促進します。

\*1 **1130県民運動**：読み方は「いちいちさんまる」県民運動。県民の運動実施率の向上を図るため、「1週間に1回以上、30分以上は運動・スポーツをしましょう」を合い言葉として推進している県民運動。

\*2 **総合型地域スポーツクラブ**：幅広い世代の人々が、各自の興味・関心、競技レベルに合わせて、様々なスポーツ等に触れる機会を提供する地域密着型のスポーツクラブ。

\*3 **SALKO**：県が公式に運用しているスマートフォンを使ったウォーキングアプリ。県民総参加型のスポーツとして、県民にウォーキングを広く普及し、日常生活の一部に定着させることを目的として、本県が独自に開発した。

### 取組 1-3 スポーツを支える人材の育成

- 総合型地域スポーツクラブのスタッフ等を対象とした研修会の開催や先進県への派遣を通して、スポーツ参画人口の拡大に努める人材の育成を支援します。
- 地域スポーツのコーディネーターとしての役割が期待される市町村スポーツ推進委員の資質向上を目的とした研修会等の開催を支援します。
- 地域住民の多様なニーズに応えられる指導者やボランティア、公認スポーツ指導者等の養成・確保に向けた研修会等を実施します。

## 2 共生社会の実現に向けたスポーツの推進

障がい者スポーツを推進するため、障がい者スポーツ指導員やスポーツ推進委員等との連携を図りながら、各種スポーツ活動の充実や指導者の育成を図るとともに、障がいの有無等にかかわらず、様々な立場・状況の人と「ともに」スポーツを楽しめる環境を整備し、スポーツによる共生社会の実現を目指します。

### 取組 2-1 障がい者を対象としたスポーツ活動の充実

- 県障がい者スポーツ大会の開催及び全国障害者スポーツ大会への選手派遣を通して、障がい者を対象にスポーツの普及を図るとともに、スポーツ関係団体が行う障がい者スポーツに関する取組を支援します。
- 障がい者スポーツの普及・定着のために、市町村や障がい者スポーツ指導員、競技団体、福祉施設職員等と連携し、障がい者スポーツ大会及び各種教室を計画的に開催します。

### 取組 2-2 障がい者スポーツ指導者の育成

- 障がい者スポーツ初級指導者養成を行い、宮崎県障がい者スポーツ指導者協議会の活動を支援するなど、人材の育成に取り組むとともに、障がい者スポーツ指導者の派遣を推進します。
- 各種障がい者スポーツ大会や研修会へ指導者を派遣し、全国大会や九州大会の参加経験が豊富な指導者と情報共有や研修内容の伝達講習等を通じて、障がい者スポーツ指導者の資質向上を図ります。

### 取組 2-3 障がいのある人となない人が「ともに」行うスポーツの推進

- 総合型地域スポーツクラブにおいて、障がいのある人となない人がともにスポーツをすることができるメニューの新設に関する取組を推進します。
- 年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが身近な地域で参加できるスポーツ教室の開催に関する取組を推進します。

### 3 スポーツによる地域活性化

本県が長年取り組み、本県観光の強みとなっている「スポーツランドみやぎ」を更に推進するため、ブランド力の向上をはじめ、キャンプ・合宿・イベントの全県化・通年化・多種目化や、本県ならではのスポーツツーリズム\*4の推進、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の本県開催を契機とした地域スポーツの振興などにより、地域の活性化を図ります。

#### 取組3-1 スポーツによる地域経済の活性化

- 国内外代表チームやプロチームのスポーツキャンプ・合宿の誘致及び国際的なスポーツイベントの誘致・開催による「スポーツの聖地宮崎」としてのブランド力向上を図ります。
- スポーツキャンプ・合宿及びスポーツイベントの全県化・通年化・多種目化により、経済効果の波及を図ります。
- 本県ならではの快適な環境を生かしたゴルフやサーフィン、サイクリングなど、「する」スポーツによるスポーツツーリズムを推進します。

#### 取組3-2 スポーツ環境の整備

- 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会に向けた取組を通して、市町村やスポーツ競技団体と連携しながら、地域スポーツの普及・振興を図ります。
- 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会に向けた着実な準備を進めるとともに、現有スポーツ施設の適切な維持管理やその利用促進を図ります。
- 屋外型トレーニングセンターなど、トップアスリート\*5に対応可能なトレーニング環境を備え、全国レベルの大会にも対応したスポーツ施設の整備促進を図ります。
- スポーツメディカル\*6をはじめとしたスポーツキャンプ・合宿の受入体制の充実・強化を図ります。

\*4 スポーツツーリズム：スポーツ大会・合宿・イベント等への参加や観戦を目的として地域を訪れたり、地域資源とスポーツが融合した観光を楽しんだりすること。

\*5 トップアスリート：オリンピック選手など、スポーツ選手の中でも特に一流選手として認められる者。

\*6 スポーツメディカル：スポーツ外傷・傷害の早期発見や予防を行うこと。



## 4 国スポ・障スポ大会に向けた競技力向上

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会を見据え、全県を挙げた組織体制の整備・強化やアスリート雇用の受け皿づくりを進めるとともに、選手の発掘・育成・強化や一貫指導体制の確立、優秀指導者の養成・確保、環境条件の整備などの取組を推進することにより、全国大会や国際大会で活躍できるトップアスリートを育成します。

### 取組4-1 推進体制の整備・充実

- 競技力向上対策を効果的に実施するために必要となる、全県を挙げた組織体制の整備・充実を図るため、アスリートの雇用の受け皿づくりや会場地市町村、競技団体、学校体育団体との連携強化を進めます。
- 障がい者スポーツに関わる支援者等の確保や一般スポーツ競技団体と連携した取組を推進するとともに、競技種目の特性や障がい種別に配慮した支援や個に応じた幅広い支援に取り組みます。

### 取組4-2 選手の発掘・育成・強化

- 本県選手団の更なる強化を図るため、第81回国民スポーツ大会開催時に少年・成年種別の主力となる世代の強化や、未普及競技の育成・強化、有望選手の確保などの取組を推進し、全国大会や国際大会で活躍できるトップアスリートを育成します。
- 第26回全国障害者スポーツ大会に向け、児童生徒や社会人を対象とした体験会や競技会を定期的を開催し、選手の発掘・育成を図り、大会後も継続してスポーツに取り組む選手・指導者及び持続可能なチームづくりを進めます。

### 取組4-3 指導体制の充実・強化

- ジュニアから成年までの一貫した指導体制を確立するため、優秀指導者の確保や指導者間のネットワークの構築、全国トップレベルの指導者を招へいするなどの取組を推進し、指導体制の充実・強化を図ります。
- 第26回全国障害者スポーツ大会に向け、障がい者スポーツ指導者を大会や研修会等へ派遣し、指導力の向上を図る取組を推進します。

### 取組4-4 環境条件の整備

- 競技力向上対策を効果的に進めるため、スポーツ医・科学サポートや、体育施設・競技用具の整備などの取組を推進し、練習環境の整備・充実を図ります。
- 障がい者スポーツに係るネットワーク化の充実や活動拠点・用具の整備・拡充など、障がい者スポーツの環境整備を進めます。

## 基本目標4 スポーツを生かした「未来のみやざき」づくりの推進

### 施策11 児童生徒の健やかな体を育む体力・健康づくりの推進

#### 課題及び今後の方向性

- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査（令和4年度）によると、「平均値が全国平均以上の調査項目の割合」はおおむね良好な結果を示していますが、全体的には体力低下の傾向にあります。
- 生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを継続するための資質と能力を育成するため、学校における体育・スポーツ活動に係る取組の充実を図る必要があります。
- 児童生徒を取り巻く健康に関する問題は、心の健康や性に関するものなど複雑化・多様化しています。また、食生活の変化に起因する児童生徒の健康課題も少なくない状況にあります。
- 生涯にわたって主体的に健康な生活を送ることができるよう、家庭や地域、関係機関などと連携しながら学校における健康教育及び食育の充実を図ることが必要です。

#### 施策の内容と主な取組

##### 1 学校体育の推進

生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを継続する資質・能力を育成するため、体育・保健体育の授業の充実を図るとともに、学校における体力づくりの推進及び運動部活動の適切な運営に向けた取組の充実を図ります。

##### 取組1-1 体育・保健体育の授業の充実

- 体育・保健体育の授業の充実を図るため、小学校体育専科教員の配置や体育振興指導教員の派遣等の取組を推進します。
- 各学校の体育主任及び保健体育担当責任者等を対象とした研修会や県内の教員等を対象とした指導者養成研修会、授業研究会を開催し、体育・保健体育の授業の充実を図ります。

### 取組 1-2 学校における体力づくりの推進

- 児童生徒が楽しいと感じ、意欲的に活動する体育・保健体育の授業実践を通して、体力を高めるための取組を推進します。
- 児童生徒の体力の向上を図るために、各学校が作成した体力向上プランに基づく計画的な授業づくりや授業外における実践、体力づくり優良校の表彰などの取組を推進します。

### 取組 1-3 運動部活動の適切な運営

- 成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスの取れた生活を送ることができるよう、部活動の適切な活動時間及び休養日の設定を行い、合理的でかつ効率的・効果的な活動を推進します。

## 2 健康教育・食育の推進

健康に関する知識を身に付け、生涯にわたって主体的に健康な生活を実践することのできる資質や能力を育成するため、家庭や地域、医療機関などと連携しながら、学校における健康教育の充実を図ります。また、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、生涯にわたって健やかな心身を育むための、家庭や地域などと連携しながら、食に関する指導の充実に取り組みます。

### 取組 2-1 健康教育の推進

- 性に関する指導やがん教育などに関して、学習指導要領に基づき、学校教育活動全体を通じた体系的な保健教育のための資料を作成します。
- 各学校に専門医を派遣するとともに、性に関する相談窓口を設置することにより、児童生徒が抱える健康課題に対して、児童生徒のほか保護者や教職員が個別に対応できる体制づくりを進めます。

### 取組 2-2 食育の推進

- 栄養教諭\*1等を中心とした食に関する指導の推進体制を整備するとともに、食育に関するモデル校を指定し、実践研究を促進します。
- 食への関心・意欲、食に対する感謝の気持ちや実践力を高めるために、家庭・地域等との連携を図り、「みやざき弁当の日\*2」を含めた様々な取組を推進します。
- 食生活における現状を知り、改善策を学び、実践するためのイベントを開催し、肥満や偏食等の食に関する健康問題の解決に取り組みます。

\*1 栄養教諭：児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる教職員のこと。

\*2 みやざき弁当の日：児童生徒の食への関心・意欲、食に対する感謝の気持ちや実践力を高めるための取組。

## 基本目標5 生涯を通じて学び、文化に親しむ社会づくりの推進

### 施策12 生涯学習の推進

#### 課題及び今後の方向性

- Society5.0の到来、デジタル化の急速な進展、新型コロナウイルス感染症への対応など、社会が急速な変化を続けており、社会的な課題の解決に向けて生活基盤を確かなものとする上で、学校教育以外の学びの重要性が再確認されています。
- 人生100年時代において、生涯を通じたウェルビーイングの実現に向け、子供や若者、社会人、高齢者、障がい者など県民一人一人が、生涯学習を通じて自らを向上させたり、地域社会へ貢献したりしていくことが求められています。
- 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向け、いつでもどこでも誰でも学べる生涯学習推進体制の充実に努めるとともに、地域における教育力の向上を図るため、社会教育の充実に取り組む必要があります。

#### 施策の内容と主な取組

##### 1 生涯学習推進体制の充実

人生100年時代の到来に向けて、一人一人の学ぶ時期や進路が複線化する人生のマルチステージに対応するために、生涯にわたって学習を行い、学習したことにより得られた経験や知識等を生かして、地域社会に貢献することのできる「生涯学習社会」におけるウェルビーイングの実現に努めます。

##### 取組1-1 関係機関との連携の推進

- 多様化する県民の学習ニーズに応えるため、関係機関や市町村、企業、高等教育機関、NPO等との連携を図りながら、生涯学習関連の情報収集に努め、「みやざき学び応援ネット\*1」等を活用した情報提供の充実に努めるとともに、携帯端末でも利用可能な環境を推進します。

\*1 みやざき学び応援ネット：県生涯学習課のホームページ。生涯学習に関するイベントや講座、講師等の情報を提供している。

- 学ぶ意欲を持つ社会人が自ら研鑽できるよう、市町村や社会教育関係団体等と連携して生涯学習における研修等の機会や情報発信を行い、生涯学習におけるリカレント教育\*2の一助となる役割を担います。

### 取組 1-2 障がい者の生涯学習の推進

- 障がい者の生涯学習支援体制を構築したり、市町村行政と民間団体の協働による障がい者も参加できる公民館講座を実施したりするなど、障がいの有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現を目指した取組の充実を図ります。

### 取組 1-3 地域社会の担い手を育成する人材づくりの充実

- 社会教育指導者育成の必要性について広報・啓発を図り、指導者の確保に努めるとともに、生涯学習の充実を図るため、市町村担当を対象としたニーズに応じた研修等の充実に努めます。
- 地域の社会教育活動を支える社会教育主事及び社会教育士の配置促進を図るとともに、様々な取組や関係団体・世代間をコーディネートする人材の育成及び資質の向上を図ります。

## 2 社会教育の充実

地域の社会教育関係団体をはじめ、多様な主体とより積極的に連携して取組を進めていくとともに、社会的包摂の実現や地域や家庭で共に支え合う社会の実現に向けて、県民がより主体的に学べる学びの拠点として社会教育施設の機能の充実を図ります。

### 取組 2-1 社会教育関係団体との連携強化

- 市町村と連携し、社会教育関係団体をはじめ、企業、NPOなど、多様な主体が参加・参画できる社会教育活動の場を提供することにより、各団体間のネットワークを構築し、地域における社会教育活動の充実を図ります。

### 取組 2-2 社会教育施設の機能の充実

- 県民の生涯学習を更に推進するため、全ての県民が、生涯を通じて自然・歴史・文化・芸術に親しむとともに、主体的に学べるよう、図書館、博物館、美術館等における機能の充実とサービスの向上に計画的に取り組めます。
- 市町村や県公民館連合会と連携し、地域住民にとって最も身近な学習拠点であり、多様な学びの機会の提供や、住民相互が学び合う交流の場、地域コミュニティ拠点形成の場として重要な役割を果たす公民館の機能の充実を支援します。

\*2 リカレント教育：学校教育を修了した後、社会人が再び学校等で受ける教育のこと。

## 基本目標5 生涯を通じて学び、文化に親しむ社会づくりの推進

### 施策13 文化の振興

#### 課題及び今後の方向性

- 文化は、生きる喜びをもたらし、創造性と郷土愛を育み、人と人とのつながりや互いに理解し尊重する場を提供する県民共有の財産です。そのため、年齢や障がいの有無、居住する地域などにかかわらず、県民誰もが文化に親しむことができる地域社会を目指していくことが重要です。
- 神楽や神話など長い歴史と豊かな風土に培われた宮崎ならではの文化資源を生かし、地域ごとに特色ある文化活動・交流を充実させるとともに、より多くの県民が文化に興味と関心を持ち、理解を深められるような環境・人づくりが求められます。
- 県内各地に存在する特色ある文化資源を将来に向けて保存・継承していくためには、担い手の確保・育成や環境整備、文化財の調査や指定等を推進するとともに、これらに資する文化資源の活用などにも努めていくことが重要です。
- 全ての県民が多彩な文化芸術に親しむ礎を築くため、全ての校種において児童生徒の文化芸術体験活動を充実させ、感動や楽しさを味わうことのできる芸術鑑賞や体験活動の機会を創出する必要があります。

#### 施策の内容と主な取組

##### 1 県民誰もが文化に親しむ機会の充実

県民が文化に親しむことができるよう、鑑賞・学習、創作・発表等の機会の拡充や、児童生徒が学校や地域の中で文化に触れる機会の拡充を図るとともに、文化を通じた地域間の交流や多様な分野との連携を推進します。

### 取組 1-1 鑑賞・学習機会の充実

- 宮崎国際音楽祭など質の高い優れた芸術に触れる公演や美術展の開催、身近なところで文化に親しむためのアウトリーチ活動\*1を行うなど、県民が様々な形で鑑賞する機会や、歌人による講演会など短歌に親しむ機会の提供に努めます。なかでも児童生徒の豊かな感性や創造力を文化芸術の面から育むため本物の文化芸術の鑑賞や体験機会の充実を図ります。
- 郷土の歴史・偉人や様々な文化を、県民が生涯を通じて学習できる機会の充実を図ります。

### 取組 1-2 創作・発表機会の充実

- 文化活動を行っている個人や団体、児童生徒等の創作意欲を高めるため、音楽祭や美術展の開催、文学賞の支援など、文化活動の成果を発表する機会の充実を図ります。また、障がいのある人の個性と能力の発揮、共生社会の実現のため、活動内容に応じた支援を行います。

### 取組 1-3 文化による交流の推進

- 文化を通じてお互いの文化活動や地域の歴史、風土について理解を深めるため、本県の文化の魅力を広く発信するとともに、文化を通じた地域間の交流や、多様な分野との連携を推進します。

## 2 文化活動を支え育む環境の整備

文化施設の機能の充実や文化団体等への活動支援、担い手の育成などを通し、県民の文化活動を支える環境整備を推進します。

### 取組 2-1 文化活動を担い・支える人材の育成

- 将来性のある若手芸術家の支援や専門家による研修事業の実施など、文化活動を担い、支える人材の育成・確保に努めます。

### 取組 2-2 多様な主体への活動支援、相互の連携・協働体制の整備

- 文化団体や文化に関心のある個人による多彩な文化活動を一層促進していくための支援を推進するとともに、県民の文化活動をより一層活性化するため、文化政策の執行を担う専門組織を設置し、県民の文化活動の支援や各種研修事業の実施、行政や文化施設、文化団体等とのネットワークの構築を行います。

\*1 アウトリーチ活動：「手を伸ばす」という原語から転じて、文化面では、日ごろ、文化に触れる機会の少ない人々や関心が薄い人々に働きかけ、文化活動を提供していくこと。

### 取組 2-3 文化施設の機能の充実・活用の促進

- 文化に関する各分野における鑑賞・学習・交流・連携など、文化を育む拠点としての機能の充実を図り、県民にとってより身近で活用しやすい施設づくりに努めます。

### 取組 2-4 県民の顕彰

- 文化の振興等に関して顕著な功績があると認められる個人や団体に対し、その功績をたたえるため宮崎県文化賞や地域文化功労者表彰などの顕彰を行います。

## 3 文化資源の保存・継承・活用

長い歴史と豊かな風土に培われ、これまで大切に守り伝えられてきた文化資源を将来に保存・継承していくため、担い手の育成や多様な情報の発信に努めるとともに、新たな文化財指定や世界ブランド\*2を目指す取組と様々な分野での活用を推進します。

### 取組 3-1 文化資源の保存・継承を担う人材や団体の育成・支援

- 民俗芸能保存団体や文化財愛護少年団等への助成を行うなど、文化資源の保存・継承を担う人材や団体を育成し支援します。
- 文化財の維持管理・整備等への助成や地域の文化資源を活用した展示会や講座、民俗芸能の公演等を積極的に開催し、県民の文化財への理解を深めるとともに、文化財を後世に守り伝える意識の醸成に努めます。
- 文化財防火デー等を活用した文化財保護についての普及啓発活動を推進します。

### 取組 3-2 文化資源に関する多様な情報の発信

- 「みやざき文化財情報\*3」や「みやざきデジタルミュージアム\*4」、「神話のふるさと宮崎」、博物館等のホームページやSNSなどをより一層充実させ、本県の歴史や自然、様々な文化資源に関する情報の発信に努めます。また、多言語化を推進することで、より多くの方が手軽に活用できる環境を整えます。

\*2 世界ブランド：世界農業遺産、ユネスコ無形文化遺産、ユネスコエコパーク、世界ジオパークなど、世界的な認証機関による認定を受けたもの。

\*3 みやざき文化財情報：県内の国指定及び登録文化財、県指定文化財の情報や所在地図等をインターネットを通して情報提供している。

\*4 みやざきデジタルミュージアム：博物館等の所蔵資料など、ふるさと文化に関わる本県独自の素材をデジタル画像化・データベース化し、インターネットを通して情報提供している。



### 取組 3-3 文化資源の掘り起こしや文化財の調査・指定等の推進

- 県内に所在する様々な文化資源を積極的に調査し、現状の把握と新たな文化資源の掘り起こしを行い、文化財の指定や登録等を推進します。必要に応じて県内外の有識者を招へいし、調査の充実を図ります。

### 取組 3-4 ユネスコ無形文化遺産\*5及び世界文化遺産\*6登録を目指した取組の推進

- 県内の神楽の調査・研究及び映像等による記録保存と情報発信、神楽の公演等により、その魅力を県内外にアピールするとともに、全国の神楽保存継承団体と一致団結して早期のユネスコ無形文化遺産登録を目指します。
- 世界文化遺産登録も視野に入れた西都原古墳群をはじめとする県内の主要な古墳群の調査・研究を推進するとともに、大学等との連携講座やホームページ等による県内の古墳に関する情報発信の充実を図ります。

### 取組 3-5 文化資源の活用

- 「宮崎県文化財保存活用大綱\*7」に基づき、市町村の「文化財保存活用地域計画\*8」の作成を支援し、県内文化財の適正な保存と活用を促進します。
- 神楽や西南戦争関連遺跡など、本県ならではの多様な文化資源を活用し、地域づくりや観光による地域の活性化、産業の振興などにつながる取組を推進します。

---

\*5 **ユネスコ無形文化遺産**：2003年のユネスコ総会で採択された無形文化遺産保護条約に基づき、口承による伝統及び表現、芸能、社会的慣習、儀式及び祭礼行事、伝統工芸技術などを対象に登録される。我が国の無形文化遺産としては、「能楽」「歌舞伎」「和食」「和紙」「来訪神」などが登録されている。

\*6 **世界文化遺産**：1972年のユネスコ総会で採択された世界遺産条約に基づいて登録されるもので、世界遺産の3種類（文化遺産、自然遺産、複合遺産）のうちの文化遺産のこと。顕著な普遍的価値を有する記念物、建築物、遺跡、文化的景観などが対象で、我が国の世界文化遺産としては、「法隆寺地域の仏教建築物」「姫路城」「原爆ドーム」「富岡製糸場と絹産業遺産群」などが登録されている。

\*7 **宮崎県文化財保存活用大綱**：文化財保護法に基づき、宮崎県に所在する文化財の保存・活用に関する基本的な方向性や根本となる重要な事項についてまとめたもの。

\*8 **文化財保存活用地域計画**：市町村に所在する文化財の保存・活用について、各市町村が取り組んでいく具体的な目標や取組の内容についてまとめたもの。

## 4 学校における文化芸術活動の充実

児童生徒が、優れた文化芸術を鑑賞する機会や文化芸術に触れる機会を創出するとともに、芸術に関わる教員等の指導力の向上や高校生の文化部活動への支援を通して、情操教育等の充実を図ります。

### 取組4-1 優れた舞台芸術の鑑賞や文化芸術体験活動の機会の創出

- 各学校の児童生徒を対象に、優れた音楽、演劇、古典芸能を鑑賞したり、文化芸術に触れる機会を提供し、文化芸術に対する関心を高め、豊かな感性を育むとともに、生涯にわたって愛好する心情や態度を育みます。

### 取組4-2 芸術に関わる教員等の指導力向上研修の充実

- 県内の芸術に関わる教員に対して、講師を招いた実技講習会や研修会を実施することにより、教員の指導力を高め、学校における文化芸術活動の質の向上を図り、生徒の芸術文化を愛好する心情の育成を図ります。

### 取組4-3 高等学校における文化部活動の振興

- 県内の高校生に、文化芸術活動の成果を総合的に発表する機会を提供することにより、参加生徒・学校間・地域の方々との交流を深め、文化芸術活動の推奨と普及、振興を図ります。

## 基本目標5 生涯を通じて学び、文化に親しむ社会づくりの推進

### 施策14 読書県づくりの推進

#### 課題及び今後の方向性

- 県民一人一人が生涯にわたって質の高い学びを重ねていく上で、読書が果たす役割は極めて重要です。特に子供にとっての読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにするなど、一人一人のウェルビーイングの向上の基盤となります。
- 本県における読書活動状況については、学校においては、学校段階が進むにつれ、読書離れが進む傾向にあります。また、家庭・地域では、家庭における読書の取組の二極化や、大人が日常的に読書に親しむための取組の工夫などが課題として挙げられます。
- 学校においては、探究的な学びを支える学校図書館の読書環境の整備に努め、また、家庭・地域においては、各ライフステージにおける読書活動の充実を図り、子供から大人まで、全ての県民が生涯にわたって読書に親しむ「読書県みやぎ」を目指していくことが重要です。

#### 施策の内容と主な取組

##### 1 学校における読書活動の推進

子供たちが本に親しみ、読書する機会を更に充実させるため、新聞や学校図書館を活用した学習活動の充実を図るとともに、学校・家庭・地域の連携による読書活動の充実を推進します。

##### 取組1-1 新聞活用の推進

- 新聞を活用することで、社会への興味・関心を喚起し、様々な出来事を自分事として捉え、社会に主体的に関わろうとする子供たちの態度を育みます。

##### 取組1-2 学校図書館の活用の推進

- 学校図書館が持つ「読書センター」「学習センター」「情報センター」の各機能を有効に活用することで、子供たちの自主的、自発的な学習活動の促進や読書活動の充実を図ります。

- 学校図書館の機能が最大限に発揮され、子供たちの読書活動や学習活動が促進されるよう、県立図書館及び関係機関が連携・協力して、学校図書館を総合的に支援する取組の充実・強化を図ります。

### 取組1-3 学校・家庭・地域の連携の推進

- 特色ある優れた読書活動を行っている学校図書館等の情報を、県のホームページ等を通して、県内の各学校や県民に提供することで、教職員の意識や指導力を高め、家庭・地域と連携した読書活動の推進を図ります。

## 2 家庭・地域における読書活動の推進

各ライフステージにおける県民の読書活動を推進し、家庭、地域、職場で多様な読書活動が展開されるよう、家庭や地域における読書の普及や公立図書館の読書環境の整備・充実を図ります。

### 取組2-1 家庭等における読書活動の推進

- 「乳幼児」「小学生」「中・高校生」「若い世代」「子育て・就労世代」「高齢者」の各ライフステージ等に応じた家庭における読書活動の推進に努めます。
- 県が作成した「おすすめの本リーフレット」を配布したり、読書イベントを開催したりすることで、家庭での読書の普及に努めます。

### 取組2-2 地域・職場等における読書活動の推進

- 「いつでも」「どこでも」「だれでも」読書ができるように、企業や病院などの身近な場所に、本を手にとることができる場をつくり、機運の醸成や普及に努めます。
- 県立図書館において、地域や個人の課題解決につながる情報サービスの提供や電子書籍サービス等の検討、地域資料のデジタル化、資料・情報を活用した主体的な学びの場づくりを通し読書活動の推進を図ります。

### 取組2-3 視覚障がい者等の読書環境の整備

- 「読書バリアフリー法\*1」に関する体制整備を推進するために、公共図書館等の連携強化や図書館職員の資質向上に努めます。
- 県立図書館において、アクセシブルな書籍\*2や様々な読書媒体・端末機器等の貸出、来館が困難な方への宅配サービスなど、利用者のニーズに応じた円滑な図書館利用の支援に努めます。

\*1 読書バリアフリー法：「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」のこと。障害のあるなしにかかわらず、全ての人が等しく読書を通じて文化的な生活ができる社会の実現に寄与することを目的に、令和元年6月に成立した。

\*2 アクセシブルな書籍：視覚障害者等が利用しやすい書籍のこと。点字図書、大活字本、録音図書、オーディオブック等がある。

### 3 読書県づくりの推進体制の充実

県民総ぐるみによる「読書県みやざき」を目指した取組を推進し、県民が生涯にわたって読書に親しむ読書県づくりを推進します。

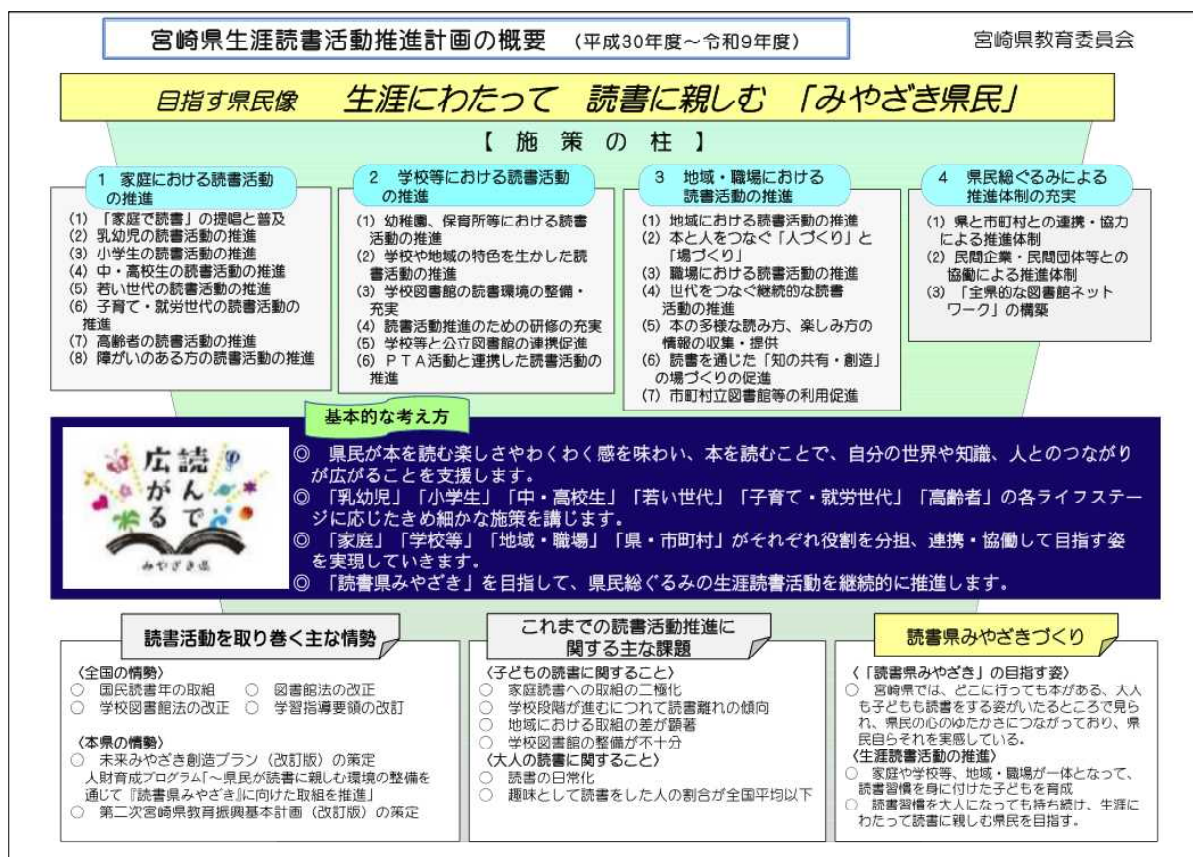
#### 取組3-1 読書県づくりに向けた生涯読書活動の普及・啓発

- 生涯を通じた読書活動が、家庭・学校・地域・職場など県全体で推進されるよう、市町村や企業・団体等の多様な主体と連携・協働した推進体制づくりに取り組みます。
- 企業や団体等との協働による県民参加型の「読書県みやざきシンポジウム」を開催し、読書活動の普及・啓発に努めます。
- 広く県民に「読書県みやざき」の周知が図られるように、広報・啓発の充実に取り組みます。

#### 取組3-2 図書館ネットワークの充実と図書館職員の専門性向上

- 県立図書館を中心として、市町村立図書館（室）等とのネットワークの充実や図書館相互のサービスの向上を図ります。
- 全県的な読書環境の整備と図書館サービスの充実を図るために、公共図書館等の職員に対して専門的な研修を行います。

#### 【参考】



## 基本目標6 学校業務の改善と教職員の資質能力の向上

### 施策15 学校における働き方改革の推進

#### 課題及び今後の方向性

- 現在、国において、学校における働き方改革が急速に進められていますが、本県においても、教職員の長時間勤務、中学校・高等学校における時間外業務時間の部活動指導、児童生徒と接する時間の確保、ワーク・ライフ・バランス\*1を含めた時間管理や健康管理など、多くの課題があり、引き続き改善を図っていく必要があります。
- 学校部活動は、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。しかし、少子化が進展する中、学校部活動をこれまでと同様の体制で運営することが難しくなっています。また、学校の働き方改革が進む中、専門性や意思にかかわらず教職員が顧問を務める指導体制の継続も困難になっています。

#### 施策の内容と主な取組

##### 1 学校の機能を高めるための学校業務の改善

人材育成の視点から教職員評価制度の活用や人事異動・任用の実施を行うとともに、学校における働き方改革や心身の健康対策を推進することにより、健康で誇りとやりがいをもって能力を発揮できる環境の整備・充実に努め、学校における教育の質の向上と児童生徒の教育の充実を目指します。

##### 取組1-1 学校の組織力向上のための取組の推進

- 管理職が学校組織マネジメントや人材育成についての高い意識を持ち、学校の教育的課題解決に組織として機能できるよう研修の充実を図るとともに、主幹教諭や指導教諭\*2等を適正に配置することなどにより、学校の組織力向上を図ります。

\*1 ワーク・ライフ・バランス：やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

\*2 主幹教諭や指導教諭：学校の組織力を向上させるため、一定規模以上の学校や学校経営上必要があると認められた学校に設置した職。主幹教諭は、教頭と主任級の教職員の間に置かれる職で、児童生徒の授業を受け持ちながら、校務についての指導や指示、意見の取りまとめ等を行う。指導教諭は、専門的な知識や経験を有する指導力の高い教員から任用され、所属校や地域の教員に対して実践を通じた指導・助言を行う。

- スクール・サポート・スタッフ\*3や部活動指導員\*4、医療的ケア\*5を行う看護師などの専門スタッフ等の配置を行うとともに、統合型校務支援システム等のICTを活用し、教職員の事務作業負担軽減等を推進し、学校の組織力向上を図ります。
- 地域や保護者のニーズに対応した教育活動が展開できるよう、共同学校事務室\*6等を活用することで、事務職員の学校運営への参画や事務職員と教師との協働体制の確立など、学校の組織力の向上を図ります。

### 取組1-2 能力を発揮できる環境の整備・充実

- 教職員一人一人が自分の生き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスのとれた生活を実現するとともに、誇りとやりがいを持って能力を発揮できる環境や、授業を中心とした質の高い教育活動に専念できる環境の充実を図ります。
- 教職員評価制度における管理職と職員のミーティングやフィードバック、評価結果等を積極的に活用することにより、教職員の人材育成の充実を図ります。
- 教職員の適材適所の配置や、有能な人材を管理職に任用することなどにより、学校の活性化を図ります。

### 取組1-3 心身の健康対策の総合的推進

- 教職員の健康と安全を保持する体制の整備を促進するとともに、各種の健康づくり事業の充実や相談事業の実施により、教職員の心身の健康増進を図ります。
- リフレッシュデイ・リフレッシュウィーク\*7や学校閉庁日等の設定、部活動の活動時間及び休養日の設定、家庭・地域等との連携による業務の役割分担と適正化への取組などを推進します。

## 2 部活動の地域移行に向けた環境整備

令和5年度以降の公立中学校における休日の部活動の段階的な地域移行と、地域スポーツ・文化環境の一体的な整備を行い、少子化の中でも将来にわたり、子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するとともに、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質の向上を図ります。

- 
- \*3 **スクール・サポート・スタッフ**：教員に代わって、授業準備や採点業務の補助、学習プリントや各種資料の印刷・準備、集金、備品教材の管理などを行うことで、教員をサポートするスタッフ。
  - \*4 **部活動指導員**：中学校、高等学校等におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（教育課程として行われるものを除く）である部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導や大会への引率などの職務を行う。
  - \*5 **医療的ケア**：学校や自宅等で保護者や看護師が日常的に行っている経管栄養、たんの吸引、導尿等の医療行為のこと。
  - \*6 **共同学校事務室**：複数の小・中学校等が共同で事務・業務を行い、学校全体を取り巻く様々な事務の効率化・標準化を推進するとともに、教育活動への支援を行うことできめ細かな学習指導等の充実を図る。
  - \*7 **リフレッシュデイ・リフレッシュウィーク**：教職員が勤務終了時刻に一斉に退校する日をリフレッシュデイと呼び、各学校ごとに週1回以上設定することとしている。また、教職員の連続休暇の取得を促すために、夏季休業中の1週間程度を県内一斉のリフレッシュウィークとし、原則、行事等を設定しないようにしている。

## 取組 2-1 学校部活動の適切な運営のための体制整備

- 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」にのっとり、学校部活動の活動時間及び休養日の設定、大会等の在り方など、適切な学校部活動の取組に関する「部活動の在り方に関する方針」を策定します。

## 取組 2-2 学校部活動の地域連携

- 地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進めるために、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有し、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等に関する協議を行う場を設定します。

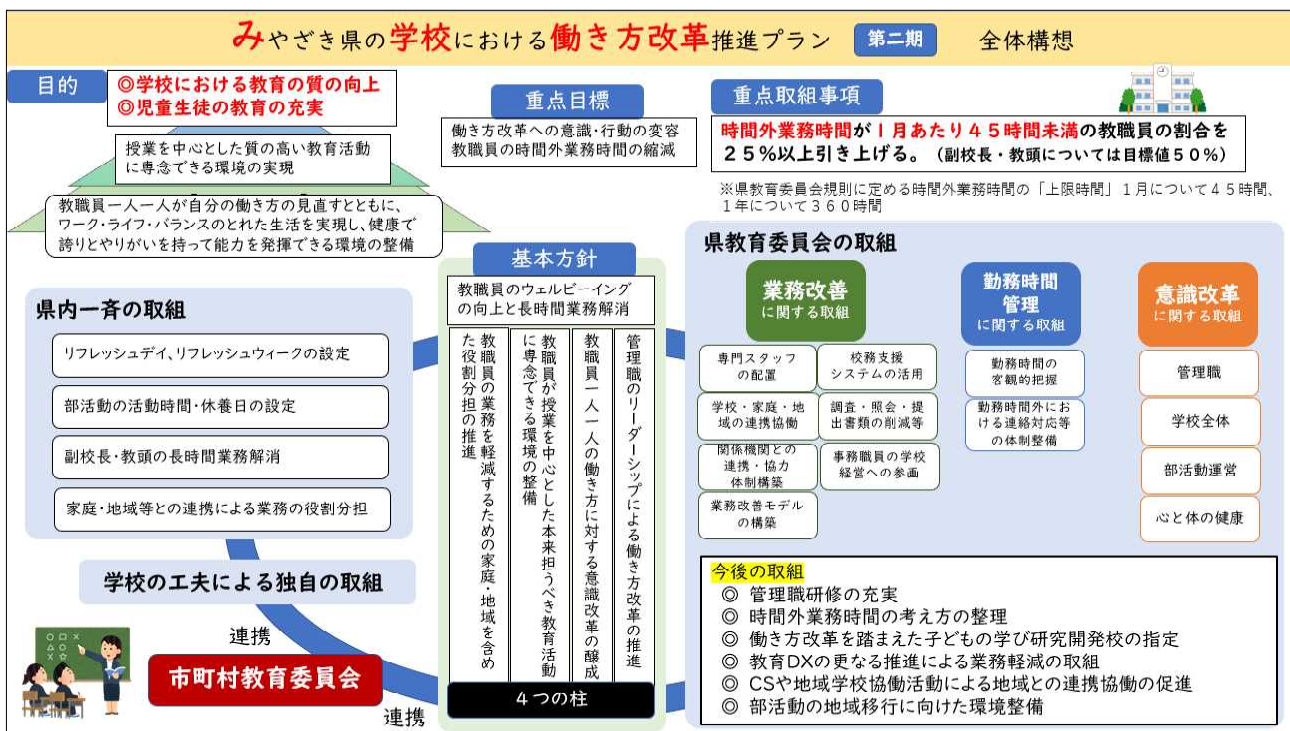
## 取組 2-3 合同部活動の推進

- 学校や地域の実情に応じて、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の学校部活動に参加するなど、合同部活動等の取組を推進します。

## 取組 2-4 専門性の高い指導者確保と人材バンク整備

- 地域の専門性の高い指導者の確保や、人材バンクの整備及び意欲ある教員等の円滑な兼職兼業を検討し、生徒の志向に適したプログラムに適應できるように、人材派遣体制の在り方や、合同実施の在り方を地域の実情に合わせて段階的に行い、地域への移行を図ります。

## 【参考】





## 基本目標6 学校業務の改善と教職員の資質能力の向上

### 施策16 教職員の資質能力の向上

#### 課題及び今後の方向性

- 近年の大量退職・大量採用等による採用倍率の低下や豊富な知識や経験、技能等を持つベテラン教職員の減少と若手教職員の増加に伴い、学校全体の教育力の低下が懸念されています。
- 学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続け、子供一人一人の学びを最大限に引き出し、主体的な学びを支援する伴走者としての役割を果たすために、新たな教職員の学びの姿が求められています。
- 学校における最大の教育環境ともいえる教職員について、多様な専門性を有する質の高い教職員集団を形成するために、優れた人材を確保するとともに、教職員一人一人の資質能力の向上を図るために、養成・採用・研修の一体的な改革に取り組む必要があります。

#### 施策の内容と主な取組

##### 1 優れた人材の確保

教員養成を担う大学との連携強化や採用選考等の工夫・改善により、豊かな人間性と高い専門性を有する優秀な人材や、多様な専門性や背景を持つ人材の確保の充実を図ります。

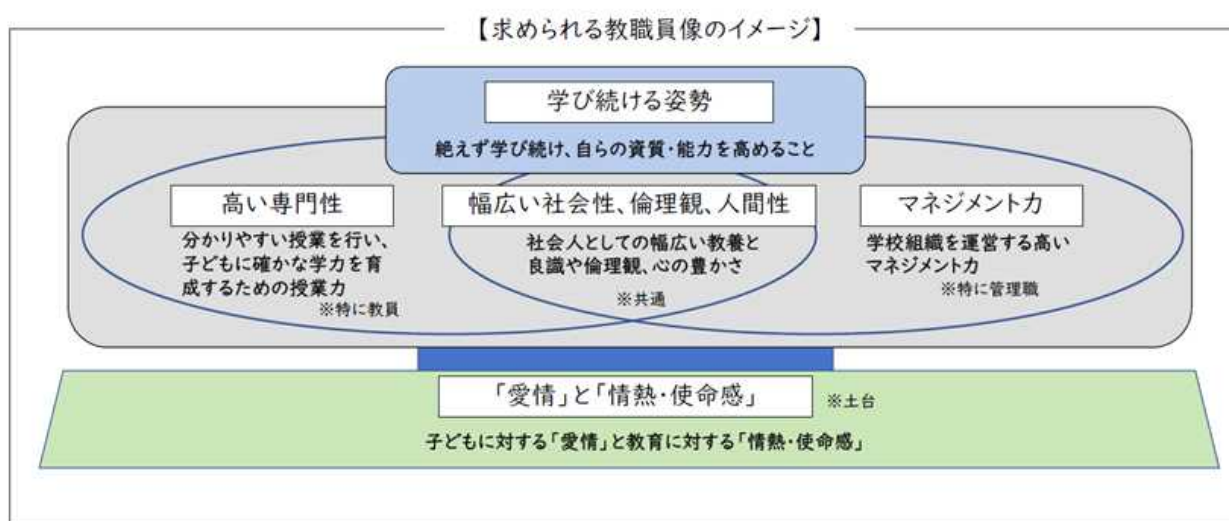
##### 取組1-1 大学との連携推進

- 本県の教育的課題の解決を図る実践的指導力のある人材を養成・確保するために、県内大学に所属する教職希望学生に対して学校での体験機会や研修の場を提供したり、教員の養成の在り方や方法等について大学と協議したりするなど、大学と連携強化を図ります。

## 取組 1-2 採用選考等の工夫・改善

- 採用選考において、豊かな人間性と高い専門性を有する人材に加え、多様な専門性や背景を持つ優秀な教員等を採用するために、採用選考の在り方について工夫・改善を加え、よりよい採用選考の充実を図ります。
- 優れた人材を確保するために、中学生や高校生への働きかけや大学への訪問や他県でのガイダンスの開催等を通して、教員の魅力の発信と本県での教職員としての仕事のやりがい等について、周知を図ります。

### 【参考】



## 2 専門性や社会性の向上のための研修の充実

「現場の経験」を重視した学び（OJT\*1）と校外研修（Off-JT\*2）及び自己啓発（SD\*3）を最適に組み合わせ、教職員一人一人の資質能力の向上を図ります。

### 取組 2-1 教員育成指標\*4に基づいた研修の充実

- 宮崎県教員育成指標に基づいた体系的・計画的な研修の充実を図るとともに、各学校におけるOJTの推進やOff-JTの奨励、SDにおける力量形成を通して、研修の充実を図ります。

\*1 OJT (On the Job Training)：学校内での日常の職務を通して、教職員として必要な知識や技能、態度等を組織的・計画的・継続的に高めていく取組。

\*2 Off-JT (Off the Job Training)：学校外における研修。（県教育研修センター等で行う研修）

\*3 SD (Self Development)：本人の意思で自分自身の能力向上や精神的な成長を目指すこと。また、そのための訓練。

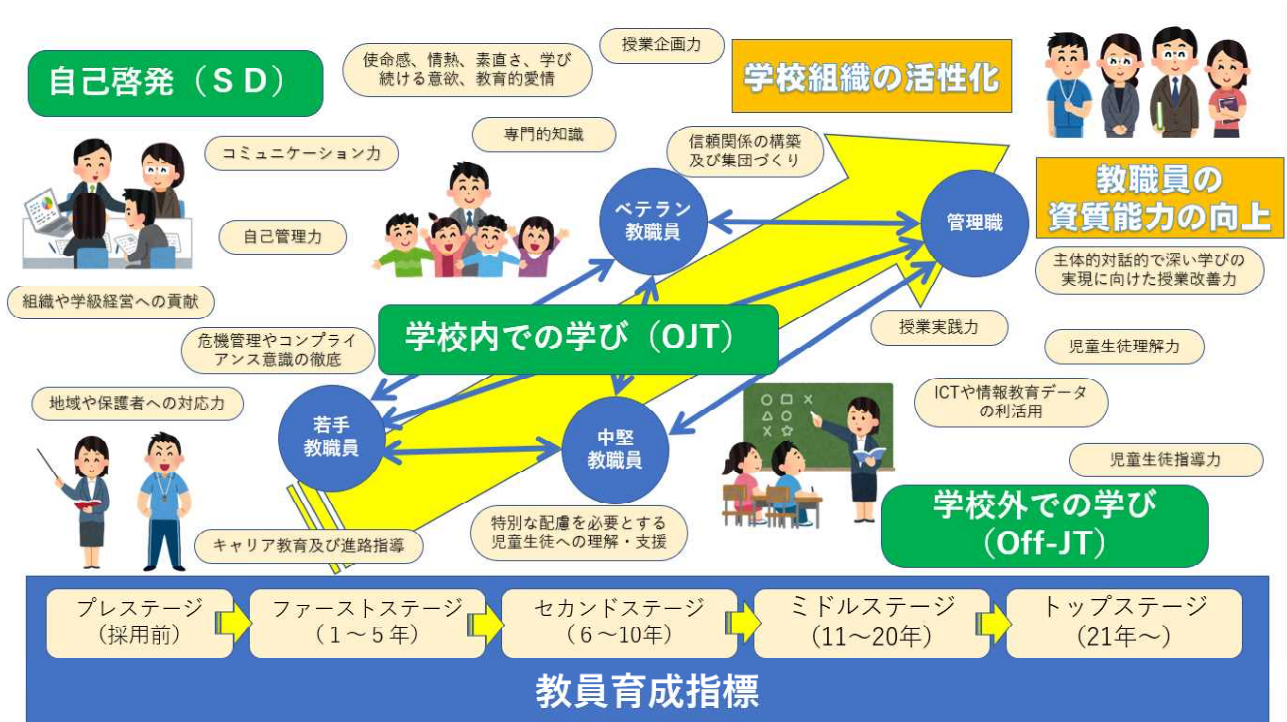
\*4 教員育成指標：教員がキャリアステージに応じて標準的に修得することが求められる能力を明確化したもの。任命権者（教育委員会）は、教員研修に協力する大学等で構成する協議会を組織して協議等を行い、教育委員会と大学等が目標を共有し連携を図りながら、地域の実情に応じて指標を定めることとされている。

- 教職員が主体的に資質能力の向上に向けて取り組むことができるように、キャリアデザイン\*5を意識した研修を計画的に位置付け、その充実を図ります。

### 取組2-2 優れた教員の指導力を生かした取組の推進

- 優れた指導力を持つスーパーティーチャー\*6等による授業公開や、研究指定校・大学附属園等の公開研究会、その他、県や市町村が主催する研修会等を通して、県内全体における教員の指導力の充実を図ります。

#### 【参考】



### 取組2-3 幅広い社会性やマネジメント力等を高める研修の充実

- 児童生徒一人一人への深い愛情と理解、教育に対する情熱や使命感、幅広い社会性や倫理観、マネジメント力、豊かな人間性等を高めるための研修を計画的に実施し、その充実を図ります。

\*5 キャリアデザイン：自らの教職人生における将来の目標やゴールを定め、それを実現するための計画を立てること。  
 \*6 スーパーティーチャー：ほかの教員のモデルとなるような優れた教育実践力を持つ教員をスーパーティーチャーとして委嘱し、授業公開等を通して、優れた教育実践や高い指導技術等を県内全域に普及させることを目的とした本県独自の制度。

## 基本目標7 教育効果を高める体制や環境の整備・充実

### 施策17 安全・安心な教育環境の整備・充実

#### 課題及び今後の方向性

- 安全で安心な教育環境の整備や、組織的な取組を一層充実させるとともに、安全教育を通じ、児童生徒に、いかなる状況下でも自らの命を守り抜き、安全で安心な生活や社会を実現するために、自ら適切に判断し主体的に行動する態度の育成に努める必要があります。
- 学校施設等の物的な環境については、子供たちが、安全な施設で安心して充実した教育が受けられるよう、各学校において安全点検を継続的かつ計画的に実施するとともに、耐震対策及び老朽化（長寿命化）対策の推進や機能向上など、施設・設備に関する様々な課題に適切に対応していくことが重要です。
- 今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備えた実践的な防災教育を進めていくことや、学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高めることの必要性が指摘されています。

#### 施策の内容と主な取組

##### 1 子供が自ら安全に行動する力の育成

安全教育を通じ、児童生徒に、いかなる状況下でも自らの命を守り抜き、安全で安心な生活や社会を実現するために自ら適切に判断し主体的に行動する態度の育成を図り、学校安全の実効性を高める取組を一層推進します。

##### 取組1-1 自ら適切に判断し、主体的に行動する態度の育成

- ロールプレイング\*1の導入、安全マップの作成、児童生徒が参加する安全点検など、様々な手法を積極的に取り入れ、児童生徒が安全上の課題について、自ら考え主体的な行動につながるような取組を推進します。

\*1 ロールプレイング：実際の問題場面を想定し、様々な役割を演じさせることで、問題の解決法を会得させる方法。

## 取組 1-2 学校における安全に関する教育の充実

- 児童生徒や学校、地域の実態及び児童生徒の発達の段階を考慮して、学校の特色を生かした安全教育の目標や指導の重点を設定し、各学校において管理職や教職員の共通理解を図りながら、安全教育を積極的に推進します。

## 2 安全・安心な学校施設の整備

子供たちが安全な環境の中で安心して教育を受けられるよう、学校等の施設・設備の整備・充実に努めます。

### 取組 2-1 老朽化（長寿命化）対策の推進等

- 県立学校等の施設・設備について、その性能を維持し将来にわたり安全・安心な環境を確保するため、計画的な維持保全による老朽化（長寿命化）対策を推進するとともに、「宮崎県高等学校教育整備基本方針\*2」も踏まえ、耐用年数\*3を超過する校舎等について再整備等を検討します。なお、再整備の際は、脱炭素社会の実現に向け、木材を利用するなど、地球環境への配慮をした整備に努めます。

### 取組 2-2 非構造部材の耐震対策の推進

- 県立学校の建物の耐震化、体育館や武道場などの広い空間にある天井や照明等の落下防止対策は完了しているものの、非構造部材の耐震対策については、引き続き取り組む必要があることから、安全点検を継続的・計画的に実施し、一層の推進に努めます。また、市町村立小・中学校等においても、早期に完了するよう、市町村への助言に努めます。

### 取組 2-3 県立学校施設の感染症対策や防災機能の向上

- 今般の新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、「新しい生活様式」に対応した子供の健康に対する意識の向上を図るとともに、災害時に避難所ともなり得る防災の観点からも、バリアフリーなど衛生環境の整備と防災機能の向上に努めます。

\*2 宮崎県高等学校教育整備基本方針：本県高等学校教育（中等教育学校後期課程を含む）の目指す姿を示すものとして、本県高等学校教育を取り巻く状況を踏まえ、令和3年3月に策定した、令和3年度から令和10年度までの8年間に行う教育環境の計画的な整備の在り方について示す方針。

\*3 耐用年数：文部科学省が定める「補助事業等により取得した財産の処分制限期間」。

### 3 実践的な防災教育等の推進

災害リスクを踏まえた事前防災の体制強化や、児童生徒が将来の地域防災力の担い手となるよう、関係機関等と連携した体験学習、防災訓練等の防災教育を推進します。

#### 取組3-1 災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実

- 災害リスクを踏まえ、最新のハザードマップ\*4を活用した事前防災の体制強化及び、震災等の想定時刻や想定場所を限らない訓練や余震・停電を想定した訓練など、実践的な防災教育を実施します。

#### 取組3-2 地域の人的・物的資源を活用した社会との連携及び協働

- 地域の防災リーダーやボランティアなどの人材、公民館における防災講座などの教育資源を活用して、社会との連携及び協働を図ります。

\*4 ハザードマップ：地震、洪水、土砂災害など過去の災害のデータや地理情報などを基に、それぞれの地域で起こりうる災害を予測し、被害範囲を地図にしたもの。

## 基本目標7 教育効果を高める体制や環境の整備・充実

### 施策18 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

#### 課題及び今後の方向性

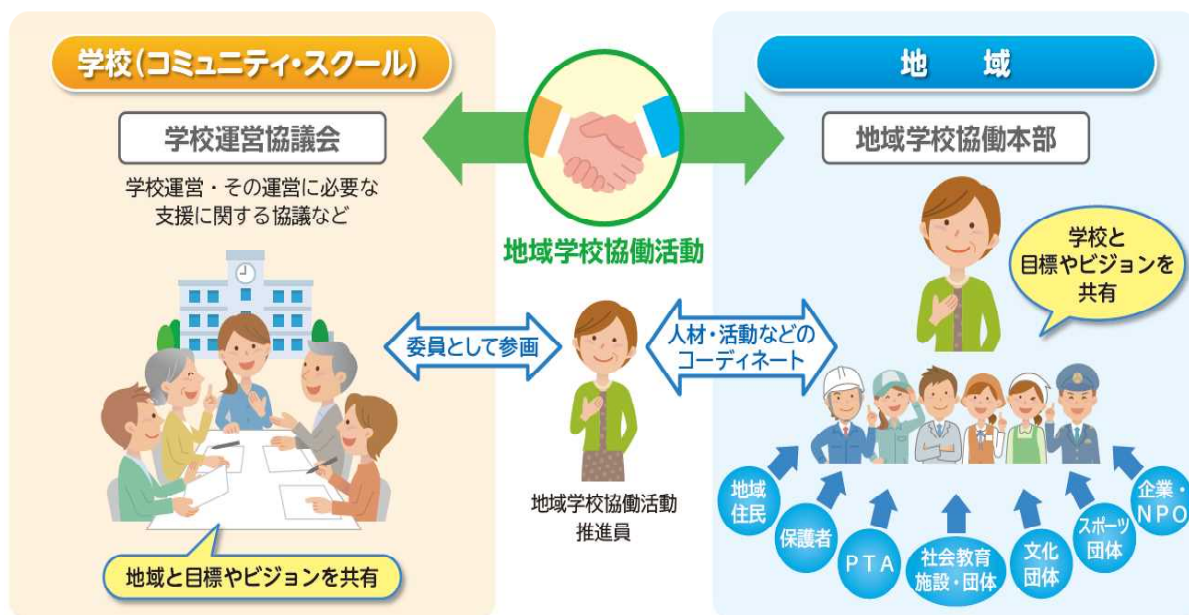
- 学校・家庭・地域が連携を深め、協働して未来を担う子供たちを育むとともに、持続可能な地域づくりにつながる取組を効果的・持続的に推進するための体制づくりや支援の充実を図る必要があります。
- 家庭を取り巻く環境が変化する中、子供を育てる上で不安を感じている保護者を地域ぐるみで支援するとともに、家庭の教育力の向上を図るための家庭教育支援の充実に取り組む必要があります。
- 県教育委員会や学校は、様々な機会・媒体を通じて、教育に関する情報を広く県民に発信し、教育への協力、支援、参画に向けた県民意識の醸成を図る必要があります。

#### 施策の内容と主な取組

##### 1 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

地域と学校が目標やビジョンを共有し、地域住民や保護者、NPO、企業等の幅広い参画を得て、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動（地域学校協働活動）が効果的・持続的な取組になるよう努めるとともに、地域学校協働活動を推進する体制（地域学校協働本部）の整備やコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を一体的に推進します。

## 【参考】



(出典及び抜粋：文部科学省)

### 取組 1-1 地域学校協働活動推進体制の整備

- 地域学校協働活動の推進に向けた市町村への支援として、地域学校協働活動の普及啓発や地域学校協働活動推進員等の人材育成を図る研修会の実施、市町村ごとの課題に応じた研修会への講師派遣等を行います。
- 各市町村の実態に応じ、地域学校協働活動を推進する体制（地域学校協働本部）の整備・充実に努めます。

### 取組 1-2 連携推進体制の構築

- 文部科学省総合教育政策局CSマイスター\*1や各教育事務所の連携推進アドバイザー等との連携を図り、コミュニティ・スクールの導入促進を行うとともに、導入後の伴走支援を行い、地域と学校が一体となった教育活動を推進します。

### 取組 1-3 多様な主体の参画による連携・協働体制の構築

- 地域において活動する企業・NPO・市民団体等が教育活動に積極的に参画できるシステム（アシスト事業）の普及啓発に努め、地域ぐるみによる教育の推進を図ります。
- 放課後及び休日の子供たちの居場所づくりや、地域住民等のボランティアによる登下校の安全確保などの体制づくりを推進します。

\*1 文部科学省総合教育政策局CSマイスター：コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入及び実践に携わった実績を有する者。文部科学省等からの依頼を受けて、コミュニティ・スクールの導入及び拡充を推進する教育委員会や学校関係者等に対して、推進体制の構築や取組の充実に努め、地域とともにある学校づくりを推進する。



#### 取組 1-4 地域課題をテーマとした探究的な学びの推進

- 地域や地元企業、大学や関係機関等との連携を深めることにより、地域の教育資源を生かした探究的な学習や地域課題への取組、商品開発などの具体的・実践的な取組の充実を図り、地域づくりにもつながる学びを推進します。

#### 取組 1-5 学校評価の推進

- 全ての公立学校において、学校が自らの教育活動や学校運営の取組について自己評価を行い、それに対する保護者や地域住民による学校関係者評価を受け、この結果を公表することにより、信頼される学校づくりを進めます。

#### 取組 1-6 学校からの情報提供等の充実

- 各学校が地域住民や地元企業等に積極的に情報を提供し、情報の共有化を図ることにより、地域とともにある学校づくりに向けた相互理解を図ります。

## 2 家庭教育支援の充実

子供たちが、基本的な生活習慣を確立し、健やかに成長できる宮崎の実現を目指し、家庭を取り巻く地域、学校、企業、行政など、全ての県民で家庭教育を支えていくとともに、身近な地域において保護者が家庭教育に関する学習や相談ができる体制整備の促進に努めます。

#### 取組 2-1 家庭教育支援体制の整備・充実

- 地域の家庭教育の核となる人材を育成するとともに、学校や福祉部局などと連携して家庭教育支援のネットワークを広げます。
- 家庭教育に関する電話相談や来訪相談の充実を図るとともに、課題を抱える家庭に対する地域人材によるチーム型支援の普及に努めます。

#### 取組 2-2 家庭教育の学習機会の充実

- 保護者をはじめ、家庭を取り巻く地域や学校、企業等、また、青少年が家庭教育について体験的に学ぶ「みやざき家庭教育サポートプログラム」の普及を促進します。
- サポートプログラムの普及を促進するため、公民館講座や家庭教育学級、就学時健診、職場等の多様な場や、オンライン等の様々な学習形態を活用した学習機会の拡大を図ります。

#### 取組 2-3 家庭における絆づくりと子供の生活習慣づくりに向けた取組の推進

- 青少年の健全な育成に関して、家庭の役割についての理解や親子の絆を深めるため、県青少年育成県民会議と連携し「家庭の日（第3日曜日）の普及」に努めます。

- 子供たちの生活リズムの向上を図っていくため、県PTA連合会等と連携し「早寝早起き朝ごはん」国民運動やメディアとの望ましいつきあい方など、家庭での生活習慣を見直す取組などを推進します。

### 3 教育に関する県民意識の醸成

県教育委員会や学校は、様々な機会・媒体を通じて、教育に関する情報を広く県民に発信し、教育への協力、支援、参画に向けた県民意識の醸成を図ります。

#### 取組3-1 「みやざき子ども教育週間」の実施

- 学校、市町村及び関係機関が、教育に関する様々な取組を行う「みやざき子ども教育週間」を実施し、子供の教育に地域が連携して取り組む機運を醸成します。

#### 取組3-2 県民への教育に関する広報・情報提供

- 広報テレビ番組やSNS等を活用して、教育活動の情報を広く県民に発信し、県民の教育に対する興味・関心を醸成します。

#### 取組3-3 学校からの情報提供等の工夫・充実

- 各学校が、様々な機会を通して保護者や地域住民の求める情報を把握し、学校だよりやホームページ等を活用し、日常的に情報を提供するとともに、緊急時にもメール等を活用することで、情報の共有化と相互理解を図ります。

#### 取組3-4 地域の認知度の向上

- 地域住民や地元企業等との連携・協働により、地域の特徴に応じた地域の担い手として求められる資質・能力を、地域とともに育むことにより、「みやざきで暮らし、みやざきで働く」よさや地域の魅力などの認知度の向上を図ります。

## 基本目標7 教育効果を高める体制や環境の整備・充実

### 施策19 魅力ある多様な教育環境の振興・支援

#### 課題及び今後の方向性

- 本県の児童生徒数は年々減少し、令和4年度における12学級\*1を下回る本県の公立小学校は約65%、公立中学校は約70%と小規模校が多く、複式学級を有する学校も全体の19%を占めています。
- 高等学校等は全国的な進学率が99%に達し、多様な入学動機や進路希望、学習体験など、様々な背景を持つ生徒が在籍しています。
- 多様な教育活動の展開については、学校種間の連携も重要であり、より連続性のある魅力ある教育活動を展開することが求められています。今後も、国の動向を踏まえ、関係する各種情報の収集や提供等を行い、特色ある校種間連携の支援に努めることが求められます。
- 本県の私立学校は、建学の精神に基づく個性豊かな教育を実践し、県内高校生の約3割が就学するなど重要な役割を果たしています。今後もその自主性を尊重しつつ、県民ニーズ等に応じた魅力ある学校づくりとともに、教育環境の向上及び経営の健全性の確保が求められています。
- 地方の高等教育機関は、地域社会で活躍する人材の輩出や、地域や産業界との連携・協力による地域課題の解決など地方創生に向けた取組において、地域をけん引していくことが期待されています。

\*1 12学級：国は、1学校当たりの標準学級数を12学級以上18学級以下と規定。

## 施策の内容と主な取組

### Ⅰ 公立小・中・義務教育学校の教育環境の充実

小・中・義務教育学校において、へき地・小規模校ならではの「よさ」を生かした教育活動を国の動向を注視しながら推進します。また、少人数学級や小学校高学年における一部教科担任制の実施などを通して、きめ細かくて専門的な指導のできる教育環境の充実を図ります。

#### 取組Ⅰ-Ⅰ 小規模校ならではの「よさ」を生かした教育の推進

- 地域や学校の特性に応じて、1人1台端末を効果的に活用しながら、児童生徒一人一人に対するきめ細かな指導方法の改善を図ります。また、豊かな自然環境を生かした学習教材の工夫や地域と一体となった教育の推進を図ります。

#### 取組Ⅰ-Ⅱ 教職員の資質向上

- へき地・小規模校における教育活動の充実を図るため、県が作成した複式学級指導資料（冊子・DVD）の活用促進や県教育研修センター等における研修の一層の充実に努めます。

#### 取組Ⅰ-Ⅲ 少人数学級の推進

- 現在の取組である小学校1・2年生の30人学級編制及び中学校1年生の35人学級編制に加え、国の法改正に合わせ、令和7年度までに小学校全学年における35人学級編制による少人数学級を段階的に実施します。  
また、今後も国の動向を注視しながら、複式学級や特別支援学級など、更なる学級編制基準の引き下げ及びそれに伴う教職員定数改善を検討します。

#### 取組Ⅰ-Ⅳ 小学校高学年における一部教科担任制実施への支援

- 県が作成したリーフレットの活用促進や情報交換会の開催により、県内の先進的な取組の共有を図り、学校の状況に応じた実践が図られるよう支援に努めます。

#### 取組Ⅰ-Ⅴ 障がいのある児童生徒等に配慮した市町村立学校施設整備への支援

- インクルーシブ教育システムの構築の観点から、市町村立学校施設のバリアフリー化に向け、設置者である市町村に対し情報提供及び助言に努めます。

## 2 県立学校の教育環境の充実

生徒にとってよりよい高等学校教育の質の向上と環境の提供を進め、更に魅力ある県立高等学校づくりに取り組みます。また、県全体の活力維持や地域バランス、多様なニーズへの対応を踏まえ、質の保証を図りつつ、高等学校教育を受ける機会の確保を図ります。

特別支援学校においては、幼児児童生徒のニーズの多様化や各学校の課題の変化等を踏まえて、教育の改善と教育環境の充実を図ります。

### 取組2-1 魅力と活力ある高等学校づくりの推進

- 「宮崎県高等学校教育整備基本方針」と各高等学校のスクール・ミッションを基盤としながら、高等学校教育の質の向上、地域との連携による教育の推進、多様な人材を育むキャリア教育の推進、よりよい教育環境の提供など、「新時代へ向けた宮崎の高等学校教育の創造」を視野に高等学校の在り方の検討を行い、魅力と活力ある高等学校づくりに取り組みます。

### 取組2-2 定時制・通信制課程における交流活動の充実や生徒支援体制の構築

- 定時制・通信制課程で学ぶ生徒が学校を超えて交流できる機会を創出するため、「生徒生活体験発表大会」、「文化の集い」及び「スポーツ交流」の場の充実に取り組みます。
- 多様な生徒の学びや一人一人のニーズに対応するため、生徒相談支援員\*2の配置やスクールカウンセラーによる定期訪問などきめ細かい教育相談やキャリア教育による生徒支援体制の構築を図ります。

### 取組2-3 県立学校への生活支援員の配置

- 県立中学校及び高等学校等に在籍する身体等に障がいがある生徒の学校生活を充実させるため、生活支援員を配置するとともに、校内支援体制を整えます。

### 取組2-4 障がいのある児童生徒等に配慮した学校施設の整備

- インクルーシブ教育システムの構築の観点から、障がいのある児童生徒が支障なく安心して学校生活を送ることができるよう、また、障がいのある教職員等が支障なく安心して職務に専念できるよう、特別支援学校のみならず、学校施設のバリアフリー化に向けた整備を推進します。

\*2 生徒相談支援員：県内の5校8課程の定時制・通信制の学校における生徒相談機能を充実させるために配置された専門資格を持たない支援員のこと。各学校の教育相談部と連携し、多様化する定時制・通信制で学ぶ生徒に寄り添って相談業務を行う。

### 取組 2-5 特別支援学校における教育環境の計画的な整備

- 「宮崎県特別支援学校教育整備方針\*3」に基づき、教室不足の解消、職業教育の充実、寄宿舎の整備など長期的な視点で、計画的な整備に取り組みます。
- 児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、それぞれの障がい種に対応した教育環境の整備の充実に努めます。

## 3 学校種間の連携・接続の推進

各市町村教育委員会や学校の取組を支援することにより、小中連携・小中一貫教育の充実に図るとともに、中高一貫校の特色・魅力づくりや、中学校等と高等学校の交流授業などにより、中高連携を推進します。また、各県立学校が行う大学等との取組を生かしながら、高大連携を推進します。

### 取組 3-1 小中連携・小中一貫教育の充実

- 県教育委員会として、文部科学省等の諸機関から提供される義務教育学校や小中連携・小中一貫教育にかかる情報を収集し、市町村教育委員会への提供等に取り組みます。
- 義務教育の充実に図るための県・市町村連絡協議会をとおして、特色や魅力のある「小中連携・小中一貫教育」について協議等を行うことでその充実に図ります。

### 取組 3-2 中高連携の推進

- 中等教育学校\*4や併設型中高一貫教育校\*5、連携型中高一貫教育校\*6において、それぞれの教育課程や指導内容の更なる工夫・改善を図り、特色・魅力づくりを推進します。
- 中高連携の取組として、高等学校が各中学校等で行う高校説明会、高等学校のオープンスクールで行われる体験授業への参加、各種教育で行われる授業研究会への参加及び情報交換など、地域の連携を図った学力向上等の取組を進めます。
- 各県立高等学校が行う各種行事や総合的な探究の時間、キャリア教育活動等を生かしながら、中学校等と高等学校との生徒の交流や教員の連携を図り、中学校等から高等学校への円滑な接続を視野に入れた、様々な取組を推進します。

\*3 宮崎県特別支援学校教育整備方針：本県の特別支援学校の現状と課題に対応するため、令和4年2月に策定した、令和4年度から令和13年度までの10年間に行なう教育環境の計画的な整備の在り方について示す方針。

\*4 中等教育学校：一つの学校として、一体的に中高一貫教育を行う学校。6年間の教育課程のうち、前期課程は中学校、後期課程は高等学校の基準を準用するが、中高一貫教育校として特色ある教育課程の編成が可能。

\*5 併設型中高一貫教育校：同一の設置者による中学校と高等学校を接続して、中高一貫教育を行う学校。併設型中学校の生徒は、入学者選抜を行わずに、当該の併設型高等学校に入学できる。

\*6 連携型中高一貫教育校：設置者が異なる中学校と高等学校を接続して、中高一貫教育を行う学校。市町村立中学校と県立高等学校等との間でも実施可能な形態で、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深める形で一貫教育を実施する。

### 取組 3-3 高大連携の推進

- 大学と高等学校等との授業における生徒・学生の交流や教員の連携、各県立高等学校等が行う各種行事や総合的な探究の時間、キャリア教育等における高大連携などを生かしながら、高等学校等から大学への円滑な接続を視野に入れた、様々な取組を推進します。
- 宮崎の農業を担う専門的な人材を育成するため、農業高等学校と県立農業大学校が連携して、一貫性のある教育が行われるよう研究等に取り組みます。

## 4 私立学校の振興

少子化の進行等に伴い、私立学校を取り巻く環境が変化する中において、建学の精神に基づく個性豊かな教育を実践している私立学校の自主性を尊重しつつ、教育環境の向上及び経営の健全性の確保を支援し、保護者負担の軽減を図ります。

### 取組 4-1 私立学校の教育の振興、経営の安定化に対する支援

- 学校法人の経常的経費（人件費、教育研究経費）に対して補助することにより、私立学校の教育環境の向上、経営の健全性の確保を支援し、保護者負担の軽減を図ります。

### 取組 4-2 私立学校の特色ある取組に対する支援

- 私立学校が行う特色ある取組に対して補助することにより、魅力ある私立学校づくりを支援します。

### 取組 4-3 私立学校の教育に関する諸問題に対する助言・指導

- 私立学校の教育に関する諸問題に対して助言・指導することにより、私立学校の教育の適切な実施を支援します。

### 取組 4-4 私立学校教職員の資質向上に対する支援

- 私学団体が行う教育研修事業に対して補助するとともに、県教育委員会主催の研修会への私立学校教職員の参加や、私立学校及び私学団体が行う研修会への講師派遣等により、私立学校の教職員の資質向上と教育水準の向上を支援します。

### 取組 4-5 私立学校教職員の福利厚生への向上に対する支援

- 私学団体が行う退職手当資金給付事業や長期給付事業に対して補助することにより、私立学校教職員の福利厚生への向上を支援します。

### 取組 4-6 私立専修学校の教育の充実に対する支援

- 私立専修学校設置者に対して補助することにより、生徒の修学機会の確保と魅力ある産業人材の育成を支援します。

## 5 高等教育機関との連携

県内の11高等教育機関で構成する「高等教育コンソーシアム宮崎\*7」を基盤として高等教育機関相互の連携・協力を促すことにより、県内高等教育全体の質的向上を促進し、魅力ある高等教育づくりに繋がります。

### 取組5-1 高等教育機関相互の連携・協力による教育環境の活性化

- 高等教育機関相互の連携・協力を促し、インターゼミナール\*8など成功体験に繋がる学生の交流や、教育力や運営力向上を目指した教員や職員が交流する研修等により、教育環境の活性化を促進します。

### 取組5-2 各高等教育機関の魅力向上に向けた取組に対する支援

- 各高等教育機関の魅力向上に繋がる特色ある人材育成プログラムや県内就職・定着のための取組、地域や産業界との連携・協力等に対する支援を行います。

\*7 **高等教育コンソーシアム宮崎**：県内の高等教育機関が相互に連携・協力し、県内高等教育全体の質的向上と地域の教育・学術研究の充実・発展を図り、魅力ある高等教育づくり及び活力ある地域づくりに貢献することを目的として設立された組織。

\*8 **インターゼミナール**：大学・高等専門学校の学生が日頃行っている研究や活動の成果を学生や地域住民の方々を対象に発表し、意見交換を行う場。県内では、高等教育コンソーシアム宮崎にて開催。





## 第5章

# 計画の推進に当たって

### 第1節 推進体制

- 1 実効性の確保と点検・評価
- 2 市町村等との連携

### 第2節 推進指標

## 第1節 推進体制

### 1 実効性の確保と点検・評価

- 実効性のある教育政策を推進するためには、客観的な根拠に基づき、成果を検証し、より効果的・効率的な施策の立案に生かしていく必要があります。
- 本計画の実行に当たっては、PDCAサイクル\*1の考え方に基づき、施策推進のための「推進指標」を定め、毎年、各施策の進捗状況等の「点検・評価」を行って、その結果を次年度以降の施策の実施に反映させ、本計画の実効性を高めていきます。
- 本計画期間中においても、社会情勢や教育をめぐる状況等に大きな変化が生じた場合は、これらに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行う柔軟な取扱いを行っていきます。

### 2 市町村等との連携

- 市町村においては、それぞれの地域の実情や課題に応じて、地域の特色を生かしつつ、工夫された教育活動が行われています。そのような市町村の取組と本計画の施策が呼応しながら、つながり合って更に効果を高め、県全体でよりよい教育が推進されるよう努めていくことが重要です。
- 学校においては、教職員が一体となり「チーム学校」として取り組む意識・姿勢が大切です。そのためには、県立学校はもとより市町村立学校においても、本計画についての理解と認識を深め、それぞれ必要な取組を着実に進めていく必要があります。
- また、家庭や地域の教育力の向上、企業やNPO・市民団体等の多様な主体（県民）が一体となった取組など、地域ぐるみの教育の推進等においても、県と市町村、県民が、宮崎県教育基本方針の理念の実現に向けて、連携・協働した取組を進めることが重要です。
- このため、県教育委員会は、今後とも、市町村教育委員会の取組を尊重しつつ、十分な意見交換等を行い、施策の推進を図っていきます。

---

\*1 PDCAサイクル：事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

## 第2節 推進指標

- 本計画の実効性を高めるため、施策推進のための「推進指標」を設定します。この指標に基づき、毎年、各施策の取組の進捗状況等について「点検・評価」を行い、取組の工夫・改善を図りながら、計画の着実な推進に努めます。
- 目標値については、可能な限り高いものを求めて取り組むことが必要と考えていますが、現状値を踏まえ、実効性のある評価を行うために、令和8年度までに到達を目指すものとして設定しました。
- 「点検・評価」においては、指標の結果のみをもって目標の達成状況に係る全てを評価することが困難であることなどを十分留意し、当該指標の推移に加え、関連する情報や協議等を踏まえ、多角的な評価の推進に努めます。

※ 現時点で令和4年度の実績値が調査中であるものについては、基本的に令和3年度実績値を仮の現状値として示している。また、目標値については、令和4年度の実績値を確定する必要があるため、空欄としている。

### 基本目標1 多様性を認め合い、一人一人を大切にす教育の推進

施策	推進指標	※現状値[年次]	※目標値
施策1	いのちの尊さや大切さについて考えることのできる学校であると答えた児童生徒の割合 (みやぎきの教育に関する調査)	R4から調査開始	
	先生や友達が自分や友達のよさや違いを認めてくれるなど、人権が尊重されている学校になっていると答えた児童生徒の割合 (みやぎきの教育に関する調査)	小 90.3% 中 88.8% 高 88.1%	R3
	自分にはよいところがあると答えた児童生徒の割合 (みやぎきの教育に関する調査)	小 78.9% 中 76.5% 高 81.1%	R3
施策2	小・中・高等学校等の通常の学級において、個別の教育支援計画の作成を必要とする児童生徒のうち、実際に個別の教育支援計画が作成されている児童生徒の割合 (特別支援教育体制整備状況等調査・特別支援教育課調べ)	小 92.5% 中 89.1% 高 47.1%	R4
	特別支援学校高等部卒業生の就職希望者の割合 (特別支援学校中学部・高等部卒業生の進路状況調査)	28.6%	R3
施策3	困りごとや不安があるときに先生や学校にいる大人に相談できると答えた児童生徒の割合 (みやぎきの教育に関する調査)	R4から調査開始	
	不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等で相談・指導等を受けている児童生徒の割合 (児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)	小 54.1% 中 47.7% 高 68.6%	R3

## 基本目標2 次代へ向けて学び続ける子供たちを育む教育の推進

施策	推進指標	現状値[年次]	目標値
施策4	幼稚園・保育所・認定こども園の職員と小学校の教諭等が「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有して意見交換や合同の研修会等を行っている幼児教育・保育関係施設の割合 (こども政策課調べ)	63.7%	R3
	幼保小の接続を見通した教育課程の編成・実施を行っている幼児教育・保育関係施設の割合 (ステップ3、4の割合) (こども政策課調べ)	20.3%	R3
施策5	全国学力・学習状況調査における各教科の平均無解答率 (全国学力・学習状況調査)	小 3.0% 中 6.7%	R4
	全国学力・学習状況調査における国語・算数(数学)の全国平均正答数との比較 $\frac{\text{本県平均正答数}}{\text{全国平均正答数}} \times 100$ (全国学力・学習状況調査)	小 97.4 中 95.8	R4
	国語・算数(数学)において授業の内容はよく分かると答えた児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小 81.7% 中 74.5%	R4
施策6	授業にICTを活用して指導する能力に関する項目で「できる」「ややできる」と答えた教員の割合 (学校における教育の情報化の実態等に関する調査)	71.2%	R3
	児童生徒のICT活用を指導する能力に関する項目で「できる」「ややできる」と答えた教員の割合 (学校における教育の情報化の実態等に関する調査)	72.5%	R3

### 基本目標3 ふるさとへの誇りと愛着を持ち、世界を視野に活躍する人材の育成

施策	推進指標	現状値[年次]	目標値
施策7	ふるさと学習に関して総合的な学習（探究）の時間等で地域素材や人材を活用した取組を行っている学校との割合 （みやぎきの教育に関する調査）	93.5%	R3
	ふるさとが好きだと答えた児童生徒の割合 （みやぎきの教育に関する調査）	小 93.4% 中 89.2% 高 83.8%	R3
施策8	理科教育に関する大会等の参加数等 ① サイエンスコンクール作品応募数 ② 科学の甲子園・ジュニア全国大会順位 ③ 科学オリンピック参加者数 （義務教育課・高校教育課調べ）	① 17,621 ② 中 4位 高 14位 ③ 172	R4 R4 R3 R4
	県内高校生の留学者数（短期・長期留学） （高校教育課調べ）	1人	R4
	4R活動（リサイクルなど）、地域の環境を守る（環境保全の）ための取組を心がけていると答えた児童生徒の割合 （みやぎきの教育に関する調査）	R4から調査開始	
施策9	将来の夢や目標を持って職業や生き方を考えていると答えた中学3年生の割合 （みやぎきの教育に関する調査）	88.1%	R3
	県立高校生の県内就職率 （県立高校生の就職内定状況調査）	63.5%	R3

### 基本目標4 スポーツを生かした「未来のみやぎ」づくりの推進

施策	推進指標	現状値[年次]	目標値
施策10	運動・スポーツを週1回以上行っていると答えた県民の割合 （宮崎県県民意識調査）	49.1%	R3
	国民体育大会（国民スポーツ大会）の総合成績（都道府県）の順位 （スポーツ振興課競技力向上推進室調べ）	32位	R4
施策11	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における調査項目の県平均値が全国平均以上の割合 （全国体力・運動能力、運動習慣等調査）	67.6%	R4
	朝食を毎日食べると答えた児童生徒の割合 （全国体力・運動能力、運動習慣等調査）	小 80.6% 中 78.2%	R4

基本目標5 生涯を通じて学び、文化を親しむ社会づくりの推進

施策	推進指標	現状値[年次]	目標値
施策12	日頃から生涯学習に取り組んでいると答えた 県民の割合 (宮崎県県民意識調査)	53.4% R3	
施策13	日頃から文化に親しんでいると答えた 県民の割合 (宮崎県県民意識調査)	53.0% R3	
	文化施設等の入館者等の人数 ① 県立美術館の年間入館者数及び講座の受講者数 ② 県総合博物館の年間入館者数及び講座の受講者数 ③ 県立西都原考古博物館の年間入館者数及び講座の受講者数 (各館調べ)	① 90,688人 ② 192,685人 ③ 60,907人 R3	
	本県の文化資源に関心を持っていると答えた 県民の割合 (宮崎県県民意識調査)	59.2% R2	
施策14	読書が好きだと答えた小中高児童生徒の割合 (県学校図書館及び読書に関する調査)	小 86.1% 中 72.4% 高 73.6% R4	
	県内公共図書館の年間総貸出総数 (県立図書館調べ)	3,607,908冊 R3	
	本や雑誌、新聞、電子書籍等を 1日に30分以上読んでいると答えた県民の割合 (宮崎県県民意識調査)	52.9% R3	

## 基本目標6 学校業務の改善と教職員の資質能力の向上

施策	推進指標	現状値[年次]	目標値
施策15	働きやすい環境づくりについて学校での取組が進んでいると答えた教職員の割合 (みやざきの教育に関する調査)	小 90.7% 中 86.3% 県立 78.4%	R3
	時間外業務時間が1月に45時間未満に該当する教職員の割合 (教職員勤務状況調査)	校長 73.7% 副校長・教頭 13.3% 教諭等 67.9% 事務職員 92.7%	R4
施策16	研修など自己研鑽を通して、児童生徒の満足感を高めるための授業改善を行っているという答えた教職員の割合 (みやざきの教育に関する調査)	小 94.8% 中 87.6% 高 83.3%	R3
	教員採用選考試験受験者総数 (教職員課調べ)	1,138人	R4

## 基本目標7 教育効果を高める体制や環境の整備・充実

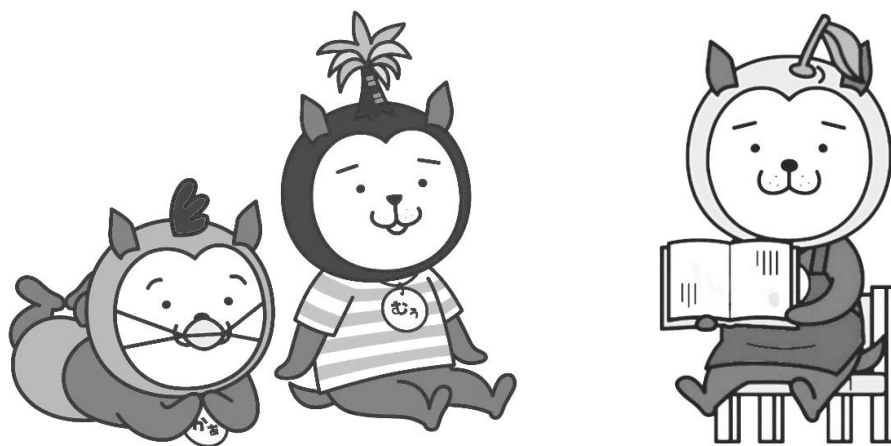
施策	推進指標	現状値[年次]	目標値
施策17	子供の安全確保のために、家庭や地域ボランティア等と行動連携を図っていると答えた学校の割合 (みやざきの教育に関する調査)	96.4%	R3
	避難訓練や防災研修を地域や専門家と連携して実施していると答えた学校の割合 (みやざきの教育に関する調査)	97.3%	R3
施策18	家庭や地域・企業・市民団体等と連携・協働した活動を推進するための組織・体制が整備され、子供の教育支援がなされていると答えた学校の割合 (みやざきの教育に関する調査)	77.6%	R3
	学校が地域の意見も取り入れながら、地域と一緒に子供を育てるための取組を進めていると答えた地域住民の割合 (みやざきの教育に関する調査)	91.9%	R3
	みやざき家庭教育サポートプログラムを活用した講座などの学習機会があったと答えた保護者の割合 (みやざきの教育に関する調査)	49.2%	R3
施策19	一貫性のある教育推進のため異校種間の連携に取り組んでいると答えた学校の割合 (みやざきの教育に関する調査)	小 81.0% 中 88.1% 高 60.5%	R3
	現在の学校・学科に入学したことについて「よかった」と答えた高校3年生の割合 (みやざきの教育に関する調査)	78.9%	R3



# 宮崎県生涯読書活動推進計画

## 〔改定版〕

～ 「生涯にわたって 読書に親しむ みやざき県民」 を目指して ～



宮崎県教育委員会



# 目 次

I	はじめに	1
1	計画策定の趣旨	
2	計画の位置付け	
3	計画の期間	
II	読書活動をめぐる主な情勢と課題等	2
1	読書活動を取り巻く社会情勢	2
(1)	全国の情勢	
(2)	本県の情勢	
2	これまでの読書活動推進における主な取組と課題	5
(1)	子どもの読書に関する主な取組	
(2)	子どもの読書に関する主な課題	
(3)	大人の読書に関する主な取組と課題	
3	「日本一の読書県」づくり	8
(1)	「日本一の読書県」を目指す理由	
(2)	「日本一の読書県」の目指す姿 ～「生涯読書活動」の推進～	
III	基本的な考え方及び施策の柱	9
IV	具体的な取組等	10
1	家庭における読書活動の推進	10
(1)	「家庭で読書」の提唱と普及	
(2)	乳幼児の読書活動の推進	
(3)	小学生の読書活動の推進	
(4)	中・高校生の読書活動の推進	
(5)	若い世代の読書活動の推進	
(6)	子育て・就労世代の読書活動の推進	
(7)	高齢者の読書活動の推進	
(8)	障がいのある方の読書活動の推進	

**2 学校等における読書活動の推進** . . . . . | 3

- (1) 幼稚園、保育所等における読書活動の推進
- (2) 学校や地域の特色をいかした読書活動の推進
- (3) 学校図書館の読書環境の整備・充実
- (4) 読書活動推進のための研修の充実
- (5) 学校等と公立図書館の連携促進
- (6) P T A活動と連携した読書活動の推進

**3 地域・職場における読書活動の推進** . . . . . | 5

- (1) 地域における読書活動の推進
- (2) 本と人をつなぐ「人づくり」と「場づくり」
- (3) 職場における読書活動の推進
- (4) 世代をつなぐ継続的な読書活動の推進
- (5) 本の多様な読み方、楽しみ方の情報の収集・提供
- (6) 読書を通じた「知の共有・創造」の場づくりの促進
- (7) 市町村立図書館等の利用促進

**4 視覚障がい者等の読書環境の整備** . . . . . | 7

- (1) 図書館の利用に係る体制の整備
- (2) サービスの提供体制
- (3) 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援
- (4) 製作人材・図書館サービス人材の育成

**5 県民総ぐるみによる推進体制の充実** . . . . . | 8

- (1) 県と市町村との連携・協力による推進体制
- (2) 民間企業・民間団体等との協働による推進体制
- (3) 「全県的な図書館ネットワーク」の構築

**V 管理指標について** . . . . . | 9

**資料編**



# I はじめに

## I 計画策定の趣旨

我が国では、本格的な人口減少社会が到来し、情報通信技術の急速な発達や不透明感を増す国際情勢など、時代の大きな転換点を迎えています。また、本県では、若者世代や中山間地域での人口流出が進んでおり、宮崎県総合計画に掲げる「未来を築く新しいゆたかさ」の実現やまち・ひと・しごと創生の取組を、着実に進めていかななくてはなりません。

このため、県民一人一人がそれぞれの個性と能力を十分に発揮して活躍できる地域社会を担う人財づくりに、県を挙げて取り組むことが極めて重要になってきています。

このような中、読書は、子どもにとって、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付ける上で欠かせないものであり、家庭や学校、地域・職場が一体となって、読書習慣を身に付けた子どもを育成していくことが大切です。

さらに、その読書習慣を大人になってももち続け、生涯にわたって読書に親しみ、自分の世界や知識、仲間を広げ、知的で心豊かな人生や活力あふれるみやぎづくりの実現につなげていくことが大切です。

県では、このような「生涯読書活動」の意義や明日の人財づくりの重要性を踏まえ、子どもから大人まで全ての県民が生涯にわたって読書に親しむ「日本一の読書県」を目指して読書環境の整備や読書振興に向けた施策を進めてきています。

そこで、読書を取り巻く環境変化や「第二次宮崎県子ども読書活動推進計画」の成果と課題、県内の有識者で構成する「宮崎県生涯読書活動推進委員会」での議論等に基づいて、「日本一の読書県」づくりに向けた基本的な考え方や方向性をより明確にした総合的な施策を、市町村や企業、民間団体等※<sub>1</sub>との連携・協力により県民総ぐるみで推進するため、本計画を策定しました。

なお、令和元年に制定された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」と、翌年に策定された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、令和5年に本計画の一部改定を行いました。

---

※1 NPO法人、社会教育関係団体、ボランティア団体等の総称。

## 2 計画の位置付け

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年）、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」）（令和元年）のもと、宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」（令和元年改定）及び「宮崎県教育振興基本計画」（令和元年策定）の下位計画として位置付けるものです。また、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条に定められた都道府県子ども読書活動推進計画、「読書バリアフリー法」第8条に定められた地方公共団体の計画を兼ねるものです。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から令和9年度までの10年間とし、必要に応じて見直しを行うこととします。

# II 読書活動をめぐる主な情勢と課題等

## I 読書活動を取り巻く社会情勢

### (1) 全国の情勢

#### ① 「国民読書年」の取組

平成20年6月の国会決議で、平成22年を「国民読書年」とすることが定められ、読書推進に向けた機運を高めていくために、「政官民が協力のもと、国をあげてあらゆる努力を重ねること」が宣言され、図書館をはじめ、様々な場所で国民読書年に関連した行事や取組が推進されました。

#### ② 図書館法の改正

平成20年6月に図書館法が改正され、図書館が行う事業として、社会教育における学習成果を活用して行う教育活動等の機会を提供することが追加されました。また、図書館の運営状況に関する評価及び改善並びに地域住民等に対する情報提供に努めることも新たに整備されました。

#### ③ 学校図書館法の改正

平成26年6月に改正された学校図書館法では、学校教育における言語活動や探究的な活動、読書活動等の充実のための学校図書館の重要性が一層高まっていることを受けて、学校司書を置くよう努めるものとすることが定められました。

#### ④ 学校図書館の整備充実

平成 28 年 11 月に通知された「学校図書館の整備充実について」の中で、学校図書館の運営上の重要事項について望ましい在り方を示す「学校図書館ガイドライン」及び学校司書に求められる知識・技能を整理した「学校司書モデルカリキュラム」が示されました。

教育委員会においては、学校が学校図書館の機能を十分に利活用できるよう支援し、学校図書館の充実に向けた施策を推進するとともに、特に、図書館資料の面で、学校図書館図書標準を達成していない学校への達成に向けた支援や、廃棄・更新についての支援等が重要であること、司書教諭や学校司書を対象とした研修を実施するなど、その資質能力の向上を図ることが重要であることが示されました。

#### ⑤ 学習指導要領の改訂

平成 29 年 3 月に改訂された学習指導要領では、「国語科を要としつつ各教科の特質に応じて、児童生徒の言語活動を充実すること」「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善にいかすとともに、自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること」「地域の図書館等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞などの学習活動を充実すること」などが配慮事項として示されています。

#### ⑥ 「読書バリアフリー法」の成立

令和元年 6 月に施行した「読書バリアフリー法」は、視覚障がい者等の読書環境を整備して、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受する事ができる社会の実現に寄与することを目的としています。

### (2) 本県の情勢

#### ① みやぎの人財育成

宮崎県総合計画「未来みやぎ創造プラン」の中の「人財育成戦略」では、子どもたちが将来に向かって夢や目標を描き、たくましく生き抜いていけるよう「生きる力」の育成・向上を図るとともに、郷土愛やグローバルな視野を育み、地域・社会の一員としての自覚を培うことで、宮崎や世界の未来を担う将来世代の育成を促進するとしています。また、ライフステージの各段階における多様な学習機会を提供することで、誰もが生涯学び続けられる環境づくりを推進し、特に、女性・高齢者・障がい者等の活躍を推進することで、県民一人一人が個性や違いを尊重し合い多様な能力を発揮することができるよう全員参加型社会の実現を目指しています。

さらに、同戦略を具体的に推進する「アクションプラン」の「人財育成プログラム」において、重点項目 1「子どもたちの『生きる力』の向上等による将来世代の

育成促進」を位置付け、子どもたちの発達の段階や学校の実態に応じた一斉読書、学校図書館を活用した学習活動等の取組、保護者等に読書の大切さを知らせる機会の充実などによって、生涯にわたる読書習慣を身に付ける教育を推進するなど、県民が読書に親しむ環境の整備を通じて、「日本一の読書県」に向けた取組を推進するとしています。

## ② 宮崎県教育振興基本計画の策定

令和元年に策定された「宮崎県教育振興基本計画」では、「知識基盤社会」※<sub>2</sub>が一層進展する中で、県民一人一人が、生涯にわたって自己実現を目指すとともに、身に付けた知識や技術などを人財づくりへ生かすなど地域や社会に還元し、学びが循環する社会づくりを積極的に進め「生涯学習社会」の一層の実現を図る必要があるとされています。

また、同計画の施策目標の「Ⅱ 社会を生き抜く基盤を育む教育の推進」の施策の一つとして「生きる力を育む読書活動の推進」を位置付け、学校図書館を活用した読書活動や一斉読書の取組、保護者等に読書の大切さを知らせる機会の充実、学校図書館・公共図書館等の読書環境の整備に努め、読書に親しむ態度や生涯にわたる読書習慣を身に付ける教育を推進する等県立図書館や学校、家庭、地域等との連携により子どもから大人まで、生涯にわたって読書に親しむ環境づくりを推進し、「日本一の読書県」を目指すとしています。



---

※2 新しい知識・情報・技術が、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会。



## 2 これまでの読書活動推進における主な取組と課題

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成23年に「第二次宮崎県子ども読書活動推進計画」（平成23年度～32年度）を策定し、家庭・学校・地域等における読書活動を推進してきました。

### (1) 子どもの読書に関する主な取組

#### ① 家庭における取組

- それぞれの家庭でできる方法で、読み聞かせをしたり、親子で一緒に読書を楽しんだりする、家庭読書の取組を推進しました。

〈家庭読書に取り組む割合〉

(H22:小学校 60%、中学校 40%、高校 47% ⇒ H28:小・中・高校 51.7%)

(みやぎきの教育に関する調査・県教育委員会)

【参考（改定時の数字を記載しています。以下同様）】R3:小・中・高 53.9%

#### ② 学校における取組

- 県内各学校に呼びかけ、全校一斉の読書活動を推進しました。

〈全校一斉の読書活動を行う学校の割合〉

(H19:小学校 99%、中学校 64%⇒H28:小学校 99.6%、中学校 85.2%)

(学校図書館及び読書に関する調査・県教育委員会)

【参考】R3:小学校 82.6%、中学校 86.6%

- 各学校における読書啓発の取組などにより、児童生徒一人あたりの学校図書館での年間平均貸出冊数が増加しました。

〈児童生徒一人あたりの学校図書館での年間平均貸出冊数〉

(H21:小学校 39冊、中学校 7.4冊⇒H28:小学校 64冊、中学校 10.2冊)

(学校図書館及び読書に関する調査・県教育委員会)

【参考】R3:小学校 75.1冊、中学校 12.9冊

#### ③ 地域における取組

- 各公立図書館における読書啓発の取組などにより、公立図書館における児童書の蔵書冊数及び貸出冊数が増加しました。

〈公立図書館における児童書の蔵書冊数及び貸出冊数〉

(蔵書冊数H21:約185万冊 ⇒H28:約100万冊)

(貸出冊数H21:約131万冊 ⇒H28:約137万冊)

(宮崎県公共図書館公民館等図書室の概要・宮崎県公共図書館連絡協議会 宮崎県立図書館)

【参考】R3:蔵書冊数 約121万冊、貸出冊数 約130万冊

- 全県的な読み聞かせ養成講座の開催により、読み聞かせボランティアが増加しました。

〈読書活動推進指導者養成講座の受講者数〉

(受講者数H22：延べ1,202人 ⇒ H25：延べ7,853人)

(読書活動推進指導者養成講座受講者集計・県教育委員会)

【参考】R3：延べ3,311人

## (2) 子どもの読書に関する主な課題

### ① 家庭読書への取組が二極化の傾向

平成28年度「みやぎきの教育に関する調査」によると、「家族の中で、読書（読み聞かせを含む）をしたり、読んだ本について話し合ったりすることがありますか。」の問いに対し、「よくある」「ある程度ある」と回答した割合は51.8%、「ほとんどない」「まったくない」と回答した割合は48.2%でした。家庭における読書については、二極化の傾向にあることがうかがえます。このことから、家庭における読書啓発や読書習慣づくりへの取組が求められています。

【参考】R3：「よくある」「ある程度ある」53.9%、「ほとんどない」「まったくない」46.1%

### ② 学校段階が進むにつれて読書離れが進む傾向

1か月間に1冊も本を読まないいわゆる不読率は、小学校1.8%、中学校17.0%、高等学校23.6%で、中学生を除いて全国平均より低いものの、学校段階が上がるにしたがって高くなっている状況です。このことから、特に中・高校生への読書啓発や読書習慣づくりへの取組が求められています。

(平成28年度学校図書館及び読書に関する調査・県教育委員会)

【参考】R3：小学校2.1%、中学校14.7%、高等学校21.9%

### ③ 地域における取組の差が顕著

本県において、平成29年3月までに「市町村子ども読書活動推進計画」を策定しているのは38.5%（10市町村）で、全国の割合（72.4%）を下回っています。

各地域の実情に沿った読書振興の方向性を定めることは重要であることから、「市町村子ども読書活動推進計画」策定を促進することが求められています。

(平成28年度都道府県及び市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定状況に関する調査・文部科学省)

【参考】R3：61.5%（16市町村）、83.5%（全国の割合）

### ④ 学校図書館の環境整備が不十分

学校図書館の蔵書冊数について、学校図書館図書標準を達成している学校は、小学校では66.5%（全国：66.4% 以下（ ）内は全国平均）でほぼ全国平均、中学校では50.4%（55.3%）で全国平均を下回っています。

学校司書の配置については、小学校が55.9%(59.3%)、中学校が45.0%(57.3%)で、小・中学校とも全国平均を下回っており地域間において差が見られます。高等学校においては、95.1%(66.9%)で全国平均を上回っていますが、専任の司書は少ない状況にあります。このことから、人的・物的な環境の整備が求められています。

(平成28年度学校図書館の現状に関する調査・文部科学省)

【参考】R2 学校図書館図書標準を達している学校 小学校67.2%(全国71.2%)

中学校51.6%(全国61.1%)

学校司書の配置 小学校57.6%(全国69.1%)、中学校38.1%(全国65.9%)、  
高等学校100%(全国66.4%)

### (3) 大人の読書に関する主な取組と課題

県立図書館の図書を最寄りの市町村立図書館(室)を通じて、希望者に貸し出す図書配送システム(マイラインサービス<sup>※3</sup>)を、週1回から毎日配送にして県内全域での貸出サービスを充実させるなど、全県的な読書環境の整備に努めています。

また、市町村立図書館(室)においても、地域の課題解決のための情報提供や来館が困難な方への宅配サービスの提供など、それぞれ工夫した取組を行っています。主な課題としては、次のとおりです。

- ① 県民の日常的な読書活動についての意識調査では、1日平均30分以上本や雑誌、新聞、電子書籍等を読んでいる人の割合が54%、30分未満が34.8%、全く読まないが11.2%(14.2%)となっており、日常的に読書に親しむ人の割合を高めていくことが求められます。(平成28年度県民意識調査・県)

【参考】1日平均30分以上本や雑誌、新聞、電子書籍等を読んでいる人の割合が52.8%、30分未満は33.0%、全く読まないが14.2%

- ② 国の調査では、過去1年間に趣味として読書をした10歳以上の人の割合は、30.7%(全国44位、全国平均38.7%)となっており、県民が読書の楽しさを味わう手立てを講じていくことが求められます。(平成28年社会生活基本調査・総務省)

【参考】R3:23.9%(全国43位、全国平均31.6%)

- ③ 県内には、公立図書館の未設置自治体が7町村あります。県と市町村との役割分担を踏まえつつ、全県的な観点から県民がどこの地域でも読書に親しめるよう環境をつくることが求められます。

【参考】R3:未設置自治体5町村

---

※3 県立図書館から遠方にある利用者が、最寄りの公立図書館で県立図書館の図書資料を受け取り、返却できるようにするためのシステム。

### 3 「日本一の読書県」づくり

#### (1) 「日本一の読書県」を目指す理由

読書活動は、子どもから大人まで全ての県民が自ら学び、自ら考える力をつけ、豊かな人生を送るために貴重な役割を果たしてくれる有意義な文化活動です。

県では、この読書活動を、宮崎県総合計画に掲げる「未来を築く新しいゆたかさ」の実現やこれからの本県の地方創生を支える人財づくりにおいて、不可欠なものであると考え、子どもから大人まで全ての県民が生涯にわたって読書に親しむ「日本一の読書県」を目指すことにしました。

#### (2) 「日本一の読書県」の目指す姿 ～ 「生涯読書活動」の推進～

宮崎県では、どこに行っても本がある、大人も子どもも読書をする姿がいたるところで見られ、県民の心のゆたかさにつながっている、県民自らそれを実感している、そのような姿が「日本一の読書県」の姿であると考えています。

家庭や学校、地域・職場が一体となって、読書習慣を身に付けた子どもを育成していくとともに、その読書習慣を大人になってももち続け、生涯にわたって読書に親しむ県民を目指していくことが大切です。

「日本一の読書県」づくりを進めるに当たっては、これまで「第二次宮崎県子ども読書活動推進計画」に基づき、主に子どもを対象に読書活動の推進を図ってきましたが、全世代に応じた取組を進めていくことが必要となります。また、世代や発達段階によって、読書の目的や方法も異なることから、乳幼児から高齢者まで生涯にわたって読書ができる環境・支援が大切です。

#### ◎目指す県民像 「生涯にわたって 読書に親しむ みやざき県民」



「日本一の読書県」の取組を県民全体で盛り上げるキャッチフレーズ・ロゴデザインを作成しました。本を読むことで、自分の世界や知識、人とのつながりが広がることをイメージしています。

### Ⅲ 基本的な考え方及び施策の柱

Ⅱにおいて示された社会情勢の変化や主な取組と課題、「日本一の読書県」づくり等を踏まえ、次の基本的な考え方の下、「生涯読書活動」の推進に取り組めます。

#### 《基本的な考え方》

- ◎ 県民が本を読む楽しさやワクワク感を味わい、本を読むことで自分の世界や知識、人とのつながりが広がることを支援します。
- ◎ 「乳幼児」「小学生」「中・高校生」「若い世代」「子育て・就労世代」「高齢者」の各ライフステージに応じたきめ細かな施策を講じます。
- ◎ 「家庭」「学校等（幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校、高校、大学、専門学校、各種学校を指す。）」「地域・職場」「県・市町村」がそれぞれ役割を分担し、連携・協働して目指す姿を実現していきます。
- ◎ 視覚障がい者等の読書環境を整備して、全ての県民が読書を通じて文字・活字文化の恵沢を受けることができる社会を実現していきます。
- ◎ 「日本一の読書県」を目指して、県民総ぐるみの生涯読書活動を継続的に推進します。

上記の基本的な考え方に基づき、施策の柱として次の5つを定め、具体的な取組を進めていきます。

#### 《施策の柱》

- 1 家庭における読書活動の推進
- 2 学校等における読書活動の推進
- 3 地域・職場における読書活動の推進
- 4 視覚障がい者等の読書環境の整備
- 5 県民総ぐるみによる推進体制の充実

本計画における読書は、趣味や楽しみのための読書だけではなく、自分の生活の充実や仕事・自己啓発等のための読書も含まれます。また、紙に印刷された本だけではなく、電子書籍のような紙以外の媒体を読むことなど、時代に応じた読書も含みます。

## IV 具体的な取組等

(○は、県の取組 ◇は、市町村、市町村教育委員会、関係機関、企業等と連携した取組)

### I 家庭における読書活動の推進

#### (1) 「家庭で読書」の提唱と普及

- それぞれの家庭でできる方法で読書を楽しむ「家庭で読書」の普及に努めます。また、「家庭で読書」を勧めるリーフレット等の配布やおすすめ本の紹介をします。

#### (2) 乳幼児の読書活動の推進

- 乳幼児の保護者を対象とした子育て相談おはなし会や乳幼児を対象としたおはなし会を開催します。
- ◇ ブックスタート<sup>※4</sup>の取組や乳幼児を対象としたおはなし会の開催、出産前から子どもの読書を考えるマタニティおはなし会<sup>※5</sup>を奨励します。

#### (3) 小学生の読書活動の推進

- 小学生等を対象としたおはなし会や親子参加型の読書イベントを開催したり、ブックリストを作成しておすすめ本の紹介をしたりします。
- ◇ おはなし会の開催やおすすめ本の紹介、読み聞かせボランティア等の育成を推奨します。

---

※4 司書、保健所、保健センターの保健師、地域のボランティア等が連携・協力して、乳幼児への読み聞かせの方法等を説明しながら保護者に絵本を手渡す運動。市町村自治体の事業として実施。

※5 妊娠中の母親や父親を対象に、赤ちゃんとの絵本の楽しみ方を伝え、絵本その他育児に役立つ本等を紹介するおはなし会。

#### (4) 中・高校生の読書活動の推進

- ヤングアダルト※<sub>6</sub>コーナーの充実を図ります。また、希望者には、読書の足跡を記録する読書手帳を紹介するなど継続的な読書活動の支援を行います。
- ◇ 中・高校生の読書活動を推進するため、ヤングアダルトコーナーの設置・充実を推奨します。

#### (5) 若い世代※<sub>7</sub>の読書活動の推進

- ヤングアダルトコーナーの活用を図るとともに、若者向けのおすすめ本の配布など情報発信に努めます。また、宮崎県大学図書館協議会と連携した読書振興の検討・実施に努めます。
- ◇ 若い世代の読書活動を推進するため、公立図書館や大学図書館の利用促進など継続的な読書活動を推奨します。

#### (6) 子育て・就労世代の読書活動の推進

- 子育て支援セット※<sub>8</sub>を町村の図書館(室)へ貸し出し、子育て支援センターの読み聞かせ活動に活用してもらうなど、町村立図書館における子育て支援のための取組を支援するとともに、子育て世代による県立図書館資料の利用を推進します。
- 大人のための読書会や読書講座の開催など就労世代の読書時間の確保や読書を振興する取組を推進します。
- ◇ 子育て・就労世代における読書活動を推進するため、親子参加型のおはなし会の開催やおすすめの本の紹介などを推奨します。

---

※6 中学生・高校生などティーン・エイジャー、すなわち児童と成人の間に位置する年齢層。

※7 中学生・高校生を除く、概ね20代前半までの若者。

※8 県立図書館司書が、専門家による評価や利用者の声などを参考に選んだ育児書や幼児用絵本のセット。

## (7) 高齢者の読書活動の推進

- 高齢者の読書活動を推進するために、大活字本<sup>※9</sup>等の収集・整理・提供など資料整備と周知に努めます。
- ◇ 大活字本や朗読CD等の資料整備や来館が困難な方への宅配サービス、地域の公民館や集会所、コミュニティサロン<sup>※10</sup>等での高齢者を対象とした健康音読会<sup>※11</sup>や読書会等の取組を推奨します。

## (8) 障がいのある方の読書活動の推進

- 障がいのある方の読書活動を推進するために、大活字本やＬＬブック<sup>※12</sup>、布の絵本、音声録音図書<sup>※13</sup>等の収集及び拡大読書器等の整備を図るとともに、それらの周知に努めます。また、来館が困難な方への宅配サービスの利用促進に努めます。
- ◇ 障がいのある方の読書活動を推進するために、大活字本やＬＬブック、布の絵本、音声録音図書等の収集及び拡大読書器等の整備、障がいのため来館が困難な方への宅配サービスを推奨します。



---

※9 弱視者用に活字の大きさ、行間、コントラスト等を考慮してつくられた図書。

※10 地域の人々が身近な場所で気軽に集まり交流する場。

※11 公民館や図書館、高齢者施設などで、昔話や詩などを皆で声に出し楽しみながら読む活動。

※12 知的障がいや発達障がいのある人などが読みやすいよう、写真や絵、絵文字、短い言葉などで構成された本。

※13 視覚障がい等によって本を読むことのできない人のために、耳で聞いて読書できるように朗読し、その音声を収録した図書。



## 2 学校等における読書活動の推進

### (1) 幼稚園、保育所等における読書活動の推進

- ◇ 保護者に対して子どもの読書の大切さについての啓発や発達の段階に応じた絵本の紹介、保育者等の読み聞かせを推奨します。

### (2) 学校や地域の特色をいかした読書活動の推進

- 読書活動における特色ある優れた取組を行っている学校や公立図書館の情報を収集し紹介することで、教職員の意識の高揚や指導力の向上、先進的な取組の県内への普及を推進します。
- ◇ 児童生徒の本に親しむ機会や読書機会を更に拡充するため、学校での一斉読書の時間の確保や図書館を活用した学習活動、読書活動の充実を図るとともに、家庭・地域との連携による読書活動を推進します。

### (3) 学校図書館の読書環境の整備・充実

- 「学校図書館図書整備5か年計画」に基づき図書資料の整備や学校司書の配置が促進されるように、市町村に対して働きかけを行います。
- 県立学校図書館及び図書館未設置地域の学校等に対し図書を貸し出す「やまびこ文庫」等を活用しながら、学校図書館の運営・充実に役立つ支援を行います。

### (4) 読書活動推進のための研修の充実

- 司書教諭や学校司書など学校図書館を担当する職員をはじめ、校長等の管理職、教諭等を対象に、学校図書館の活用や読書活動の推進に関する研修を行います。

## (5) 学校等と公立図書館の連携促進

- 学校図書館と公立図書館の連携促進につながる情報の提供や意見交換の場を設けます。
- 県立図書館における県立学校等への図書資料の配送の拡充など新たな学習活動の展開を支援します。

## (6) PTA活動と連携した読書活動の推進

- ◇ PTA広報誌における読書活動の紹介や家庭教育学級等における読書に関する研修会の実施など、PTA活動と連携した読書活動を推奨します。



### 3 地域・職場における読書活動の推進

#### (1) 地域における読書活動の推進

- 読書団体や子育て支援団体、高齢者活動団体などと積極的な連携を図り、地域における読書活動を推進します。また、家庭や学校等における読書活動を支援する地域の取組を強化すること等により、家庭や学校等と地域が一体になった読書活動を推進します。

#### (2) 本と人をつなぐ「人づくり」と「場づくり」

- いつでも・どこでも・だれでも読書ができるように、店舗・病院等の身近な場所に本を手にとることができる場（マイクロライブラリー<sup>※14</sup>）をつくる機運の醸成や普及に努めます。
- ◇ 本と人をつなぐ読書ボランティア等の育成・支援や家庭文庫・私設文庫の紹介を推奨します。

#### (3) 職場における読書活動の推進

- 読書時間の確保が難しい就労世代の読書活動を推進するため、アシスト企業<sup>※15</sup>と連携して、経営者おすすめの本の紹介や職場内に本棚を設置する職場内文庫等の取組の呼びかけを行います。

#### (4) 世代をつなぐ継続的な読書活動の推進

- 現在を生きる県民の読書意欲の向上を図るとともに、未来へ向かって継続的な読書振興につなげるため、「県民おすすめの本」の選定・周知や優良読書活動の顕彰を行います。

---

※14 個人や団体の蔵書を一般に開放し閲覧や貸出を行うこと。

※15 企業がもつ専門性や人材などの豊富な教育的資源を、学校・家庭・地域のニーズに応じて提供してくれる企業等。

## (5) 本の多様な読み方、楽しみ方の情報の収集・提供

- 理科の実験と読み聞かせを融合させた理科読や、好きな本を紹介し語り合うグループ読書など、多様な本の読み方・楽しみ方に関する情報を収集するとともに、各種情報の提供に努めます。

## (6) 読書を通じた「知の共有・創造」の場づくりの促進

- 県立図書館において、地域や個人の抱える諸問題の解決を図るため、課題に応じた多様な情報サービスや学習機会の提供を行います。
- 個人や団体、産学官の関係者など多様な主体が参画した、深い学びや課題解決を図るラーニング・コモンズ<sup>※16</sup>等の「知の共有・創造」の場づくりに努めます。

## (7) 市町村立図書館等の利用促進

- 「子ども読書の日」<sup>※17</sup>や、「文字・活字文化の日」<sup>※18</sup>「こどもの読書週間」<sup>※19</sup>「読書週間」<sup>※20</sup>などで実施しているおはなし会や講演会、展示会の取組や、地域に応じた読書活動推進の取組について、県民に対する広報・周知の充実を図ります。

---

※16 複数の人が集まって、電子情報も印刷物も含めた様々な情報源から得られる情報を用いて議論を進めていく学習スタイルを可能にする「場」を提供するもの。

※17 ユネスコの「世界本の日」(4月23日)を、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年)により、「子ども読書の日」(4月23日)として制定。

※18 文字・活字文化振興法(平成17年)により、「文字・活字文化の日」(10月27日)として制定。

※19 社団法人読書推進運動協議会が定めた読書活動推進の為の行事(4月23日～5月12日)。

※20 社団法人読書推進運動協議会が定めた読書活動推進の為の行事(10月27日～11月9日)。

## 4 視覚障がい者等の読書環境の整備

「読書バリアフリー法」第8条第1項の規定に基づき、視覚障がい者等（視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を図る必要があります。

### (1) 図書館の利用に係る体制の整備

- 公立図書館等においては、各図書館の特性や利用者のニーズに応じた円滑な図書館利用のための支援を行うことに努めます。
- アクセシブルな書籍等<sup>※21</sup>を取り巻く環境や技術的動向等について情報を収集することに努めます。
- 県立図書館、点字図書館、市町村立図書館、学校図書館が連携し、視覚障がい等のある幼児、児童生徒、及び学生等が在籍する学校における読書環境の充実を図ることに努めます。

### (2) サービスの提供体制づくり

- 国立国会図書館やサピエ図書館<sup>※22</sup>のサービスの内容を必要とする県民が、より多くのサービスを利用できるよう周知を図ります。

### (3) 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援

- 様々な読書媒体や端末機器等の利用方法について、情報を提供するとともに、端末機器等の貸出を行います。

### (4) 製作人材・図書館サービス人材の育成

- 司書、図書館職員、学校司書等の資質向上に資する研修を実施し、公共図書館や学校図書館における障がい者（児）サービスの充実を図ることに努めます。
- 点訳者、音訳者、アクセシブルな資料の制作者等について、計画的な人材育成に努めます。

---

※21 点字図書・拡大図書等のこと。ここではデイジー図書（デイジーDAISYとは、視覚障がいなどで活字の読みが困難な人のために製作されるデジタル図書の国際標準規格）・音声読み上げ対応の電子書籍・オーディオブック等も含む。

※22 視覚障がい者を始め、目で文字を読むことが困難な方向けの点字・音声・テキストデータを提供するサービスの一つで、全国の会員・団体が、製作または所蔵する資料の目録並びに点字・音声・テキスト図書目録からなる、点字図書などの全国最大のデータベース。

## 5 県民総ぐるみによる推進体制の充実

### (1) 県と市町村との連携・協力による推進体制

- 生涯読書活動が、家庭・学校・地域・職場を通して県全体で推進されるよう市町村と連携・協力するための場づくりや普及・啓発に取り組みます。
- 「市町村子ども読書活動推進計画」策定のための支援を行います。

### (2) 民間企業・民間団体等との協働による推進体制

- アシスト企業が参加する会議などを通して、民間企業や民間団体等との協働による推進体制の構築を目指します。
- 企業や民間団体の優れた取組を県のホームページ等で紹介し、全県的な取組へと広げていきます。

### (3) 「全県的な図書館ネットワーク」の構築

- 県立図書館を中心として、市町村図書館（室）や学校図書館、大学図書館等とのネットワークの充実や図書館相互のサービスの向上を図りながら、全県的な読書環境の整備と図書館サービスの充実を図っていきます。

## V 管理指標について

基本方針に基づいた管理指標を設定し、各取組の進捗状況の点検・評価を行い、改善を図りながら計画を着実に推進します。また、目標値については、現状値を踏まえ、計画の期間の中間年に当たる令和4年度までに到達を目指すものとして設定しました。今後、その結果を検証して、令和9年度の最終目標を定めることとします。

基本方針	指 標	基準値 (H29)	目標値 (R4)
① 家庭における読書活動の推進	家庭で読書に取り組む割合 〈調査方法 みやぎの教育に関する調査〉	56.3%	70%
② 学校における読書活動の推進	朝の読書等の一斉読書を週に1回以上している学校の割合 〈調査方法 学校図書館及び読書に関する調査〉	小 98.7% 中 85.5% 高 86.4%	小 100% 中 90% 高 90%
	読書が好きであると答える児童生徒の割合 〈調査方法 学校図書館及び読書に関する調査〉	71.6%	80%
③ 地域・職場における読書活動の推進	本や雑誌、新聞、電子書籍等を1日に30分以上読んでいる人の割合 〈調査方法 宮崎県民意識調査〉	52.2%	70%
④ 視覚障がい者等の読書環境の整備	読書バリアフリー関連の研修を受講した公立図書館職員の割合 〈調査方法 県生涯学習課調査〉	6.7% (R3)	



**【キャッチフレーズ「読んで広がる」】**

本を読むことで、自分の世界や知識が広がる事をイメージしています。

**【ロゴデザイン】**

様々なジャンルの本を読む事による楽しさやワクワク感、世界や知識の広がりを、本から出てくるいろいろなモノが虹色に変わっていくデザインにより表現しています。



# 資料編

- 宮崎県内の公立図書館及び公民館等図書室の名称・所在地等
- 関連法規等
  - ・ 子どもの読書活動の推進に関する法律
  - ・ 文字・活字文化振興法
  - ・ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律
- 宮崎県読書活動推進委員会設置要綱
- 宮崎県読書活動推進委員会委員名簿



# 公共図書館及び公民館等図書室の名称・所在地等

## 公共図書館（34館）

	市町村名	名 称	所 在 地	郵便番号	電 話 番 号	F A X 番 号
	宮崎県	宮崎県立図書館	宮崎市船塚3丁目210番地1	880-0031	0985-29-2911	0985-29-2491
1	宮崎市	宮崎市立図書館	宮崎市花山手東3丁目25番地3	880-0930	0985-52-7100	0985-52-7158
		宮崎市立佐土原図書館	宮崎市佐土原町下田島20527番地4	880-0211	0985-30-1037	0985-72-2066
2	都城市	都城市立図書館	都城市中町16街区15号	885-0071	0986-22-0239	0986-22-0251
		都城市立高城図書館	都城市高城町穂満坊105番地	885-1202	0986-58-4224	0986-58-4245
3	延岡市	延岡市立図書館	延岡市本小路39番地1	882-0812	0982-32-3058	0982-22-0644
		延岡市立図書館 北方分館	延岡市北方町川水流卯1236番地2	882-0125	0982-28-5200	0982-28-5201
		延岡市立図書館 北浦分館	延岡市北浦町古江1943番地1	889-0301	0982-45-2466	0982-45-2466
		延岡市立図書館 北川分館	延岡市北川町川内名7250番地	889-0192	0982-46-2047	0982-46-2065
4	日南市	日南市立図書館	日南市飫肥2丁目6番18号	889-2535	0987-25-0158	0987-25-1200
		日南市立まなびピア図書館	日南市木山2丁目4番44号 まなびピア内	887-0013	0987-22-5666	なし
		日南市立北郷図書館	日南市北郷町郷之原乙1570番地	889-2402	0987-55-2469	0987-55-2469
		日南市立南郷図書館	日南市南郷町中村乙7051番地25 ハートフルセンター内	889-3204	0987-64-0924	なし
5	小林市	小林市立図書館	小林市細野367番地1	886-0004	0984-22-7913	0984-22-4333
		小林市立図書館 野尻分館	小林市野尻町東麓1183番地2	886-0212	0984-44-1100 (内線273)	なし
		小林市立図書館 須木分館	小林市須木中原1741番地1	886-0111	0984-48-2954	なし
6	日向市	日向市立図書館	日向市春原町1丁目47番地	883-0035	0982-54-1919	0982-54-5444
7	串間市	串間市立図書館	串間市大字西方6524番地58	888-0001	0987-72-1177	0987-72-0803
8	西都市	西都市立図書館	西都市大字右松2606番地1	881-0003	0983-43-0584	0983-41-1113
9	えびの市	えびの市民図書館	えびの市大字大明司2146番地2	889-4311	0984-35-0242	0984-35-3040
10	三股町	三股町立図書館	北諸県郡三股町大字樺山3406番地8	889-1901	0986-51-3200	0986-51-3751
11	国富町	国富町立図書館	東諸県郡国富町大字本庄4768番地2	880-1101	0985-75-9577	0985-75-9558
12	綾 町	綾てるは図書館	東諸県郡綾町大字北俣462番地2	880-1302	0985-77-0180	0985-77-0585
13	高鍋町	町立高鍋図書館	児湯郡高鍋町大字南高鍋551番地	884-0003	0983-21-1152	0983-21-1153
14	新富町	新富町図書館	児湯郡新富町大字上富田6345番地5	889-1403	0983-32-7878	0983-33-5928
15	川南町	川南町立図書館	児湯郡川南町大字平田2386番地3	889-1302	0983-27-7111	0983-27-7100
16	都農町	都農町民図書館	児湯郡都農町大字川北5448番地2	889-1201	0983-25-3316	0983-25-2683

	市町村名	名 称	所 在 地	郵便番号	電話番号	F A X 番号
17	門川町	門川町立図書館	東白杵郡門川町大字門川尾末1611番地1	889-0611	0982-68-0001	0982-68-0024
18	美郷町	美郷町立西郷図書館	東白杵郡美郷町西郷田代1870番地	883-1101	0982-62-6204	0982-66-2131
		美郷町立北郷図書館	東白杵郡美郷町北郷字納間401番地	889-0901	0982-62-6205	0982-62-6193
		美郷町立南郷図書館	東白杵郡美郷町南郷神門287番地	883-0306	0982-59-1605	0982-59-1119
19	椎葉村	椎葉村図書館 「ぶん文Bun」	東白杵郡椎葉村大字下福良1829番地70	883-1601	0982-67-2177	なし
20	高千穂町	高千穂町立図書館	西白杵郡高千穂町大字三田井723番地1	882-1101	0982-72-7219	0982-72-5515
21	日之影町	日之影町立図書館	西白杵郡日之影町大字七折9079番地	882-0401	0982-87-3809	0982-87-3816

#### 公民館等図書室（12室）

	市町村名	名 称	所 在 地	郵便番号	電話番号	F A X 番号
1	宮崎市	宮崎市清武文化会館図書室	宮崎市清武町西新町6番地5	889-1613	0985-85-4454	0985-85-4422
		宮崎市きよたけ児童文化センター図書室	宮崎市清武町西新町1番地6	889-1613	0985-85-4455	0985-85-4244
		宮崎市田野公民館図書室	宮崎市田野町甲2818番地	889-1795	0985-85-4456	0985-86-4145
		宮崎市高岡地区農村環境改善センター図書室	宮崎市高岡町内山2887番地 高岡総合支所1階	880-2221	0985-85-4457	0985-82-0145
2	都城市	都城市山之口地区公民館図書室	都城市山之口町花木1934番地1	889-1802	0985-85-4458	0986-57-3574
		都城市山田総合センター図書室	都城市山田町山田3881番地7	889-4601	0985-85-4459	0986-64-1137
		都城市高崎たちばな学び館	都城市高崎町大牟田1150番地1 高崎総合支所内	889-4592	0985-85-4460	0986-45-8181
3	高原町	高原町中央公民館図書室	西諸県郡高原町大字西麓392番地	889-4412	0985-85-4461	0984-42-3969
4	西米良村	西米良村立図書館	児湯郡西米良村大字村所19番地	881-1411	0985-85-4462	0983-36-1205
5	木城町	木城町総合交流センター リパリス図書室	児湯郡木城町大字椎木2146番地1	884-0102	0985-85-4463	0983-32-2380
6	諸塚村	諸塚村中央公民館図書室	東白杵郡諸塚村大字家代3066番地	883-1301	0985-85-4464	0982-65-1246
7	五ヶ瀬町	五ヶ瀬町教育委員会図書室	西白杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所10693番地1	882-1203	0985-85-4465	0982-82-1725

# 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成十三年法律第百五十四号）

## （目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

## （基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

## （国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## （地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## （事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

## （保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

## （関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

## （子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

## （都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの

読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

# 文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）

## （目的）

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

## （定義）

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

## （基本理念）

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

## （国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## （地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## （関係機関等との連携強化）

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

## （地域における文字・活字文化の振興）

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

- 2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

- 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

# 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第四十九号）

## 目次

- 第一章 総則（第一条－第六条）
- 第二章 基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 基本的施策（第九条－第十七条）
- 第四章 協議の場等（第十八条）
- 附則

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

### （基本理念）

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。
- 三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。



(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(以下この章において「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

### 第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進

するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

#### 附則

この法律は、公布の日から施行する。

# 宮崎県読書活動推進委員会設置要綱

平成27年12月2日

県教育庁生涯学習課

## (目的)

第1条 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成十三年法律第百五十四号)第二条に定める子どもの読書活動に関する基本理念及び「文字・活字文化振興法」(平成十七年法律第九十一号)及び「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(令和元年法律第四十九号)第八条に定める地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画に基づき、子どもの読書活動の推進及び視覚障害者等の読書環境の整備の推進を含む、子供から大人までの県民全ての生涯にわたる読書活動に関する施策の総合的な推進を図るため、「宮崎県読書活動推進委員会」(以下「推進委員会」という。)を設置する。

## (検討事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 「宮崎県生涯読書活動推進計画」の策定及び推進状況の検証に関すること。
- (2) 本県における読書活動推進に係る施策に関すること。

## (構成)

第3条 推進委員会は、20名以内をもって組織し、次の各号に掲げるもののうちから教育長が任命又は委嘱する。

- (1) 社会教育関係者
- (2) 就学前教育関係者
- (3) 学校教育関係者
- (4) 行政機関の代表
- (5) 学識経験者
- (6) 民間企業・団体の代表

2 推進委員会には、委員長及び副委員長を1名ずつ置く。

3 推進委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選によって選出する。

## (職務)

第4条 委員長は、推進委員会を代表し、会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 推進委員会は、委員長が招集する。

2 推進委員会の議長は、委員長とする。

3 必要に応じ、委員以外の者に推進委員会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

## (任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

**(顧問)**

第7条 推進委員会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は必要に応じて、推進委員会の会議に出席し、意見を述べるものとする。
- 3 顧問は、教育委員会が必要と認める者をもって充てる。

**(幹事会)**

第8条 推進委員会の事務を補助するため、推進委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は幹事長及び幹事をもって組織し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会の会議は幹事長が招集する。

**(庶務)**

第9条 推進委員会の庶務及び推進委員会に係る諸経費の支出は、県教育庁生涯学習課において処理する。

**(その他)**

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則（改正平成30年4月1日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則（改正令和5年 月 日）

この要綱は、令和5年 月 日から施行する。

別表（第8条関係）

区 分	職 名
幹 事 長	生涯学習課長
幹 事 会	教育庁
	教育政策課 担当リーダー及び担当
	義務教育課 担当リーダー及び担当
	高校教育課 担当リーダー及び担当
	特別支援教育課 担当リーダー及び担当
	教職員課 担当リーダー及び担当
	生涯学習課 担当リーダー及び担当
	県教育研修センター 担当リーダー及び担当
	県立図書館 担当リーダー及び担当
	福祉保健部
	長寿介護課 担当リーダー
	こども政策課 担当リーダー
	障がい福祉課 担当リーダー

## 宮崎県読書活動推進委員会委員名簿

任 期：令和3年5月24日から令和5年5月23日まで

名簿順：50音順（敬称略）

	氏 名	所属・役職等	備 考
委員長	竹内 元	宮崎大学教育学研究科 准教授	
委 員	石川 和子	びろうじゅ 代表	
委 員	井澤 誠子	公募	
委 員	大賀 千穂美	県視覚障害者センター 職員	
委 員	内勢 美絵子	九州福祉保健大学 特任教授	
委 員	北方 俊二	えびの市民図書館 館長	令和4年5月より
委 員	小坂 薫	県立日南振徳高等学校 教諭	
委 員	小島 英子	えびの市市民環境課 主事	
委 員	相良 小百合	県立都城泉ヶ丘高等学校 学校司書	
委 員	高八重 明彦	県立図書館利用者	
委 員	田中 聡子	県立清武せいりゅう支援学校 PTA	
委 員	玉城 美千子	あおぞら幼稚園 園長	
委 員	中山 修子	西都市立妻南小学校 指導教諭	
委 員	中村 吉寛	有限会社都城金海堂 代表取締役	
委 員	成合 進也	日向市地域福祉コーディネーター	
委 員	元長 貴司	障がい福祉課 主幹	
委 員	森山 慎作	県PTA連合会 副会長	
委 員	矢野 恭子	県立明星視覚支援学校 校長	令和4年5月より
委 員	吉永 登志孝	県立図書館情報提供課 課長	令和4年5月より





## 宮崎県生涯読書活動推進計画(改定版)

令和5年4月1日

宮崎県教育委員会（宮崎県教育庁生涯学習課）

〒880-8502 宮崎県宮崎市橘通東1丁目9番10号

TEL 0985-26-7244

FAX 0985-26-7342



**みやざき学び応援ネット**

新生涯学習総合情報提供システム

<https://www.sun.pref.miyazaki.la.ip>